

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年6月16日
【事業年度】	第19期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
【会社名】	株式会社日本取引所グループ
【英訳名】	Japan Exchange Group, Inc.
【代表者の役職氏名】	取締役兼代表執行役グループCEO 清田 瞭
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町2番1号
【電話番号】	(03)3666-1361
【事務連絡者氏名】	執行役CFO 田端 厚
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋兜町2番1号
【電話番号】	(03)3666-1361
【事務連絡者氏名】	広報・IR部長 宮司 和幸
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
営業収益 (百万円)	114,776	107,885	120,711	121,134	123,688
税引前利益 (百万円)	67,774	60,604	72,990	70,786	69,095
親会社の所有者に帰属する 当期利益 (百万円)	44,877	42,124	50,484	49,057	47,609
親会社の所有者に帰属する 当期包括利益 (百万円)	41,902	41,676	50,208	49,042	49,490
親会社の所有者に帰属する 持分 (百万円)	257,194	257,955	273,771	285,009	298,228
総資産額 (百万円)	29,546,776	41,288,932	41,316,341	54,069,405	67,286,302
1株当たり親会社所有者帰 属持分 (円)	468.43	477.31	510.99	532.10	556.97
基本的1株当たり当期利益 (円)	81.74	77.00	94.17	91.58	88.91
希薄化後1株当たり当期利 益 (円)	-	-	-	-	-
親会社所有者帰属持分比率 (%)	0.9	0.6	0.7	0.5	0.4
親会社所有者帰属持分当期 利益率 (%)	18.2	16.4	19.0	17.6	16.3
株価収益率 (倍)	21.1	20.6	20.9	21.5	21.4
営業活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	61,069	47,462	66,018	52,778	56,881
投資活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	33,591	19,330	26,164	30,066	9,434
財務活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	21,030	21,119	34,393	37,809	39,411
現金及び現金同等物の期末 残高 (百万円)	66,547	73,553	78,999	63,891	71,883
従業員数 (名)	1,088	1,085	1,093	1,110	1,208

(注) 1. 国際会計基準(以下「IFRS」という。)に基づいて連結財務諸表を作成しております。

2. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

3. 希薄化後1株当たり当期利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 2015年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。そのため、2016年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、基本的1株当たり当期利益を算出しております。

<参考>

当社グループの資産及び負債には、連結子会社である株式会社日本証券クリアリング機構及び株式会社日本商品清算機構が清算機関として引き受けた「清算引受資産・負債」及び清算参加者から担保として預託を受けた「清算参加者預託金」が両建てで計上されております。「清算引受資産・負債」及び「清算参加者預託金」は、多額かつ清算参加者のポジションなどにより日々変動することから、当社グループの資産及び負債の額は、これらの変動に大きな影響を受けます。その他、金融商品取引の安全性を確保するための諸制度に基づく「信認金」、「取引参加者保証金」及び「違約損失積立金」が資産及び負債又は資本に両建てで計上されております。

連結経営指標等のうち、これらの資産及び負債又は資本を控除した数値は、以下のとおりです。

決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
親会社の所有者に帰属する 持分 (百万円)	229,246	230,006	245,823	257,060	270,280
総資産額 (百万円)	313,351	330,089	354,618	359,502	378,820
1株当たり親会社所有者帰 属持分 (円)	417.52	425.60	458.83	479.92	504.78
親会社所有者帰属持分比率 (%)	73.2	69.7	69.3	71.5	71.3
親会社所有者帰属持分当期 利益率 (%)	20.5	18.3	21.2	19.5	18.1

(注) 総資産額は「清算引受資産」、「清算参加者預託金」、「信認金」及び「違約損失積立金」、親会社所有者に帰属する持分は、「違約損失積立金」をそれぞれ控除して算出した数値であります。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期
決算年月	2016年 3 月	2017年 3 月	2018年 3 月	2019年 3 月	2020年 3 月
営業収益 (百万円)	35,072	47,887	41,119	48,932	47,057
経常利益 (百万円)	31,309	43,682	36,441	44,486	41,906
当期純利益 (百万円)	30,275	42,774	35,503	46,805	45,396
資本金 (百万円)	11,500	11,500	11,500	11,500	11,500
発行済株式総数 (株)	549,069,100	549,069,100	536,351,448	536,351,448	536,351,448
純資産額 (百万円)	110,107	111,061	111,970	118,035	124,091
総資産額 (百万円)	230,071	244,641	251,848	246,883	242,849
1株当たり純資産額 (円)	200.54	205.50	208.99	220.37	231.75
1株当たり配当額 (円)	71	47	67	70	54
(内、1株当たり中間配当額) (円)	(42)	(21)	(24)	(27)	(24)
1株当たり当期純利益 (円)	55.14	78.19	66.22	87.38	84.78
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	47.9	45.4	44.5	47.8	51.1
自己資本利益率 (%)	28.5	38.7	31.8	40.7	37.5
株価収益率 (倍)	31.3	20.3	29.7	22.6	22.5
配当性向 (%)	90.7	60.1	101.2	80.1	63.7
従業員数 (名)	208	197	193	189	223
株主総利回り (%)	101.8	96.5	122.5	126.7	125.9
(比較指標：JPX日経イン デックス400(配当込 み)) (%)	(88.6)	(100.6)	(115.4)	(110.4)	(100.5)
最高株価 (円)	2,015 (4,480)	1,823	2,154	2,197	2,065
最低株価 (円)	1,468 (3,280)	1,082	1,538	1,702	1,527

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を2019年3月期の期首から適用しており、2018年3月期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 2015年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。そのため、2016年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算出しております。また、2016年3月期の株価については当該株式分割後の最高株価及び最低株価を記載しており、()内に当該株式分割前の最高株価及び最低株価を記載しております。

5. 2018年3月期の1株当たり配当額には記念配当10円が含まれ、2019年3月期の1株当たり配当額には特別配当15円が含まれております。

6. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

2【沿革】

当社は、2013年1月1日に、株式会社東京証券取引所グループと株式会社大阪証券取引所との合併により、発足しました。

1878年5月	東京株式取引所設立免許（東京証券取引所の前身）
1878年6月	大阪株式取引所設立免許（大阪証券取引所の前身）
1949年4月	会員組織として東京証券取引所、大阪証券取引所が設立
1949年5月	株券の売買を開始
1956年4月	債券市場を開設（東京証券取引所・大阪証券取引所）
1961年6月	東京証券取引所、株式会社東京証券計算センター設立（現・株式会社東証コンピュータシステム）
1961年10月	市場第二部制度を導入（東京証券取引所・大阪証券取引所）
1966年10月	東京証券取引所、国債市場を開設
1969年7月	東京証券取引所、東証株価指数（TOPIX）の算出・公表開始
1970年5月	東京証券取引所、転換社債市場を開設
1971年7月	東京証券取引所、株券振替決済制度を導入
1973年12月	東京証券取引所、外国株市場を開設
1974年9月	東京証券取引所、相場報道システム稼働 大阪証券取引所、相場情報伝達システム稼働
1985年10月	東京証券取引所、国債先物市場を開設
1986年6月	東京証券取引所、株式会社東京証券計算センターの子会社として株式会社東証システムサービスを設立
1988年9月	株価指数先物市場を開設（東京証券取引所・大阪証券取引所）
1989年6月	大阪証券取引所、株価指数オプション市場を開設
1989年10月	東京証券取引所、株価指数オプション市場を開設
1990年5月	東京証券取引所、国債先物オプション市場を開設
1996年10月	大阪証券取引所、外国株市場を開設（1997年8月売買取引開始）
1997年11月	東京証券取引所、株券及び転換社債券に係る立会外取引制度導入
1998年7月	東京証券取引所、TDnet（適時開示情報伝達システム）稼働
1999年4月	東京証券取引所、株券売買立会場を閉場
1999年7月	大阪証券取引所、立会場廃止
1999年11月	東京証券取引所、新興企業向け市場「マザーズ」を開設
2000年3月	東京証券取引所と広島証券取引所及び新潟証券取引所が合併
2000年5月	大阪証券取引所、ナスダック・ジャパン市場を開設（同年6月売買開始）
2001年3月	大阪証券取引所と京都証券取引所が合併
2001年4月	大阪証券取引所、会員組織から株式会社に組織変更
2001年7月	ETF市場を開設（東京証券取引所・株式会社大阪証券取引所）
2001年8月	東京証券取引所、証券会員制法人東京証券取引所に商号変更
2001年9月	東京証券取引所、不動産投資信託証券（REIT）市場を開設
2001年11月	東京証券取引所、証券会員制法人から株式会社に組織変更
2002年1月	株式会社証券保管振替機構が設立され、株式会社東京証券取引所が出資
2002年2月	株式会社東京証券取引所、株式会社東証システムサービスを子会社化 株式会社東証コンピュータシステムを非子会社化（関連会社化）
2002年7月	株式会社東京証券取引所、株式会社日本証券クリアリング機構を設立
2002年12月	株式会社大阪証券取引所、ナスダック・ジャパン市場を「ヘラクレス」に変更

2003年 1月	株式会社日本証券クリアリング機構、業務開始(株式会社東京証券取引所の現物清算業務を移管)
2003年 2月	株式会社日本証券クリアリング機構に株式会社東京証券取引所のデリバティブ清算業務を移管
2004年 4月	株式会社大阪証券取引所、株式を「ヘラクレス」に上場
2004年 7月	株式会社東京証券取引所、株式会社ICJを日本証券業協会、Automatic Data Processing, Inc. (現・Broadridge Nederland B.V.)とともに設立
2006年10月	株式会社大阪証券取引所、株式分割の実施(1:3)
2007年 6月	株式会社東京証券取引所、シンガポール取引所株式を取得(所有割合:約4.99%)
2007年 8月	株式会社東京証券取引所グループを設立(単独株式移転により設立)
2007年10月	株式会社東京証券取引所グループ、東京証券取引所自主規制法人を設立(同年11月より業務開始)
	株式会社大阪証券取引所、金融商品取引法に基づく自主規制委員会を設置
2008年 1月	株式会社東京証券取引所、ToSTNeT市場を開設(立会市場から独立)
2008年12月	株式会社大阪証券取引所、株式会社ジャスダック証券取引所株式の76.1%を取得し同社を子会社化
2009年 6月	株式会社東京証券取引所グループとロンドン証券取引所との共同出資により設立した株式会社T O K Y O A I M取引所が取引所業務を開始
2009年 9月	株式会社大阪証券取引所、株式会社ジャスダック証券取引所の全株式を取得し同社を完全子会社化
2010年 1月	株式会社東京証券取引所、現物取引システム「arrowhead」を稼働
2010年 4月	株式会社大阪証券取引所、株式会社ジャスダック証券取引所を吸収合併
2010年 9月	株式会社日本証券クリアリング機構が株式会社日本国債清算機関株式を取得(所有割合:35.6%)
2010年10月	株式会社大阪証券取引所、新JASDAQ市場を開設
2011年 2月	株式会社大阪証券取引所、デリバティブ取引システム「J-GATE」を稼働
2011年 7月	株式会社大阪証券取引所、デリバティブ市場のナイト・セッションを開始
2012年 3月	株式会社東京証券取引所グループ、ロンドン証券取引所が保有する株式会社T O K Y O A I M取引所の全株式を取得。同年7月、株式会社東京証券取引所に吸収合併
2012年 8月	株式会社東京証券取引所グループ、公開買付けにより、株式会社大阪証券取引所株式を取得(所有割合:66.7%)
2012年 9月	株式会社大阪証券取引所、新大証設立準備株式会社(現・株式会社大阪取引所)を設立
2012年10月	株式会社日本証券クリアリング機構、金利スワップ取引清算業務を開始
2013年 1月	株式会社東京証券取引所グループと株式会社大阪証券取引所が合併し、「株式会社日本取引所グループ」に商号変更(存続会社:株式会社大阪証券取引所) 新大証設立準備株式会社が「株式会社大阪証券取引所」に商号変更し、株式会社大阪証券取引所の金融商品取引所事業を承継 株式会社日本取引所グループ株式が東京証券取引所市場第一部に上場
2013年 7月	大阪証券取引所の現物市場、清算機能及び自主規制機能をそれぞれ東京証券取引所の現物市場、日本証券クリアリング機構、東京証券取引所自主規制法人に統合
2013年10月	株式分割の実施(1:5) 株式会社日本証券クリアリング機構、株式会社日本国債清算機関と合併
2014年 1月	JPX日経インデックス400の算出・公表を開始
2014年 3月	東京証券取引所のデリバティブ市場を大阪証券取引所のデリバティブ市場に統合 株式会社大阪証券取引所が、「株式会社大阪取引所」に商号変更
2014年 4月	東京証券取引所自主規制法人が「日本取引所自主規制法人」に名称変更
2014年12月	ヤンゴン証券取引所設立のための合弁契約をミャンマー経済銀行、大和総研と締結(出資比率18.75%)

2015年4月	東京証券取引所、インフラファンド市場を開設
2015年5月	シンガポールに支店を開設（駐在員事務所を改組）
2015年10月	株式分割の実施（1：2）
2016年3月	ヤンゴン証券取引所、取引開始
2017年3月	業界連携型ブロックチェーン/DLT実証実験を開始
2017年12月	Sustainable Stock Exchanges Initiativeへ参加
2018年5月	国債決済期間短縮（T+1化）
2019年7月	株式等決済期間短縮（T+2化）
2019年10月	公開買付けにより株式会社東京商品取引所株式を取得（所有割合：97.15%）し、子会社化 （株式会社日本商品清算機構も併せて子会社化）
2019年11月	株式会社東京商品取引所の全株式を取得し、完全子会社化 （株式会社日本商品清算機構も併せて完全子会社化）

3【事業の内容】

当社は、株式会社東京証券取引所、株式会社大阪取引所、株式会社東京商品取引所、日本取引所自主規制法人、株式会社日本証券クリアリング機構及び株式会社日本商品清算機構を含む連結子会社7社並びに持分法適用関連会社3社を有する金融商品取引法上の金融商品取引所持株会社です。当社グループは、金融商品取引法上の金融商品取引所持株会社グループとして、有価証券やデリバティブの上場から、取引の場の提供、清算・決済サービス、指数・情報サービスに至るまで、我が国の市場に関する一連のサービスをグループ一丸となって提供しています。当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

当社グループの特徴及び収益内容は、次のとおりです。

(1) 当社グループの特徴について

現物市場

当社グループの現物市場は、市場第一部、市場第二部、マザーズ及びJASDAQなどの株式市場を中心として構成されています。当社グループの株式市場は、世界でも有数の市場規模であるとともに、我が国市場の中核インフラとして確固たる地位を確立しています。

デリバティブ市場

当社グループのデリバティブ市場は、指数先物、指数オプション、国債先物、国債先物オプション、有価証券オプション、商品先物等の取引を提供しています。また立会時間については、日中に加え、夕方・夜間も取引が可能となっています。

指数先物取引、指数オプション取引では、わが国を代表する株価指数である日経平均株価やTOPIXを対象とする取引を提供しており、我が国を代表するデリバティブ商品となっています。また、国債先物取引においては、長期国債先物取引が、その高い流動性から、長期金利市場の指標となっています。

取引システム

取引を円滑に行い、市場の安定性・信頼性を維持していくためには、システムの安定稼働が必須の要件となっております。また、テクノロジーの発達による取引手法の多様化・高度化や新商品の上場などに適切かつ機動的に対応し、市場利用者のニーズを実現していくためには、絶えずITインフラの整備を推進していく必要があります。

当社グループでは、現物市場の売買システムとして、高速性・信頼性・拡張性を兼ね備えた「arrowhead」を、デリバティブ市場の取引システムとして、世界標準の取引機能と世界水準の注文処理性能を兼ね備えた「J-GATE」をそれぞれ稼働しています。

情報サービス

当社グループでは、有価証券の売買及びデリバティブ取引に関する約定値段等の情報をその発生・変化の都度、即時に配信するとともに、株価情報等を基に算出した指数情報や各種統計情報も併せて、取引参加者や情報ベンダー等の市場参加者に提供しています。

また、上場会社の適時開示情報を検索できるサービスやコーポレート・アクション情報の提供等のサービスも行っており、市場参加者のニーズに応じて、各種市場情報の提供を行っています。

自主規制機能

投資家が市場に安心して参加するためには、市場が公正で信頼できるものである必要があり、市場の公正性・信頼性を確保するためには、自主規制機能が適切に発揮されることが不可欠です。

当社グループでは、金融商品市場について、持株会社の傘下に日本取引所自主規制法人を置き、“取引所の品質管理センター”として、市場の公正と信頼の維持を図っています。自主規制業務を、市場運営会社である取引所とは別法人の形態の自主規制法人が行うことにより、市場に近い位置に身を置き、高い専門性を発揮すると同時に、中立性・実効性を確保しやすい組織体制を構築しています。また、商品市場については、自主規制業務の独立性確保の観点から、株式会社東京商品取引所の取締役会の諮問機関として自主規制委員会を設置し、同委員会が自主規制業務に関する事項の審議を行うこととし、同委員会の職務を補助する自主規制を担当する部門を設置しています。

清算・決済

投資家が市場に安心して参加するためには、清算・決済が確実に行われることが極めて重要です。

株式会社日本証券クリアリング機構は、清算機関として、取引所で成立した現物取引やデリバティブ市場で成立した先物・オプション取引に係る清算業務を行うとともに、私設取引システム（PTS）を通じた売買、店頭デリバティブ取引及び国債店頭取引の清算業務も行っていきます。同社は、債権・債務の当事者となって決済の履行を保証するほか、有価証券と決済資金の効率的な授受のためのネットィングを行ったうえで、証券・資金の決済機関に対して振替指図を行っています。また、株式会社日本商品清算機構は、清算機関として、商品取引所で成立した商品先物取引等に係る清算業務を行っています。

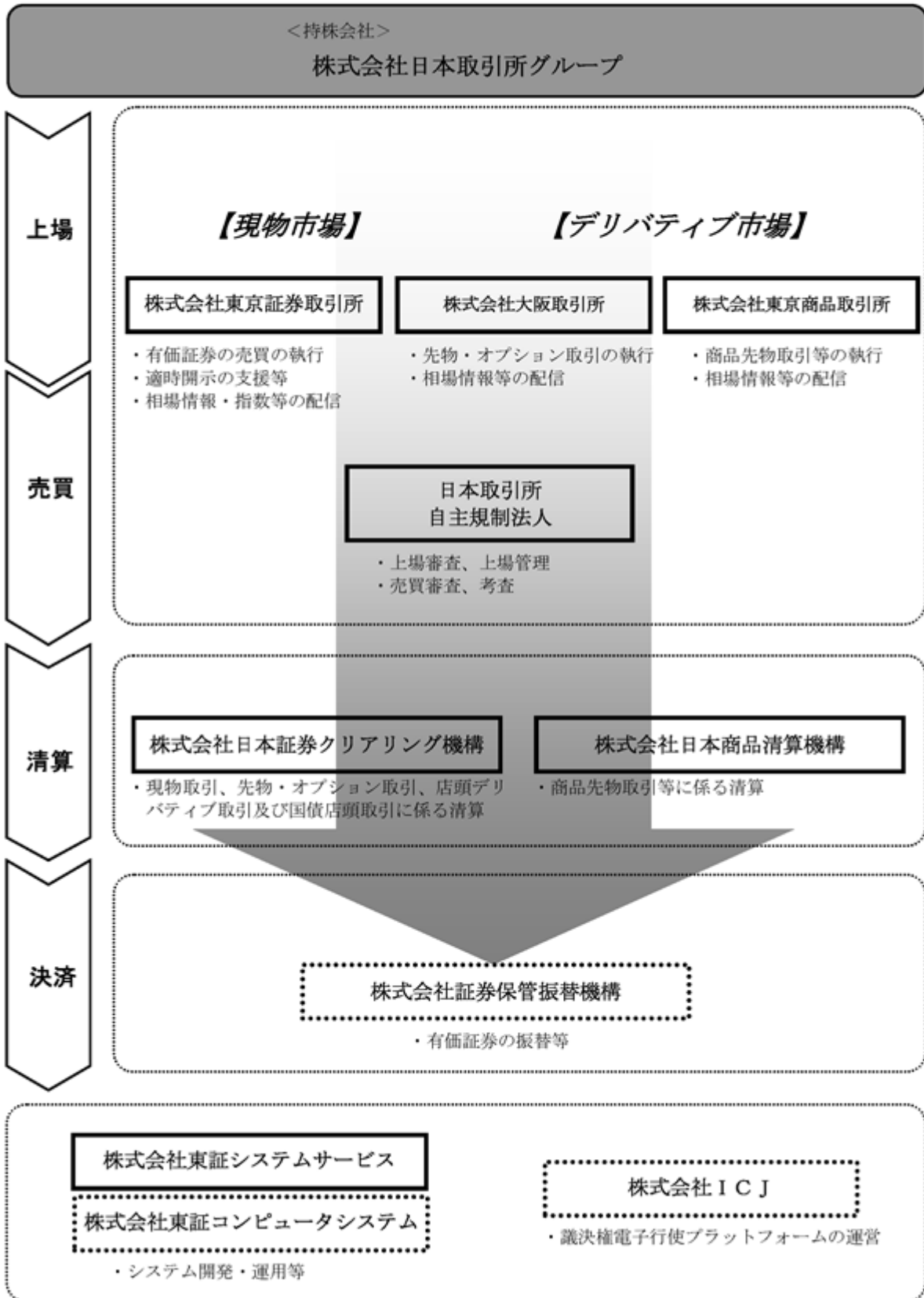
さらに、株式会社証券保管振替機構は、振替機関として、証券会社や銀行等の間における有価証券の振替等を行っています。

(2) 当社グループの収益内容について

内 訳	内 容
取引関連収益	売買代金・数量や注文件数に応じて取引参加者から得る収入など
清算関連収益	債務引受に係る収入など
上場関連収益	時価総額や増資の実施等に応じて上場会社から得る収入など
情報関連収益	取引参加者、情報ベンダー等への相場情報の提供料など
その他	arrownet利用料、コロケーション利用料など

当社グループの事業系統図は次頁のとおりです。

[事業系統図]



4【関係会社の状況】

名 称	住 所	資 本 金 (百万円)	主 要 な 事 業 の 内 容	議決権の 所有割合 (%)	関 係 内 容
(連結子会社) 株式会社東京証券取引所 (注)1, 4	東京都中央区	11,500	有価証券の売買を行う 取引所金融商品市場の 開設	100.0	経営管理 設備賃貸借 役員の兼任5名
株式会社大阪取引所 (注)1, 4	大阪府大阪市 中央区	4,723	市場デリバティブ取引 を行う取引所金融商品 市場の開設	100.0	経営管理 役員の兼任4名
株式会社東京商品取引所 (注)1	東京都中央区	1,989	商品市場の開設	100.0	経営管理 役員の兼任2名
日本取引所自主規制法人 (注)1, 2	東京都中央区	3,000	株式会社東京証券取引 所等からの委託を受け て行う自主規制業務	100.0	経営管理
株式会社日本証券クリア リング機構 (注)1, 4	東京都中央区	8,950	金融商品債務引受業等	(注)5	役員の兼任2名
株式会社日本商品清算機構	東京都中央区	634	商品取引債務引受業等	100.0 (100.0)	役員の兼任1名
株式会社東証システム サービス	東京都中央区	100	コンピュータシステム の開発受託等	100.0 (100.0)	役員の兼任1名
(持分法適用関連会社) 株式会社ICJ	東京都中央区	200	機関投資家向け議決権 電子行使プラット フォームの運営	50.0 (50.0)	役員の兼任1名
株式会社東証コンピュ ータシステム	東京都江東区	400	情報処理事務の受託等	35.0 (35.0)	
株式会社証券保管振替機構	東京都中央区	4,250	有価証券の振替に係る 業務等	24.6	役員の兼任1名

(注)1. 特定子会社に該当しております。

2. 日本取引所自主規制法人の資本金の欄には、基本金の額を記載しております。

3. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合を内数で示しております。

4. 株式会社東京証券取引所、株式会社大阪取引所及び株式会社日本証券クリアリング機構につきましては、営業収益(連結会社相互間の内部営業収益を除く。)の連結営業収益に占める割合が10%を超えております。

< 主要な損益情報等(日本基準) >

	株式会社東京証券取引所	株式会社大阪取引所	株式会社日本証券 クリアリング機構
(1) 営業収益	89,024百万円	18,568百万円	26,822百万円
(2) 経常利益	49,233百万円	7,647百万円	8,221百万円
(3) 当期純利益	34,494百万円	5,273百万円	5,665百万円
(4) 純資産額	119,002百万円	22,404百万円	68,575百万円
(5) 総資産額	146,586百万円	33,441百万円	6,292,113百万円

5. A種類株式99.2%、B種類株式100.0%、C種類株式60.4%、D種類株式52.9%

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2020年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
連結会社合計	1,208

- (注) 1. 金融商品取引所事業の単一セグメントのため、連結会社の従業員数の合計を記載しております。
2. 従業員数は、グループ外への出向者を除き、グループ外からの出向者を含んだ就業人員であります。
3. 臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含みます。)は、当該臨時雇用者の総数が従業員数の100分の10未満であることから、記載を省略しております。

(2) 提出会社の状況

2020年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
223	43.4	17.1	10,175,478

- (注) 1. 従業員数は、グループ外への出向者を除き、グループ外からの出向者を含んだ就業人員であります。
2. 臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含みます。)は、当該臨時雇用者の総数が従業員数の100分の10未満であることから、記載を省略しております。
3. 平均年間給与は、グループ外からの受入出向者を除き、賞与及び基準外賃金を含んで算出しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループには、東京証券取引所労働組合、大阪証券取引所労働組合および大阪証券労働組合の3つの労働組合が組織されておりましたが、2019年9月にこれらの労働組合が統合され、日本取引所グループ従業員組合となっております。また、2019年10月に経営統合した株式会社東京商品取引所には東京商品取引所労働組合が組織されております。

なお、労使関係に特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

記載事項のうち将来に関する事項は、提出日現在において入手可能な情報等に基づいて判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは、公共性及び信頼性の確保、利便性、効率性及び透明性の高い市場基盤の構築並びに創造的かつ魅力的なサービスの提供により、市場の持続的な発展を図り、豊かな社会の実現に貢献します。また、これらを通じて、投資者を始めとする市場利用者の支持及び信頼の増大が図られ、その結果として、利益がもたらされるものと考えます。

この企業理念の下、中期経営計画において、中長期の将来像を見据えた経営の基本方針、事業戦略及び経営目標を策定しています。

2019年度から2021年度の3か年を対象とした「第三次中期経営計画 市場への責任 未来への挑戦」(2019年3月策定、2020年3月アップデート)においては、グローバルな環境変化や技術革新の中、ステークホルダーとの一層の協力や新たなパートナーシップを通じ、誰もがあらゆる商品を安心かつ容易に取引できる取引所<Total smart exchange>への進化を目指すとともに、「責任あるインフラの運営者として『持続可能な社会の構築』に向けて、さらに積極的に貢献していく」ことを経営の基本方針とし、社会を支えるインフラとしての責任を果たす意思と、環境変化に立ち向かう意思を「市場への責任 未来への挑戦」と表しています。

中期経営計画を着実に実行するとともに、投資家・利用者のニーズや事業環境の変化、技術の進展や規制の枠組みの見直しに応じて、的確な対応を進めることにより、日本国内のみならず、アジア太平洋地域のタイムゾーンにおける機軸マーケットとして、世界でも枢要な市場の一つであり続けることを目指してまいります。

(2) 中期経営計画、経営環境及び対処すべき課題等

第三次中期経営計画1年目の振り返り

2019年度においては、当社グループは、第三次中期経営計画の計画1年目として、以下4つの重点戦略に基づく施策を着実に実行いたしました。

重点戦略	主な施策や成果
次世代に向けた「市場のカタチ」の追求	現物プラットフォーム arrowhead2.5の稼働 株式決済期間短縮(T+2化)の実現 IPO94社を達成 日中ETFコネクティビティを活用した日中ETF同時上場
総合取引所の実現とその発展	東京商品取引所(TOCOM)との経営統合 商品移管・清算機関統合に係る制度の確定・公表 経営統合シナジー創出に向けた管理部門の統合 一体化した営業部隊による市場活性化策の推進
データサービスの多様化の実現と次世代への挑戦	新たなデータサービス・ユザ層を創出する実証実験プログラム・データサンドボックスプログラムを立ち上げ 新プログラムにより新たなデータサービスの開発が進捗(実用化2件、実験中5件)
事業と社会の未来を支えるための基盤作り	BCP強化のための関西バックアップセンターの構築を推進 ブロックチェーン/DLTを実用化するインフラ構築に向けた新プロジェクトの立ち上げ 人生100年時代を見据えた資産形成の重要性を訴求

経営・事業環境及び課題

当社グループは、有価証券やデリバティブの上場から、取引の場の提供、清算・決済サービスから指数・情報サービスに至るまで、我が国の市場に関する一連のサービスをグループ一丸となって提供しています(当社の企業構造については「第1企業の概況 3事業の内容」の事業系統図をご覧ください。)。当社グループが運営する市場は、企業等に対しては資金調達機会を、投資家に対しては資産運用機会を、社会全体に対しては価格発見機能を提供しています。我が国においては、国内の他の取引所や私設取引システム(PTS)が市場を提供していますが、当社グループは、証券会社等の取引参加者を通じて、国内外の投資家からの大量の需給を集約することにより日本国内において確固たる地位を確立しています。当社グループが、我が国におけるセントラル・マーケットの運営者として、引き続き安定的に市場運営を行っていくためには、取引参加者・上場会社・システムベンダーをはじめとする市場関係者との一層の連携を図っていくことが重要と認識しています。また、政府の成長戦略における、金融・資本市場関連分野の課題として掲げられている事項に対しても、市場運営者としての立場から、実現に向けた取り組みが求められています。

当社グループの運営する市場は、内外の経済情勢や金融政策、地政学リスクの動向など外部環境の変化によって大きな影響を受けるため、内外の経済動向や市場環境を注視しながら、市場運営を行っていく必要があります。これまで、新型コロナウイルス感染症の世界的な大流行の影響により経済活動が抑制され景気が急速に悪化しているところ、さらに、日本経済においては、少子高齢化や財政赤字、金融緩和の長期化などの中長期的な構造要因の急速

な顕在化が懸念されています。また、世界経済においては、米国・欧州における金融政策の動向や米中貿易問題など米中経済の動向や政治リスクの高まりなどが想定されますが、これらの動向により、当社グループの運営する市場の動向に影響を与える可能性があります。当社グループとしては、環境の不透明性・不確実性から生じる様々なリスクに的確に対処しながら、常に安定的に利用者の満足度が高い市場インフラを提供することを最大の経営課題と認識しており、流通市場や発行市場の動向が当社グループの業績に与える影響を注視しつつ、柔軟なコストコントロールの実施や、日本株市況に過度に依存しない経営体質の更なる強化を図ってまいります。

第三次中期経営計画（2019年度 - 2021年度）2年目以降に向けたアップデート

計画2年目を迎えるにあたっては、第三次中期経営計画の大枠を維持しつつ、環境変化や進捗状況に応じて柔軟なコストコントロールを行いながら、具体的に施策を見直す中でも、総合取引所の活性化や新たなデータサービスの創出をはじめ、さらに収益の多様化を図るための施策を積極的に展開していくこと、ESG重視のグローバルな潮流に応じて、ESG投資・開示の普及をはじめ、当社自らのESG開示やESGスコアリングの充実など、サステナビリティ推進の取組みを更に強化していくことを基本方針とした計画のアップデートを行い、以下4つの重点戦略を着実に実行することとしています。

重点戦略	具体的施策
次世代に向けた「市場のカタチ」の追求	現物市場の機能強化、次世代現物プラットフォームの構築推進 日本市場の魅力向上に向けた市場構造の構築、コーポレートガバナンス向上 グローバル競争力強化のための清算サービス向上 個人投資家との新たなチャネル拡大、グローバル投資家サポートの推進 ETF市場活性化、新たな投資家層の受け皿となる環境整備 質的魅力を備えた上場会社・上場商品の拡充
総合取引所の実現・活性化とその発展	総合取引所の実現 次期デリバティブプラットフォーム J-GATE3.0の構築推進 多様なフロー獲得によるデリバティブ市場活性化 デリバティブ市場の発展に向けた新しい施策の推進 中長期の将来像の実現に向けた対応
データサービスの多様化の実現と次世代への挑戦	技術革新とパートナーシップを活用した新しい情報サービスの創造 API配信・クラウド配信を実現する次世代情報配信システムの構築 環境変化・ニーズに即した指数開発・事業強化 投資対象としての機能性を備えたTOPIXへの移行 中長期の将来像の実現に向けた対応
事業と社会の未来を支えるための基盤作り	ITシステム基盤強化、デジタル・トランスフォーメーション(DX)の推進、デジタル人材育成 サイバーセキュリティ対策の強化と自然災害リスクに備える関西バックアップセンター整備 環境変化に即した的確な自主規制機能の発揮 安定的な資産形成や市場機能強化のための金融リテラシー向上 事業基盤の強化

なお、当社グループは、4つの重点戦略の達成状況を判断するための客観的な指標として、主要達成目標を定めており、計画1年目の進捗状況を踏まえ以下のとおり更新しています

I	次世代に向けた 「市場のカタチ」の追求	<ul style="list-style-type: none"> 次世代現物プラットフォーム 2020年度構想の取りまとめ NEW 市場構造の見直しの具体化 2021年度開発着手 NEW IPO件数 毎年100社程度
II	総合取引所の実現・ 活性化とその発展	<ul style="list-style-type: none"> 円滑な商品移管・清算機関連合による総合取引所 2020年度実現 相乗効果の発揮によるコモディティ市場活性化 取引量拡大 次期デリバティブプラットフォーム J-GATE3.0 2021年度稼働
III	データサービスの多様化の 実現と次世代化への挑戦	<ul style="list-style-type: none"> API配信などチャネル多様化 2020年度実現 新サービスの創造 10件 新しい顧客数 150社 (2021年度まで)
IV	事業と社会の未来を 支えるための基盤作り	<ul style="list-style-type: none"> 関西バックアップセンター 2021年度から順次稼働開始 業界共有ブロックチェーン/DLT*インフラ基盤 2021年度構築 金融デラシー向上 つみたてNISA・iDeCo 利用者 毎年10%増

* DLT = Distributed Ledger Technology (分散型台帳技術) の略。企業向けのブロックチェーン技術。

第三次中期経営計画(2019年度 - 2021年度)の経営財務数値及び資本政策

「第三次中期経営計画 市場への責任 未来への挑戦」では、市場への責任を果たすためのシステム投資・BCP投資を実施しつつ未来へ挑戦していくための取組みを推進すること、具体的には4つの重点戦略を着実に遂行することにより、当社グループの収益基盤である取引量などの中長期的な増大を図っていくことを経営財務方針としています。また、安定的な市場運営のための財務の安全性と株主還元のバランスをとりつつ、継続的な投資により、市場の持続的な発展・進化を支えることを資本政策の基本方針とし、市況にかかわらず資本コストを上回るROE10%を中長期的に維持することを目指します。当該経営財務方針及び資本政策に基づき、計画最終年度の経営財務数値と計画期間中の設備投資金額の目安となる水準を以下のとおり設定しています。

最終年度における経営財務数値		想定前提条件	
営業収益	1,300億円	現物1日平均売買代金	3.45兆円
当期利益 (親会社の所有者帰属分)	500億円	デリバティブ年間取引高	4億枚
ROE	15%以上	※ 市況等の外部環境によっては当水準から乖離することにご留意ください。	
		設備投資	
		基幹システムの刷新、関西バックアップセンターの構築、 未来への挑戦に向けた取組みなどにより、 設備投資3か年合計 450億円 程度	

2020年3月に計画をアップデートしておりますが、経営財務数値は維持し、流通市場や発行市場の動向が当社グループの業績に与える影響を注視しつつ、柔軟なコストコントロールの実施や、日本株市況に過度に依存しない経営体質の更なる強化を図ってまいります。

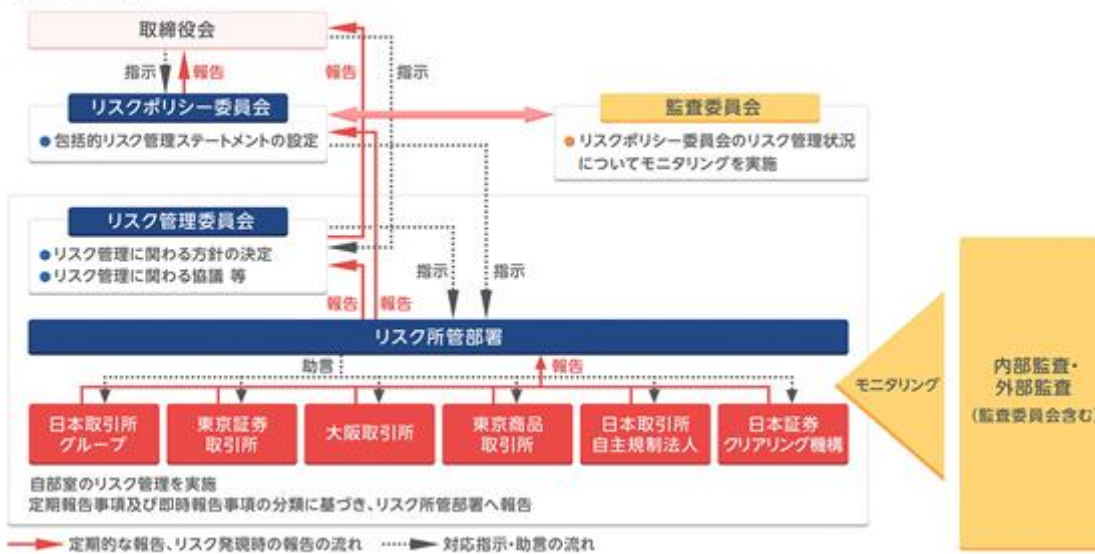
2【事業等のリスク】

[リスク管理への基本方針]

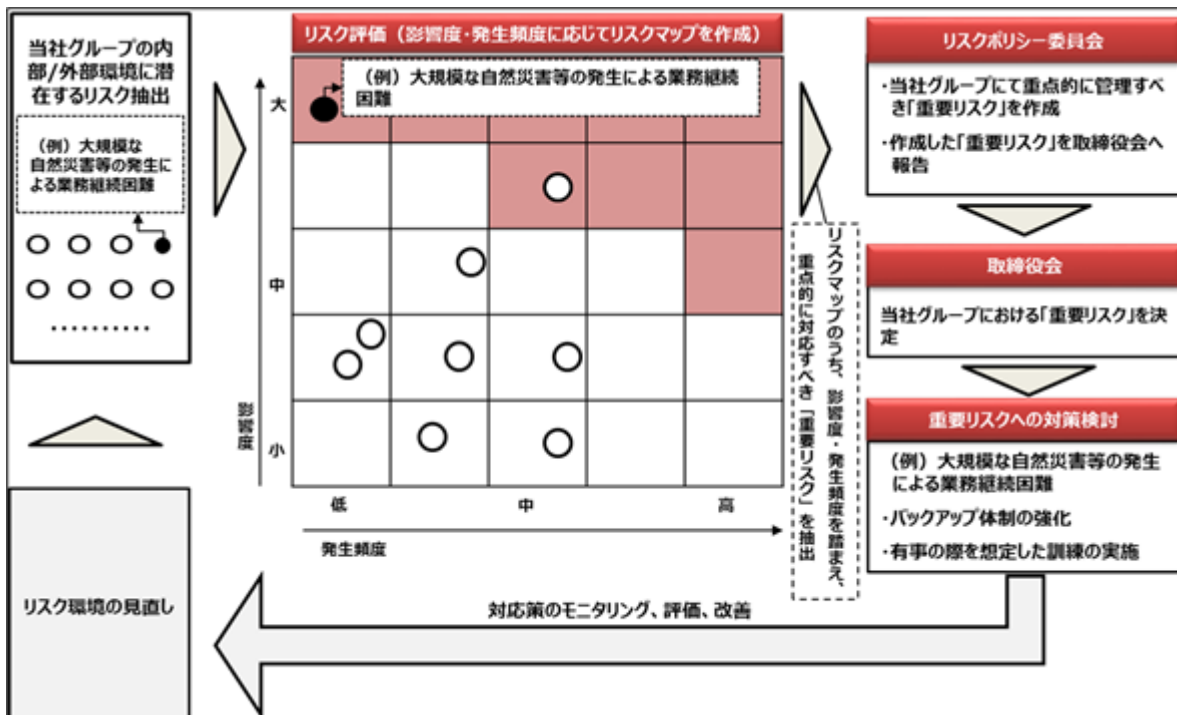
当社グループは、システム障害リスク、清算参加者破綻時の補償等のリスク、事務過誤のリスクなど、事業上様々なリスクを抱えています。これらのリスクに対応するため、社外取締役を委員長とする「リスクポリシー委員会」及びCEOを委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、JPXで定めた「リスク管理方針」に従って、未然防止の観点からリスクの認識と対応策の整備・運用を行うとともに、リスクが顕在化あるいはそのおそれが生じた場合には、早期に適正な対応をとる体制を整えています。（各委員会等の詳細については、「第4 提出会社の状況 4コーポレート・ガバナンスの状況等（1）コーポレート・ガバナンスの概要 リスク管理体制の整備の状況」をご覧ください。）

また、事業年度毎に当社グループが重点的に対応すべきリスクを「重要リスク」として特定し、未然に「重要リスク」等への対応を行うことで、リスクの発現可能性を低減させるとともに、リスクが顕在化した際には機動的な対応を行います。また、重大事故発生時には、統括的な状況把握、早期解決に向けた指揮などが「リスク管理委員会」によって行われる体制となっており、経営陣へ必要な情報が漏れなく、迅速に入る体制が整備されています。

リスク管理体制



< 重要リスクの特定フローイメージ >



[個別のリスク]

以下、当社グループの事業その他に関し、リスク要因となる可能性があると考えられる事項を記載しておりますが、これらのリスクは必ずしもすべてのリスクを網羅したのではなく、提出日現在では想定していないリスクや重要性が低いと考えられるリスクも、今後、当社グループの財政状態や経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、必ずしもリスク要因には該当しないと考えられる事項につきましても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項については、積極的な情報開示の観点から記載しております。

なお、記載事項のうち将来に関する事項は、提出日現在において入手可能な情報等に基づいて判断したものであります。

1. 経営体制・事業戦略に関するリスク

(1) 経営体制の特徴等について

持株会社であることについて

当社は持株会社であるため、収入は、経営管理料収入や子会社や関連会社からの配当金に大きく依存しますが、法律上又は事業上の制約により、当社への子会社や関連会社からの配当金の支払いは制限される可能性があります。当社の子会社である日本取引所自主規制法人は、金融商品取引法において、営利の目的をもって業務を行ってはならない旨、規定されていることから配当を行うことができず、また、子会社である株式会社日本証券クリアリング機構及び株式会社日本商品清算機構は、清算機関としての企業の継続性及び決済履行保証スキーム（「7. 決済履行確保の枠組みについて」参照）の機能確保の観点から、一定の剰余金を確保する必要があります。（「金融市場インフラのための原則」（2012年4月：国際決済銀行・支払決済システム委員会、証券監督者国際機構専門委員会の共同報告書）においても、「（より複雑なリスク特性を伴う清算業務に従事しているCCPは）極端であるが現実には起こり得る市場環境において最大の総信用エクスポージャーをもたらす可能性がある2先の参加者とその関係法人の破綻を含み、かつこれに限定されない広範な潜在的ストレスシナリオを十分にカバーするだけの追加的な財務資源を保持すべきである。」との原則が掲げられております。）

当社グループは、配当について「金融商品取引所グループとして、財務の健全性、清算機関としてのリスクへの備え、当社市場の競争力強化に向けた投資機会等を踏まえた内部留保の重要性に留意しつつ、業績に応じた配当を実施することを基本とし、具体的には、配当性向を60%程度とすること」を目標としておりますが、当社の子会社や関連会社が、当社に配当を行うだけの十分な収益やキャッシュ・フローを確保できなかった場合には、当社の株主に対する配当が困難もしくは不可能となる可能性があります。

自主規制機能について

投資家が市場に安心して参加するためには、市場が公正で信頼できるものである必要があり、市場の公正性・信頼性を確保するためには、自主規制機能が適切に発揮されることが不可欠です。

当社グループの企業体としての利害と市場の公正性との間の利益相反問題の回避に万全を期するとともに、その実効性を確保するため、金融商品市場については、持株会社の傘下に市場運営会社（株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪取引所）と自主規制法人（日本取引所自主規制法人）を置いており、日本取引所自主規制法人は株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪取引所からの委託を受けて自主規制業務を行っております。

この自主規制業務の委託料については、金融商品取引法において、自主規制法人が委託を受けた自主規制業務を行うために適正かつ明確な算出方法が委託契約に定められていることが求められていることから、長期かつ固定的な金額を基本としております。また、商品市場については、自主規制業務の独立性確保の観点から、株式会社東京商品取引所の取締役会の諮問機関として自主規制委員会を設置し、同委員会が自主規制業務に関する事項の審議を行うこととし、同委員会の職務を補助する自主規制を担当する部門を設置しています。

当社グループでは、自主規制機能は市場運営と密接不可分な市場開設者としての機能の根幹であり、市場について一種の品質保証であるとともに、市場のブランドを維持向上させるものであると認識しており、中長期的に収益の獲得・向上に資するものであると考えておりますが、短期的には、自主規制機能の発揮が営利性の追求と相反する側面があるとともに、市場環境の悪化等により、当社グループの経営成績が順調に進展しない場合には、自主規制機能にかかる業務に必要な経営資源を投入した結果、当社グループの経営成績に影響を及ぼす業績が圧迫される可能性があります。加えて、自主規制機能が適切に発揮されない場合には、市場参加者や投資家等の信頼を著しく損ね、ひいては市場のブランド価値を毀損することにより、当社グループ全体の事業運営に重大な影響を及ぼす可能性があります。

また、金融商品取引所との比較において自主規制業務に関する負担が著しく低い私設取引システム（いわゆるPTS。以下「PTS」といいます。）等との競争においては、コスト構造上、不利に働く可能性があります。

(2) 事業戦略に関するリスク

事業戦略が失敗するリスク

当社グループは、2019年度から2021年度までの3年間を対象とする当社グループの第三次中期経営計画を2019年3月に公表し、様々な施策を実行しております。

当社グループは、投資者を始めとする市場利用者の支持及び信頼の増大が図られ、その結果として、利益がもたらされるものと考えることを企業理念とし、市場の持続的な発展のための事業戦略を着実に遂行することにより、当社グ

ループの収益基盤である取引量などの中長期的な増大を図っていくことを経営財務方針としています。このため、事業戦略の着実な遂行を行ったとしても、それがもたらす財務上の効果が第三次中期経営計画期間の後に発現することなどにより、第三次中期経営計画期間中に、経営財務目標を達成できない可能性があります。また、本項に示した各種リスクの顕在化や経済環境・市場環境の変化等によっても、目標を達成できない可能性があります。加えて、当社グループの遂行する市場の持続的な発展のための事業戦略は、投資家・利用者のニーズの変化やステークホルダーとの調整、法改正や規制の見直しなどによる事業環境の変化等により、当初予定していたとおり遂行できない可能性があります。

こうしたリスクに対処するため、当社グループでは、各種リスクの顕在化や経済環境・市場環境の変化等を注視するとともに、事業戦略の進捗状況や事業環境の変化等について定期的にモニタリングを行い、第三次中期経営計画の達成のために、的確な財務運営や環境変化に応じた重点戦略の見直しなどを適時的確に行うよう対策を行っています。

システム投資について

近年のIT技術の発展により取引所もシステムの高度化が進んでおり、その安定性・処理性能等が市場間競争における優位性確保に大きな影響を及ぼす状況となっております。

当社グループでは、現物市場の売買システムとして、高速性・信頼性・拡張性を兼ね備えた「arrowhead」を、デリバティブ市場の取引システムとして、世界標準の取引機能と世界水準の注文処理性能を兼ね備えた「J-GATE」をそれぞれ稼働しております。

今後も、テクノロジーの発達に伴う投資手法の高度化・多様化等、刻々と変化を続ける利用者のニーズに適切に対応し、取引所としての競争力を維持していくためには、加速度的に進化する技術を最大限活用すべく、ITに関する設備投資を継続し、取引システム等の改良に努めていく必要があることから、「J-GATE」については、2021年度第3四半期のリプレースを予定しており、「arrowhead」については、今後詳細な更改スケジュールを検討してまいります。

しかしながら、これらの設備投資により、必ずしも直ちに収益が拡大するとは限らず、市況の悪化等により、コストに見合う収益を生み出すことができなかつた場合には、当社グループの業績が圧迫されるとともに、その後における追加的な設備投資に悪影響を及ぼす可能性があります。

2. 事業環境等に関するリスク

(1) 法令等による規制等について

免許制の事業であることについて

当社グループは金融商品取引法、商品先物取引法及び関連する諸法令の規制の下、事業を行っております。

当社は、金融商品取引法が定める内閣総理大臣の認可（以下「取引所持株式会社認可」といいます。）を受けた「金融商品取引所持株式会社」であり、当社の子会社である株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪取引所は、同法が定める内閣総理大臣の免許（以下「取引所業免許」といいます。）を受けて、取引所金融商品市場を開設・運営する「金融商品取引所」であります。なお、株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪取引所は、同法が定める内閣総理大臣の認可（以下「自主規制業務の委託認可」といいます。）を受けて、自主規制業務を日本取引所自主規制法人に委託しており、日本取引所自主規制法人は同法が定める内閣総理大臣の認可（以下「自主規制業務認可」といいます。）を受けて、自主規制業務を行っております。加えて、当社は金融商品取引法が定める内閣総理大臣の認可（以下「商品取引所子会社化認可」という）を受けて、株式会社東京商品取引所を子会社としており、株式会社東京商品取引所は、商品先物取引法が定める主務大臣の許可（以下「株式会社商品取引所許可」といいます。）を受けて先物取引を行うために必要な市場を開設・運営する「株式会社商品取引所」であります。

また、株式会社日本証券クリアリング機構は、金融商品取引法が定める内閣総理大臣の免許を受けて、金融商品取引清算機関として金融商品債務引受業等を行っており、株式会社日本商品清算機構は商品先物取引法が定める主務大臣の許可を受けて、商品取引清算機関として商品取引債務引受業等を行っております。

さらに、金融商品取引清算機関の総株主の議決権の100分の20（その財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実として内閣府令で定める事実がある場合には、100分の15）以上の数の議決権を取得し、若しくは保有しようとする場合、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならないとされており、当社は当該認可を受けております。

現時点におきましては、上記免許等が取消しとなるような事由は発生しておりませんが、将来、何らかの理由により、取消事由等に該当し、免許等の取消処分を受けることとなった場合又は業務の全部若しくは一部の停止等の処分を受けることとなった場合等には、当社グループの事業運営及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

< 主な許認可等の概要 >

許認可等の名称	根拠条文	会社名	有効期限	免許又は認可の取消事由
取引所持株式会社認可	金融商品取引法 第106条の10第1項	株式会社日本取引所グループ	なし	同法 第106条の26、第106条の28第1項
取引所業免許	同法 第80条	株式会社東京証券取引所 株式会社大阪取引所	なし	同法 第134条第1項、第148条、第152条第1項
自主規制業務の委託認可	同法 第85条第1項	株式会社東京証券取引所 株式会社大阪取引所	なし	同法 第153条の2
自主規制業務認可	同法 第102条の14	日本取引所自主規制法人	なし	同法 第153条の4
金融商品債務引受業免許	同法 第156条の2	株式会社日本証券クリアリング機構	なし	同法 第156条の17第1項、第2項
金融商品取引清算機関の主要株主認可	同法 第156条の5の5	株式会社日本取引所グループ	なし	同法 第156条の5の9第1項
商品取引所子会社化認可	同法 第106条の24第1項	株式会社日本取引所グループ	なし	同法 第106条の26、第106条の28第1項
株式会社商品取引所許可	商品先物取引法 第78条	株式会社東京商品取引所	なし	商品先物取引法 第94条第1項、第159条第1項、第2項
商品取引債務引受業許可	同法 第167条	株式会社日本商品清算機構	なし	同法 第186条第1項、第2項

業務内容の制限等について

当社グループは、金融商品取引法及び商品先物取引法において、次のような業務内容の制限を受けております。金融商品取引所持株会社である当社は、子会社である株式会社金融商品取引所等の経営管理を行うこと及びこれに附帯する業務のほか、他の業務を行うことができないとされており、金融商品取引所である株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪取引所は、取引所金融商品市場の開設及びこれに附帯する業務等以外の業務を行うこと、自主規制法人である日本取引所自主規制法人は、自主規制業務及びこれに附帯する業務以外の業務を行うこと、商品取引所である株式会社東京商品取引所は、商品市場の開設及び上場商品の品質の鑑定、刊行物の発行その他これに附帯する業務以外の業務を行うこと、金融商品取引清算機関である株式会社日本証券クリアリング機構は、金融商品債務引受業等及びこれに附帯する業務以外の業務を行うこと、商品取引清算機関である株式会社日本商品清算機構は、商品取引債務引受業等及びこれらに附帯する業務以外の業務を行うことを原則として禁止されており、業務範囲が制限されております。

また、同様に、金融商品取引所持株会社、金融商品取引所及び商品取引所は、金融商品取引法及び商品先物取引法において、子会社の範囲についても制限を受けております。

このほか、株式会社東京証券取引所、株式会社大阪取引所、日本取引所自主規制法人及び株式会社日本証券クリアリング機構は、定款、業務規程、受託契約準則、業務方法書を変更する場合には、内閣総理大臣の認可が必要である旨、定められており、同様に、株式会社東京商品取引所及び株式会社日本商品清算機構は定款等を変更する場合には、主務大臣の認可が必要である旨、定められているなど、当社グループは法令による広範な規制の下、業務を行っております。

これらの規制は、必ずしも当社の株主を保護することを目的とはしていないため、将来、何らかの理由により、業務上必要な認可が得られないような場合には、当社グループが必要とする施策を実行できず、事業機会を逸失するなど、当社グループの事業運営及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

当社の発行済株式の取得及び所有に係る制限等について

金融商品取引法において、金融商品取引所持株会社である当社が発行する株式につきましては、認可金融商品取引業協会、金融商品取引所、金融商品取引所持株会社、商品取引所、商品取引所持株会社又は地方公共団体その他政令で定める者を除いて、何人も、総株主の議決権の100分の20（その財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実として内閣府令で定める事実がある場合には、100分の15）以上の数の議決権（取得又は保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除きます。以下「対象議決権」といいます。）を取得し、又は保有してはならないとされております。

また、総株主の議決権の100分の5を超える対象議決権の保有者となった者は、内閣府令で定めるところにより、対象議決権保有割合、保有の目的その他内閣府令で定める事項を記載した対象議決権保有届出書を、遅滞なく、内閣総理大臣に提出しなければならないものとされております。

法改正による影響等について

当社グループの事業に関連する法規制の導入・改正・撤廃や法規制の執行に関する方針の変更は、直接的に又はその結果生じる市場環境の変化を通じて、当社グループに悪影響を及ぼす可能性があります。

例えば、規制内容の変更に伴う競争環境の変化や税制の変更は、当社グループの市場シェアや取引量の減少に繋がる可能性があります。

将来における法規制の変更内容及びそれが当社グループの事業に与える影響を予測することは困難であり、当社グループがコントロールしうるものでもありませんが、新たな規制等が実施された場合には、当社グループの業務遂行や業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 金融市場の動向による影響について

収益構造の特徴等について

当社グループの営業収益のうち、「取引関連収益」及び「清算関連収益」（それぞれ2020年3月期の連結営業収益に占める割合が39.3%、21.4%）は有価証券やデリバティブ商品の売買代金・取引高の水準に、「上場関連収益」（同11.6%）は上場する企業の時価総額や資金調達額、新規上場会社数の水準などにそれぞれ大きく依拠しております。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、景気は急速に悪化しており、極めて厳しい状況にあります。先行きについては、感染症の影響による極めて厳しい状況が続くと見込まれ、内外経済をさらに下振れさせるリスクに十分注意する必要があります。

当社グループの収益は、有価証券やデリバティブ商品の流通市場並びに有価証券の発行市場の動向、ひいては世界的な金融市場の動向や国内外の経済情勢の影響を大きく受けることとなります。

特に、上場会社の大多数は日本企業であることから、日本経済の状況が当社グループの業績に及ぼす影響は大きく、景気の低迷等により、流通市場及び発行市場を取り巻く環境が悪化し、現物市場及びデリバティブ市場における取引量、上場会社の時価総額、資金調達額等が減少した場合には、当社グループの業績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

また、流通市場や発行市場の動向は、経済環境その他様々な要因により大きく変動する可能性があるため、その動向を精緻に予測することは非常に困難です。

こうしたリスクに対処するため、当社グループとしては、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大する中であっても、社会インフラとしての責務を果たすため、安定的な市場運営の維持を最優先事項と位置づけ、万全の対策を採ってまいります。

外国人投資家の動向による影響について

2019年1月～12月における外国人投資家の取引量は、株式の売買代金においては6割程度、デリバティブ取引の主力商品である日経平均株価先物やTOPIX先物の取引高においては7割程度を占めるなど、重要な割合を占めております。

したがって、日本経済、日本企業一般の株価パフォーマンス又は為替レートの状況や規制強化等により、外国人投資家にとっての日本市場への投資魅力が減退し、取引量が減少することとなった場合には、当社グループの事業運営、財政状態及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

こうしたリスクに対処するために、当社グループでは、外国人投資家を含めた国内外の投資家への営業強化・関係強化を行うとともに、日本市場への投資・フロー獲得に向けた取組みを積極的に行っております。

(3) 競合による影響について

現物市場に関する他の証券取引所、取引所外取引との競合について

現物取引等における競合は激しさを増してきており、市場の流動性、取引の執行にかかるスピード・コスト、取引システムの性能、取引参加者や上場会社に提供される商品やサービスの多様性、規制環境など、様々な分野において、今後も競合が激化していくものと認識しております。

現状、当社グループにおける株式売買代金は、2019年1～12月における国内上場株式の売買代金の84%程度を占めており、日本における取引所外取引（PTS及びOTC等）は16%程度となっておりますが、近年、取引所外取引における取引量は増加傾向にあり、将来的には当社グループのシェアを奪う脅威となる可能性があります。

当社グループがこうした競争環境に適切に対応できず、市場の流動性等が減少した場合には、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

また、近年、取引所業界は世界的に激しい価格競争にも晒されております。競合他社が当社グループよりも低い手数料等でのサービスの提供を開始し、当社グループにおいても、取引や上場にかかる手数料の引下げ等を行う必要が生じた場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

シンガポール取引所の日経平均株価先物取引・オプション取引との競合について

大阪取引所市場における日経平均株価先物取引は主にシンガポール取引所市場の日経平均株価先物取引と競合しております。シンガポール取引所市場の日経平均株価先物取引は、大阪取引所市場における日経平均株価先物取引と同じく、我が国株式市場を代表する指数である日経平均株価を対象とした株価指数先物取引です。

過去3年間の大阪取引所市場及びシンガポール取引所市場の日経平均株価先物取引の取引高は、次のとおりです。

年度	大阪取引所市場	シンガポール取引所市場
2017年度	49,158,330単位	11,823,131単位
2018年度	50,031,286単位	11,036,082単位
2019年度	56,109,751単位	13,060,783単位

(注1) 大阪取引所市場及びシンガポール取引所市場の日経平均株価先物取引には、それぞれ日経225mini及びMini Nikkei 225 Index Futuresを含みます。ただし、これらは、取引金額換算では大阪取引所市場における日経平均株価先物取引の10分の1であるため、実際の取引高の10分の1としております。

(注2) シンガポール取引所市場の日経平均株価先物取引（米ドル建を含み、Mini Nikkei 225 Index Futuresを除きます。）は、取引金額換算では大阪取引所市場における日経平均株価先物取引の半分であるため、実際の取引高の半分の記載しております。

指数オプション取引に関しては、大阪取引所市場における日経平均株価オプション取引が主に競合している商品として、シンガポール取引所市場の日経平均株価オプション取引があります。

過去3年間の大阪取引所市場及びシンガポール取引所市場の日経平均株価オプション取引の取引高は、次のとおりです。

年度	大阪取引所市場	シンガポール取引所市場
2017年度	36,041,670単位	4,969,971単位
2018年度	32,405,569単位	5,311,745単位
2019年度	32,368,996単位	5,528,273単位

(注)シンガポール取引所市場の日経平均株価オプション取引は、取引換算額では大阪取引所市場における日経平均株価オプション取引の半分であるため、実際の取引高の半分の記載しております。

2019年度の大阪取引所市場における日経平均先物取引及び日経平均株価オプション取引の取引高は、シンガポール取引所市場のそれを上回っておりますが、今後の市場参加者の動向によっては、大阪取引所市場の利用者がシンガポール取引所市場に移ることで大阪取引所市場における取引手数料収入が減少し、当社グループの財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

取引所間の経営統合について

取引所業界においては、情報通信技術の発展に伴うクロスボーダー取引の拡大や市場間競争の激化、取引所の株式会社化・上場を背景とした規模拡大や経営効率向上の取組強化、国際的な規制の調和の進展などを背景に、主に欧米地域を中心に、特に2000年代後半以降、主要取引所間での合従連衡の動きが顕著となりました。例えば2007年には、NYSEグループとユーロネクスト間及びNasdaqとOMX間の経営統合、ロンドン証券取引所によるイタリア取引所の買収などが実施され、その後も2012年のHKExによるロンドン金属取引所の買収、2013年のインターコンチネンタル取引所によるNYSEユーロネクストの買収(2014年にユーロネクストをスピノフ)などが実現しています。欧州を中心に、2019年のユーロネクストによるオスロ取引所の買収など、足元でも取引所間統合の動きがありますが、一方で、経営統合を発表しながらも、規制当局による承認等が得られず、見送りとなった事例もこれまで少なからずあり、また昨今では、清算分野、IT関連や情報ビジネスなどビジネス領域の拡大を目的とした取引所による買収事例も増加しています。

他の取引所による経営統合・買収等が今後とも継続的に行われるのかどうか、またその場合の当社グループの事業への影響を予測することは困難ですが、他の取引所がそうした取組みを通じて、より優れたサービスの提供やコスト削減を実現する場合には、当社グループの競争優位性の相対的な低下や国際的なプレゼンスの低下に繋がる可能性があります。

こうしたリスクに対処するために、当社グループでは、市場環境の変化等を注視するとともに、市場関係者等との議論等を踏まえて市場制度の見直し等を行うことで、市場機能の強化を図り、公正かつ利便性の高い取引サービスを提供できるよう取り組んでおります。

3. 事故・災害等に関するリスク

当社グループでは、市場開設者及び清算機関という社会インフラとしての責務を果たすべく、様々なリスクが発現した場合においても、事業を可能な限り継続し、止むを得ず中断する場合においても可能な限り早期に再開できるよう、BCP(緊急時事業継続計画)を策定しており、堅実かつ安定的な事業継続体制の整備に努めております。

しかしながら、地震・風水害・火災等の自然災害、電力・通信等の社会インフラの停止、物理的破壊行為・サイバーテロ等のテロ行為又は新型インフルエンザを始めとする疫病の蔓延等により、想定を上回る被害を受け、事業を長期的に中断せざるをえないこととなった場合には、甚大な経済的損失を被るとともに、社会的信用の低下等、深刻な事態をもたらす可能性があります。

また、事業の中断に至らなかった場合においても、被害の状況によっては、多額の回復費用が必要となり、当社グループの財政状態及び、経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

こうしたリスクに対処するため、当社グループでは、事故・災害等が発生した場合においても、株券や資金の決済インフラを提供する株式会社証券保管振替機構や日本銀行などの各種関係機関と協業したうえで、取引参加者、上場会社、投資家等のステークホルダーへの影響を最小化することを目的に、BCP(緊急時事業継続計画)に定めた所要の対応を迅速かつ的確に行うための訓練を定期的を実施しているとともに、2021年度からの関西バックアップセンターの稼働も含めた、業務・システム両面での東西相互バックアップ態勢の強化などに取り組んでおります。

なお、世界的に流行している新型コロナウイルス感染症に関して、今後、国内における同感染症の拡大が、一層進行した場合、当社グループ社員が通勤に利用する公共交通機関への更なる影響や、当社グループ社員における感染者の発生等が生じ、業務継続の確保が困難となるリスクがあります。

当社グループとしては、感染症の影響により、安定的な市場運営に影響が生じないよう、政府が示す新型コロナウイルス感染症に向けた処方方針等に基づく感染症拡大予防のための各種対応に加え、業務継続の確保に向けた以下の取組みを行っております。

- ・当社グループにおけるBCP（緊急時事業継続計画）に基づき、CEOを総括本部長とするBCP対策本部を設置
- ・部室別に業務特性の精査等を行い、出勤を必要としない業務については在宅勤務を推奨
- ・業務特性上、出勤を伴う社員については、フレックスタイム制度の活用によるオフピーク出勤を実施
- ・出勤が必要な社員については、複数のチームに分け、交代での在宅勤務を基本としたうえで、近隣バックアップオフィス等を活用し、チーム毎に異なる拠点で業務を行う「業務遂行体制の複数チャンネル化」を構築・推進 等

当社グループとしては、新型コロナウイルス感染症の拡大予防策を引き続き実施するとともに、今後の感染症拡大の状況等に応じて、業務継続確保に向けた必要な取組みを柔軟に行うことで、安定的な市場運営の実現を目指してまいります。

4．システム面に関するリスク

現物及びデリバティブの売買・清算並びにこれらに関連する業務は、システムを通じて処理されていることから、市場の安定性・信頼性を維持するためには、取引システムの安定稼働が必須の要件となっております。

また、近年、テクノロジーの発展に伴い、取引システムは高度化してきており、取引システムの性能が、取引所ビジネスにおける競争力の源泉となっております。

当社グループでは、過去にシステム障害やキャパシティの不足により売買停止に至った反省の下、同様の事態が発生することを防ぐため、開発手法の標準化や十分な稼働確認テストの実施、詳細な運用マニュアルの整備とその遵守、更には開発及び運用業務に係る品質管理の徹底などのリスク管理体制をとっておりますが、その可能性を完全に否定することはできません。

利用者の要望に適切に対応することができず、取引システムの性能が他の取引所等の提供するシステムに劣後することとなった場合又はシステム障害等の発生により、市場の信頼性が毀損した場合には、取引量が減少し、当社グループの財政状態及び経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

5．情報漏えい等に関するリスク

当社グループでは、取引参加者、上場会社等の企業情報や個人情報等を保有しているほか、様々な経営情報等の内部情報を保有しております。当社グループの多くの役職員は、金融商品取引法及び商品先物取引法においても秘密保持義務が課せられておりますが、役職員の故意又は過失による情報漏えいの発生を完全に否定することはできません。

さらに、外部からの不正なアクセスの防止に関しても、個人情報保護法及び金融分野における個人情報保護に関するガイドライン等の各ガイドラインの下で、厳格な管理が要求されておりますが、万が一重要な情報が外部に漏洩した場合には、市場利用者等からの損害賠償、監督官庁からの処分、レピュテーションの毀損等により、当社グループの業務運営や、財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

こうしたリスクに対処するため、当社グループでは、情報管理に関するポリシーや事務手続等を策定しており、役職員に対する教育・研修等により情報管理の重要性の周知徹底、システム上のセキュリティ対策等を行うとともに、情報セキュリティマネジメントシステム（Information Security Management System: ISMS）の国際標準規格「ISO/IEC27001 / JIS Q 27001」の認証を取得し、現在もその認証を継続して付与されております。

6．事務リスクについて

当社グループは、市場開設者及び清算機関としての重要な業務に関して、役職員の故意又は過失により重大な事務過誤が発生した場合には、損失の発生、監督官庁の処分、レピュテーションの毀損等により、当社グループの業務運営や、財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

こうしたリスクに対処するため、当社グループでは、事務過誤の発生を未然に防止するため、業務プロセスの見直しを継続的に行っております。また、業務プロセスの見直しの際には、業務の自動化・効率化等の観点を踏まえ、RPA（Robotic Process Automation）の積極的な活用に取り組んでおります。

7. 決済履行確保の枠組みについて

日本には株式会社東京証券取引所をはじめ、有価証券の売買を行うための金融商品取引所¹が4つありますが、これらの取引所における有価証券の売買については、すべて株式会社日本証券クリアリング機構が清算業務を行っております。同社は、PTS₂における有価証券の売買についても、清算業務の対象としております。株式会社大阪取引所における先物・オプション取引についても、同社が清算を行っており、さらには、店頭市場におけるクレジットデフォルトスワップ取引及び金利スワップ取引（以下「店頭デリバティブ取引」といいます。）並びに国債店頭取引も清算業務の対象としております。また、株式会社日本商品清算機構は、株式会社東京商品取引所及び大阪堂島商品取引所が開設する商品市場（以下「指定商品市場」といいます。）における取引について清算業務を行っており、さらには、店頭市場における商品デリバティブ取引等についても清算業務の対象としております。

株式会社日本証券クリアリング機構及び株式会社日本商品清算機構は、清算機関として市場参加者が行った取引の債務を負担し、債権・債務の当事者となって、決済の履行を保証しております。これにより、市場参加者は取引相手方の信用リスクを意識せずに取引を行うことが可能となりますが、一方で、清算参加者が決済不履行を起こした場合でも、株式会社日本証券クリアリング機構及び株式会社日本商品清算機構には他の清算参加者との決済を履行する義務があります。このため、両社では、清算参加者の決済不履行に伴い損失が生じた場合には、決済不履行を発生させた清算参加者の担保等によりその損失を補填する自己責任原則を基本としつつ、万が一不足が生じる場合には、株式会社日本証券クリアリング機構又は株式会社日本商品清算機構の自己資金を充てるほか、他の清算参加者にも負担を求める損失補償制度を設けております。

両社における決済履行確保のための取組み及び損失補償制度の概要は以下のとおりです。

（決済履行確保のための取組み）

清算参加者制度及びモニタリング

清算参加者の信用リスクの低減を図るため、清算資格の種類ごとに資格要件を定めるとともに、資格要件にはそれぞれ取得基準と維持基準を設けており、一定の財務基盤、経営体制及び業務執行体制を有する者を清算参加者とするとしております。それらの状況については定期的にモニタリングを行い、問題があると認められた場合は、当該清算参加者の債務について引受けを停止することができるほか、清算資格の取消しを行うことが可能となっております。

また、清算参加者のポジションの状況も定期的にモニタリングしており、一部の清算参加者に対する過度な信用リスクの集中がないかを管理し、ポジションが過大である場合には、必要に応じて措置を検討しております。

担保制度

清算参加者の決済不履行による損失に備えるため、清算参加者に担保の預託を求めています。担保には、清算基金³等の清算預託金、取引証拠金⁴、当初証拠金⁵及び変動証拠金⁶があり、定期的に十分性を確認するとともに、適宜、担保所要額の算出モデルの検証及び見直しを行っております。

また、担保として預託を受ける金銭又は代用有価証券に対して一定の適格要件を設定するとともに、日々担保価値の評価を行っております。

DVP (Delivery Versus Payment) 決済

株式会社日本証券クリアリング機構と清算参加者との有価証券の決済は、仮に決済不履行が生じても「取りはぐれ」が生じることのないよう、証券と資金の授受をリンクさせ、代金の支払いが行われることを条件に証券の引渡しを行う（証券の引渡しが行われることを条件に代金の支払いを行う）DVP決済で行われております。

流動性の確保

清算参加者の決済不履行時に必要となる流動性を確保するため、資金決済銀行等との間で流動性供給に関する契約を締結しております。

また、資金の流動性供給枠の十分性については、定期的に確認を行っております。

（損失補償制度の概要）

清算参加者が決済不履行を起こした場合、株式会社日本証券クリアリング機構及び株式会社日本商品清算機構は、当該清算参加者を当事者とする債務の引受け又は負担の停止並びに株式会社日本証券クリアリング機構及び株式会社日本商品清算機構が当該清算参加者に引き渡すべき有価証券及び金銭の引渡しを停止するとともに、引渡しを停止した有価証券及び金銭を、当該清算参加者の決済不履行の弁済に充当します。

以上の処理後においても、株式会社日本証券クリアリング機構及び株式会社日本商品清算機構の損失が解消されない場合には、以下に記載する方法により、損失の補填を行います。なお、この補填は、株式会社日本証券クリアリング機構においては、原則として、有価証券の売買、先物・オプション取引、店頭デリバティブ取引及び国債店頭取引のそれぞれの清算に係る損失⁷について、株式会社日本商品清算機構においては、指定商品市場ごとの清算に係る損失につい

て、不履行清算参加者の清算資格に応じて、個別に行います。(以下に記載されている金額は、2020年3月末時点において確定している金額となります。)

決済不履行発生時の有価証券の売買及び先物・オプション取引の清算に係る損失については、次に掲げる順序により、補填を行います。

- 不履行清算参加者が預託している担保(当初証拠金、取引証拠金及び清算基金等)による補填
- 金融商品取引所等の損失補償による補填
- 株式会社日本証券クリアリング機構による補填
- 不履行清算参加者以外の清算基金による補填
- 不履行清算参加者以外による相互保証

したがって、清算参加者の決済不履行により、株式会社日本証券クリアリング機構に損失が生じた場合で、上記の対応によっても、同社の損失を補填しえない場合には、⁸⁾については、損失補償契約に定められた金額(現物取引:104億円、先物・オプション取引:174億円)を上限として、株式会社東京証券取引所又は株式会社大阪取引所が補填を行うことにより、また、⁹⁾については、株式会社日本証券クリアリング機構が証券取引等決済保証準備金として積み立てた金額(200億円)を上限として補填を行うことにより、当社グループに損失が生じる可能性があります。

また、決済不履行発生時の店頭デリバティブ取引の清算に係る損失については、次に掲げる順序により、補填を行います。

- 不履行清算参加者が預託している担保(当初証拠金及び清算基金)による補填
- 株式会社日本証券クリアリング機構による補填(第一階層決済保証準備金)
- 不履行清算参加者以外の清算参加者の清算基金及び株式会社日本証券クリアリング機構による補填(第二階層決済保証準備金)
- 不履行清算参加者以外の清算参加者の特別清算料による補填
- 破綻後における変動証拠金等の累計が勝ち方の不履行清算参加者以外の清算参加者による補填

したがって、清算参加者の店頭デリバティブ取引に係る決済不履行により、株式会社日本証券クリアリング機構に損失が生じた場合で、上記⁸⁾までの対応によっても、同社の損失を補填しえないときには、それぞれの清算業務について⁹⁾については、株式会社日本証券クリアリング機構が第一階層決済保証準備金として積み立てている金額(クレジットデフォルトスワップ取引:15億円、金利スワップ取引:20億円)を上限として補填することにより、¹⁰⁾については、株式会社日本証券クリアリング機構が第二階層決済保証準備金として積み立てている金額(クレジットデフォルトスワップ取引:15億円、金利スワップ取引:20億円)を上限として補填することにより、当社グループに損失が生じる可能性があります。

さらに、決済不履行発生時の国債店頭取引の清算に係る損失については、次に掲げる順序により、補填を行います。

- 不履行清算参加者が預託している担保(当初証拠金及び清算基金)による補填
- 株式会社日本証券クリアリング機構による補填(第一階層決済保証準備金)
- 不履行清算参加者以外の清算参加者の清算基金及び株式会社日本証券クリアリング機構による補填(第二階層決済保証準備金)
- 不履行清算参加者以外の清算参加者の特別清算料による補填
- 原取引按分清算参加者⁹⁾の清算基金及び株式会社日本証券クリアリング機構による補填(第二階層決済保証準備金のうち¹¹⁾での未負担額)
- 原取引按分清算参加者の特別清算料による補填
- 破綻後における変動証拠金等の累計が勝ち方の不履行清算参加者以外の清算参加者による補填

したがって、清算参加者の国債店頭取引に係る決済不履行により、株式会社日本証券クリアリング機構に損失が生じた場合で、上記¹¹⁾までの対応によっても、同社の損失を補填しえないときには、¹²⁾については、株式会社日本証券クリアリング機構が第一階層決済保証準備金として積み立てている17.5億円を上限として補填することにより、¹³⁾及び¹⁴⁾については、株式会社日本証券クリアリング機構が第二階層決済保証準備金として積み立てている17.5億円を上限として補填することにより、当社グループに損失が生じる可能性があります。

株式会社日本商品清算機構における決済不履行発生時の清算に係る損失については、指定商品市場ごとに、次に掲げる順序により、補填を行います。

- 当該清算参加者が当該指定商品市場について預託している担保(自己分の取引証拠金等)による補填
- 株式会社日本商品清算機構による補填

商品取引所の損失補償による補填¹⁰

損失を補填し得ない指定商品市場に係る他の清算参加者が株式会社日本商品清算機構に預託している清算預託金による補填

損失を補填し得ない指定商品市場に係る他の清算参加者の負担による補填

したがって、清算参加者の決済不履行により、株式会社日本商品清算機構に損失が生じた場合で、上記の対応によっても、同社の損失を補填しえない場合には、については、株式会社日本商品清算機構が決済不履行積立金として積み立てた金額（23.7億円）を上限として補填を行うことにより、また、については、損失補償契約に定められた金額（21億円）を上限として、株式会社東京商品取引所が補填を行うことにより、当社グループに損失が生じる可能性があります。

- 1 有価証券の売買を行うための金融商品取引所：東京証券取引所、名古屋証券取引所、札幌証券取引所及び福岡証券取引所
- 2 PTS：ジャパンネクスト証券株式会社及びチャイエックス・ジャパン株式会社が運営するPTS
- 3 清算基金：清算参加者の株式会社日本証券クリアリング機構に対する債務の履行を確保するため、清算参加者に預託を義務付けているものです。その所要額は、極端ではあるが現実には起こりうる市場環境下において複数の清算参加者が決済不履行を起こした場合等に、当該不履行清算参加者が預託する証拠金等が不足することで発生する損失をカバーするよう計算されます。
- 4 取引証拠金：清算参加者の株式会社日本証券クリアリング機構及び株式会社日本商品清算機構に対する先物・オプション取引に係る債務の履行を確保するため、清算参加者に預託を義務付けているもので、その所要額は、先物・オプション取引の建玉について、SPAN[®] で計算した額から、ネット・オプション価値の総額を差し引いて得た額以上となります。
SPAN[®]：CME（シカゴ・マーカントイル取引所）が開発した証拠金計算方法で、The Standard Portfolio Analysis of Riskの略。先物・オプション取引全体の建玉から生じるリスクに応じて証拠金額が計算されます。
- 5 当初証拠金：各清算参加者の株式会社日本証券クリアリング機構に対する債務の履行を確保するため、清算参加者に預託を義務付けているもので、その所要額は、それぞれの取引について清算参加者が破綻した場合に、そのポジション処理が完了するまでの間に価格（金利スワップ取引についてはイールド・カーブ）が変動することにより想定される損失額に、一定のリスクをカバーする額を加算して計算されます。
- 6 変動証拠金：各清算参加者のポジションについて、日々の価格変動をカバーするために、前日からのポジションの価値の変動分を、変動証拠金として現金により授受します。変動分が負となる清算参加者は株式会社日本証券クリアリング機構に支払い、正となる清算参加者は株式会社日本証券クリアリング機構から受け取ります。
- 7 株式会社日本証券クリアリング機構では、クロスマージン制度を導入しており、当該制度の対象とされた国債証券先物取引に係る損益については、店頭デリバティブ取引（金利スワップ取引）の清算に係る損益として取り扱われます。
- 8 金融商品取引所等の損失補償による補填：株式会社日本証券クリアリング機構が金融商品取引所等との間で締結している損失補償契約に基づき、当該契約に定める金額を上限に損失を補填します。現物取引に係る契約は株式会社日本証券クリアリング機構と5つの金融商品取引所との契約に加え、株式会社日本証券クリアリング機構と各PTSとの契約があり、補償限度額は合計で113億円（うち当社グループである株式会社東京証券取引所と株式会社大阪取引所の補償限度額の合計は104億円。）となっております。また、先物・オプション取引に係る契約は株式会社日本証券クリアリング機構と株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪取引所との契約で、補償限度額は合計で174億円となっております。
- 9 原取引按分清算参加者：信託口を有する清算参加者をいいます。
- 10 商品取引所の損失補償による補填：株式会社日本商品清算機構が商品取引所との間で締結している損失補償契約に基づき、当該契約に定める金額を上限に損失を補填します。株式会社日本商品清算機構と株式会社東京商品取引所及び大阪堂島商品取引所との契約があり、当社グループである株式会社東京商品取引所の補償限度額は21億円となっております。

8. 保有するシンガポール取引所株式について

当社グループは、2007年6月に、シンガポール取引所との緊密な提携関係の構築を目的として、シンガポール取引所に上場する同社株式53,051千株を取得（発行済株式の4.99%に相当（当時））。取得金額374億円）しましたが、同社株式の株価が下落したことに伴い、2009年3月に207億円の投資有価証券評価損を計上しております。

現時点で、同社株式の株価や為替の変動は、当社グループの資本や包括利益に影響を及ぼす可能性があります。

他方、コーポレートガバナンス・コードの趣旨を踏まえ保有継続の必要性について検討した結果、今後も従来どおり協力関係を継続するにあたり必ずしも株式を保有する必要はないとの判断に至ったことから、同社株式を3年程度かけて順次売却することを、2018年3月30日に決定し、現在売却を進めています（売却の状況については、「第4 提出会社の状況 4コーポレート・ガバナンスの状況等（5）株式の保有状況」をご覧ください。）。

9. 契約等に関するリスク

シカゴ・マーカントイル取引所とのSPAN利用に関するライセンス契約について

株式会社日本証券クリアリング機構及び株式会社日本商品清算機構は、先物・オプション取引の証拠金を受け入れておりますが、証拠金計算方式として、シカゴ・マーカントイル取引所が開発したSPAN方式を採用しております。

同方式を採用するに際し、シカゴ・マーカントイル取引所との間でSPANの利用に関するライセンス契約を締結しておりますが、不測の事態により当該契約が解消された場合には、SPAN方式に代わる証拠金計算方式の採用に伴うシステム改造負担等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

株式会社日本経済新聞社との日経平均株価利用許諾契約について

当社グループのデリバティブ市場の主力商品である日経平均株価先物、日経225mini及び日経平均株価オプションに関しては、原資産である日経平均株価の利用許諾について株式会社日本経済新聞社との間で利用許諾契約を締結しております。

株式会社大阪取引所は株式会社日本経済新聞社に対し、日経平均株価先物取引、日経225mini及び日経平均株価オプション取引に関する利用許諾契約に基づき、契約基本料の他、取引高に応じて月額対価を支払っております。当該契約は、一方の当事者による契約義務不履行の場合や、議決権の過半数の株式譲渡又は取得、合併といった事由による当該契約関連事業の支配権に重大な変動が生じた場合等には、他方の当事者が通知を行うことにより当該契約を解約することができる内容となっておりますが、一方の当事者が契約を終了させる通知を行わない場合は、現在締結している契約の満了日である2020年12月末から5年間ずつ自動更新されることとなっております。また、株式会社日本経済新聞社はやむを得ない事由が生じたときは、株式会社大阪取引所の了承を条件に日経平均株価の編集及び公表を廃止することができます。仮に上記の事由により、当該契約が終了した場合、株式会社大阪取引所は日経平均株価先物取引、日経225mini及び日経平均株価オプション取引の中断、あるいは中止を余儀なくされ、この場合、当社グループの経営成績が大きな影響を受ける可能性があります。

その他、当該契約に関して、当社グループの経営成績が大きな影響を受ける可能性がある事態が生じる場合としては、以下のようなものが考えられます。

- ・ 利用許諾料については当該契約の他に別途締結している覚書により、契約基本料の他、1先物取引及び1オプション取引当たり一定額を月額対価として株式会社大阪取引所が株式会社日本経済新聞社へ支払うこととなっておりますが、当該覚書の内容については、株式会社大阪取引所と株式会社日本経済新聞社が協議のうえ、変更される可能性があります。当該利用許諾料が大幅に変更された場合には、当社グループの経営成績に大きな影響を及ぼす可能性があります。
- ・ 当該契約は独占契約ではないため、今後、国内外において株式会社大阪取引所以外の者が株式会社日本経済新聞社との間で日経平均株価利用許諾契約を締結し、利用権を取得する可能性があります。株式会社大阪取引所以外の者が日経平均株価の利用権を取得し国内外において日経平均株価先物・オプション取引を行い、その利便性が高い等の事情により大阪取引所市場の取引高が減少した場合、当社グループの経営成績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

10. 訴訟等に関するリスク

法令遵守に関するリスク

当社グループでは、情報漏えいをはじめ、役職員の故意又は過失による法令違反行為を防止するため、企業としての行動の基本方針をまとめた企業行動憲章の制定や内部通報制度であるコンプライアンス・ホットラインの設置、継続的な社内研修の実施など、法令遵守への取組みに注力しておりますが、これらの取組みがすべての法令違反行為の発見・防止に対して有効であるとは限らず、役職員による法令違反行為を常に排除できるとは限りません。

役職員による法令違反行為が現実のものとなった場合には、監督官庁からの行政処分や市場利用者等からの損害賠償請求等、行政上又は司法上の制裁が科される可能性があるとともに、社会的信用の低下等により、当社グループの事業運営に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

訴訟に関するリスクについて

当社グループの事業は様々な法的責任に晒されており、これらには、役職員等又はコンピュータ・システムによる業務運営の中で、過誤が発生するリスク（いわゆるオペレーショナル・リスク）の顕在化による法的責任も含まれます。

オペレーショナル・リスクには、例えば次のようなものが考えられます。

- ・ 役職員が法令や当社グループの定款、業務規程その他の諸規則等に定められた適正な業務遂行（必要な市場規制措置等）を過誤等により怠る又は誤った措置を行うリスク
- ・ 障害や大規模災害によるシステム停止又はシステムに誤作動が発生するリスク
- ・ 役職員又はシステム運用業務委託先の過誤等により取引が中断されるリスク
- ・ 当社グループが算出を行っているTOPIX等の株価指数や統計情報等、配信を行う各種情報に誤謬が生じるリスク

上記のリスクが顕在化した場合には、監督官庁から処分等を科される可能性があるとともに、損害を被った市場利用者から損害賠償等を求められる可能性もあります。

当社グループでは、規則や契約等において、利用者が損害を受けた場合であっても、当社グループに故意又は重過失がある場合を除き、損害賠償の責を負わない旨を定めておりますが、オペレーショナル・リスクの顕在化を含むならんかの要因により訴訟が提起された場合には、訴訟費用が多額にのぼる可能性があるとともに、訴訟において当社グループに不利な判決等がなされた場合には、訴訟に伴う損害賠償のみならず、社会的な信用の低下等を通じて、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

11. レピュテーション・リスク

当社グループでは、社会的な信用力やブランド力を、競争力の源泉の一つとして認識しております。

当社グループの社会的な信用は、システム及び自主規制業務等における過誤等、当社グループに起因する様々な要因のみならず、取引参加者や上場会社等の市場参加者又はその他の第三者による不法行為等によっても毀損される可能性があります。

当社グループの社会的な信用の毀損は、取引高の減少や発行会社の当社グループが開設する市場への上場を妨げる要因となる可能性があり、ひいては、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

1．業績等の概要

(1) 業績

当社グループの当連結会計年度（2019年4月1日～2020年3月31日）の連結業績は、営業収益は1,236億88百万円（前年同期比2.1%増）、営業費用が585億32百万円（前年同期比8.2%増）となったため、営業利益は685億33百万円（前年同期比1.4%減）、税引前利益は690億95百万円（前年同期比2.4%減）となりました。

また、法人所得税費用を計上した後の最終的な親会社の所有者に帰属する当期利益は476億9百万円（前年同期比3.0%減）となりました。

当社グループROEについては、資本効率を意識した経営を行うことにより、金融商品市場の動向にかかわらず、資本コストを上回る10%を中長期的に実現することを目指しており、当連結会計年度のROEは16.3%となりました。

なお、当社は、公開買付けにより株式会社東京商品取引所及び株式会社日本商品清算機構を連結子会社としたことから、第3四半期連結会計期間より両社の損益を含んでおります（2019年10月1日から2020年3月31日までの6か月間）。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ79億92百万円増加し、718億83百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローは、税引前利益690億95百万円に、減価償却費及び償却費164億99百万円並びに支払法人所得税等214億82百万円等を加減した結果、568億81百万円の収入となりました。

投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動によるキャッシュ・フローは、無形資産の取得による支出123億79百万円等により、94億34百万円の支出となりました。

財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動によるキャッシュ・フローは、支払配当金359億35百万円等により、394億11百万円の支出となりました。

2．生産、受注及び販売の実績

業務の性格上、該当する情報がないため記載しておりません。

3. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

当社グループは、当連結会計年度より、IFRS第16号「リース」(2016年1月公表)(以下、「IFRS第16号」)を適用しております。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 連結財務諸表注記 4. 会計方針の変更」をご参照ください。

なお、本項に記載した予想、予見、見込み、見通し、方針等の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであり、将来に生じる実際の結果と大きく異なる可能性もあります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、IFRSに準拠して作成しており、採用する重要な会計方針及び見積りについては、「第5 経理の状況 - 1 連結財務諸表等 - (1) 連結財務諸表 - 連結財務諸表注記 - 3. 重要な会計方針」及び「5. 重要な会計上の見積り及び見積りを行う判断」に記載しております。

この連結財務諸表の作成にあたっては、過去の実績や状況に応じ合理的だと考えられる様々な要因に基づき見積り及び判断を行っておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるためにこれらの見積りと異なる場合があります。

当社グループによる見積りのうち、のれんについては、各連結会計年度末日又は減損の兆候がある場合に、減損テストを実施しております。減損テストの回収可能価額は、使用価値に基づき算定しております。使用価値は、経営計画等に基づくキャッシュ・フローの見積額を、当該資金生成単位の加重平均資本コストを基礎とした割引率により割引いて算定しており、経営計画の最終年度を超える期間におけるキャッシュ・フローについては、将来の不確実性を考慮し、最終年度と同水準で推移すると仮定しております。なお、企業結合で生じたのれんは、当社グループ全体を一つの資金生成単位として減損テストをしております。

当社グループの収益は、「第2 事業の状況 - 2 事業等のリスク - 2. 事業環境等に関するリスク - (2) 金融市場の動向による影響について - 収益構造の特徴等について」に記載のとおり、日本経済の状況の影響を大きく受け、また、流通市場や発行市場の動向は、経済環境その他様々な要因により大きく変動する場合がありますため、その動向を精緻に予測することは非常に困難です。そのため、日本の景気が急速に悪化し長期間に渡って低迷した場合などには当社グループの経営計画等に基づくキャッシュ・フローの見積額が大きく減少し、のれんの減損が発生する可能性があります。

(2) 当連結会計年度の経営成績の分析

(営業収益の状況)

取引関連収益

取引関連収益は、現物の売買代金並びに金融デリバティブ及び商品デリバティブの取引高等に応じた「取引料」、取引参加者の取引資格に応じた「基本料」、注文件数に応じた「アクセス料」、利用する売買システム施設の種類に応じた「売買システム施設利用料」等から構成されます。

当連結会計年度の取引関連収益は、前年同期並みの485億89百万円となりました。

・取引関連収益の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
			増減(%)
取引関連収益	48,660	48,589	0.1
取引料	39,248	39,118	0.3
現物	28,084	25,757	8.3
金融デリバティブ	11,163	12,255	9.8
TOPIX先物取引	2,031	2,254	11.0
日経平均株価先物取引(注1)	4,523	5,101	12.8
日経平均株価指数オプション取引(注2)	2,563	2,888	12.7
長期国債先物取引	1,945	1,811	6.9
その他	99	200	100.5
商品デリバティブ	-	1,104	-
基本料	1,017	1,020	0.3
アクセス料	4,800	4,701	2.0
売買システム施設利用料	3,499	3,646	4.2
その他	95	101	6.5

(注1) 日経225mini先物取引を含めております。

(注2) Weeklyオプション取引を除きます。

清算関連収益

清算関連収益は、株式会社日本証券クリアリング機構が行う金融商品債務引受業及び株式会社日本商品清算機構が行う商品取引債務引受業に関する清算手数料等から構成されます。

当連結会計年度の清算関連収益は、前年同期比6.6%増の264億27百万円となりました。

上場関連収益

上場関連収益は、新規上場や上場会社の新株券発行の際に発行額に応じて受領する料金等から構成される「新規・追加上場料」及び時価総額に応じて上場会社から受領する料金等から構成される「年間上場料」に区分されます。

当連結会計年度の上場関連収益は、年間上場料が増加したことなどから、前年同期比2.1%増の143億22百万円となりました。

・上場関連収益の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)	
			増減(%)
上場関連収益	14,025	14,322	2.1
新規・追加上場料	3,994	3,965	0.7
年間上場料	10,030	10,356	3.2

情報関連収益

情報関連収益は、情報ベンダー等への相場情報の提供に係る収益である相場情報料のほか、指数ビジネスに係る収益及びコーポレートアクション情報等の各種情報の提供に係る収益から構成されます。

当連結会計年度の情報関連収益は、相場情報料が増加したことに加え、指数ビジネスに係る収益が増加したことなどから、前年同期比4.5%増の219億77百万円となりました。

その他の営業収益

その他の営業収益は、売買・相場報道等の各種システムと取引参加者・ユーザをつなぐarrownetに係る利用料、注文の送信時間等の短縮による売買執行の効率化を目的として、システムセンター内に取引参加者及び情報ベンダー等が機器等を設置するコロケーションサービスに係る利用料、売買システム等のサービス提供料及び株式会社東証システムサービスが行うシステム開発・運用収益等から構成されます。

当連結会計年度のその他の営業収益は、売買システム等のサービス提供料が減少したことなどから、前年同期比2.1%減の123億71百万円となりました。

・その他の営業収益の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)	
			増減(%)
その他の営業収益	12,630	12,371	2.1
arrownet利用料	3,261	3,311	1.5
コロケーション利用料	3,887	3,917	0.8
その他	5,481	5,142	6.2

(営業費用の状況)

当連結会計年度の人件費は、前年同期比5.6%増の175億12百万円となりました。

システム維持・運営費は、現物及びデリバティブの売買システムをはじめとした各種システムの維持及び管理運用に係る費用等から構成されます。システム維持・運営費は、前年同期比1.4%増の120億71百万円となりました。

減価償却費及び償却費は、前年同期比40.9%増の164億84百万円となりました。

その他の営業費用は、前年同期比10.5%減の124億64百万円となりました。

(3) 財政状態に関する分析

(資産、負債及び資本の状況)

当社グループの資産及び負債には、株式会社日本証券クリアリング機構及び株式会社日本商品清算機構が清算機関として引き受けた「清算引受資産・負債」及び清算参加者から担保として預託を受けた「清算参加者預託金」が両建てで計上されております。「清算引受資産・負債」及び「清算参加者預託金」は、多額かつ清算参加者のポジションなどにより日々変動することから、当社グループの資産及び負債の額は、これらの変動に大きな影響を受けます。その他、金融商品取引及び商品先物取引の安全性を確保するための諸制度に基づく「信認金」、「取引参加者保証金」及び「違約損失積立金」が資産及び負債または資本に両建てで計上されております。

当連結会計年度末の資産は、「清算引受資産」が増加したことなどから、前連結会計年度末に比べ13兆2,168億96百万円増加し、67兆2,863億2百万円となりました。また、「清算引受資産」、「清算参加者預託金」、「信認金」及び「違約損失積立金」を控除した後の資産は、前連結会計年度末に比べ193億17百万円増加し、3,788億20百万円となりました。

当連結会計年度末の負債は、資産と同様に「清算引受負債」が増加したことなどから、前連結会計年度末に比べ13兆2,029億71百万円増加し、66兆9,809億26百万円となりました。また、「清算引受負債」、「清算参加者預託金」、「信認金」及び「取引参加者保証金」を控除した後の負債は、前連結会計年度末に比べ55億27百万円増加し、931億44百万円となりました。

当連結会計年度末の資本は、配当金の支払により減少した一方、親会社の所有者に帰属する当期利益の計上により増加したことなどから、前連結会計年度末に比べ139億24百万円増加し、3,053億75百万円となりました。また、違約損失積立金を控除した後の資本は、2,774億27百万円となりました。

<参考>

	資産合計	資本合計	親会社所有者に 帰属する持分	親会社所有者 帰属持分比率
	百万円	百万円	百万円	%
2020年3月期	67,286,302 (378,820)	305,375 (277,427)	298,228 (270,280)	0.4 (71.3)
2019年3月期	54,069,405 (359,502)	291,450 (263,502)	285,009 (257,060)	0.5 (71.5)

	親会社所有者帰属持分 当期利益率	資産合計 税引前利益率	1株当たり親会社 所有者帰属持分
	%	%	円 銭
2020年3月期	16.3 (18.1)	0.1 (18.7)	556.97 (504.78)
2019年3月期	17.6 (19.5)	0.1 (19.8)	532.10 (479.92)

(注) 各指標における()内は、資産合計は「清算引受資産」、「清算参加者預託金」、「信認金」及び「違約損失積立金」、資本合計及び親会社所有者に帰属する持分は、「違約損失積立金」をそれぞれ控除して算出した数値です。

(4) 資本の財源及び資金の流動性

当社グループの事業活動のために必要な資金及び株主還元のための資金は、主に手元資金及び営業キャッシュ・フローの活用により調達しております。また、手元流動性の確保や資本コストの低減のため、必要に応じて金融機関からの借入れや社債の発行等による資金調達も活用しております。

当社グループの主要な資金需要は、システム維持・運営費や人件費などの市場運営等のための運転資金及びシステム開発のための設備投資資金などがあります。また、株主還元については、金融商品取引所グループとしての財務の健全性等に留意しつつ、業績に応じた配当を実施することを基本とし、具体的には、配当性向を60%程度とすることを目標としております。

キャッシュ・フローの状況については、「1 業績等の概要 - (2) キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

(契約債務)

当連結会計年度末現在における契約債務の概要は以下のとおりであります。

契約債務	年度別要支払額(百万円)			
	合計	1年以内	1年超5年以内	5年超
借入金	32,500	32,500	-	-
社債	20,000	-	-	20,000

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 - 2 事業等のリスク」に記載しております。

4【経営上の重要な契約等】

契約内容	相手方の名称	契約会社名	契約期間	備考
日経平均先物取引、ミニ日経平均先物取引及び日経平均オプション取引に係る「日経平均株価」の利用許諾に関する契約	株式会社日本経済新聞社	株式会社大阪取引所	2011年1月1日から5年間 以後5年毎に自動更新	
SPANの利用に係るライセンス契約	Chicago Mercantile Exchange	株式会社日本証券クリアリング機構	2004年2月2日	
SPANの利用に係るライセンス契約	Chicago Mercantile Exchange	株式会社日本商品清算機構	2010年5月1日から 2021年4月30日まで	

期間の定めのない契約のため、契約の効力発生日を記載しております。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度において、当社グループでは、国際的な市場競争力を強化するため、売買システムや清算システム等の開発を行い、全体で約151億円の設備投資を行いました。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

該当事項はありません。

(2) 国内子会社

2020年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	使用権資産 (百万円) (面積㎡)	従業員数 (人)
株式会社 東京証券取引所	本社 (東京都中央区)	本社ビル	2,987 (48,558)	420

(注) 当連結会計年度よりIFRS第16号「リース」(2016年1月公表)を適用しており、使用権資産の帳簿価額及びその面積を記載する等、内容の見直しを行っております。

(3) 在外子会社

該当事項はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等の計画

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,180,000,000
計	2,180,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2020年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2020年6月16日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	536,351,448	536,351,448	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	536,351,448	536,351,448	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2015年10月1日 (注1)	274,534,550	549,069,100	-	11,500	-	3,000
2018年2月9日 (注2)	12,717,652	536,351,448	-	11,500	-	3,000

(注1) 株式分割(1:2)によるものであります。

(注2) 自己株式の消却によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

2020年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	57	59	268	621	37	51,217	52,259	-
所有株式数(単元)	-	1,529,785	1,266,529	179,443	2,215,911	178	171,431	5,363,277	23,748
所有株式数の割合(%)	-	28.52	23.61	3.35	41.32	0.00	3.20	100	-

(6)【大株主の状況】

2020年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	32,784	6.11
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	23,489	4.38
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内3丁目3番1号	19,228	3.59
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口7)	東京都中央区晴海1丁目8-11	14,572	2.72
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) SUB A/C NON TREATY(常任代理人 香港上海銀行東京支店)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK(東京都中央区日本橋3丁目11-1)	14,424	2.69
THE BANK OF NEW YORK 134104(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	RUE MONTROYERSTRAAT 46, 1000 BRUSSELS, BELGIUM(東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA棟)	13,157	2.45
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海1丁目8-11	11,527	2.15
J P MORGAN CHASE BANK 385151(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM(東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA棟)	9,431	1.76
STATE STREET CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02(常任代理人 香港上海銀行東京支店)	P.O. BOX 1631 BOSTON, MASSACHUSETTS 02105-1631, USA(東京都中央区日本橋3丁目11-1)	7,687	1.43
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	7,557	1.41
計	-	153,859	28.69

(注) 次の法人より大量保有報告書等の提出があり、下記の報告義務発生日現在で当社株式を所有している旨の報告を受けましたが、当社として2020年3月31日時点における実質所有株式数を確認できませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書等が複数回提出されている場合は、最新の報告書の概要を記載しており、保有株券等の数及び株券等保有割合については、共同保有者に係る保有分として報告があった場合は、その株数及び保有割合を含めて記載しております。

氏名又は名称	住所	提出日	報告義務発生日	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニー	カルトン・スクエア、1グリーンサイド・ロウ、エジンバラ EH1 3AN スコットランド	2019年8月22日	2019年8月15日	35,391,400	6.60
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	2019年10月23日	2019年10月15日	29,325,700	5.47

(7) 【議決権の状況】
【発行済株式】

2020年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 536,327,700	5,363,277	-
単元未満株式	普通株式 23,748	-	一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	536,351,448	-	-
総株主の議決権	-	5,363,277	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

従業員に対する株式付与制度

当社は、2017年1月30日開催の取締役会において、当社グループ従業員（以下「従業員」という。）に経営参画意識を持たせ、業績向上や株価上昇に対する意欲の高揚を促すことにより、中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、従業員を対象としたインセンティブ・プラン「株式付与型E S O P信託」（以下「本制度」という。）の導入を決議しました。

a. 本制度の概要

本制度は、米国のE S O P制度を参考にした従業員インセンティブ・プランであり、E S O P信託が取得した当社株式を、経営財務指標や生産性にかかる目標の達成状況に応じて退職時に従業員に交付するものです。なお、E S O P信託が取得する当社株式の取得資金は全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。

本制度の導入により、従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を収受することができるため、株価を意識した従業員の業務遂行を促すとともに、従業員の勤労意欲を高める効果が期待できます。

b. 従業員に取得させる予定の株式の総数

586,800株

c. 本制度の対象者

従業員のうち受益者要件を充足する者

当社グループの役員に対する株式報酬制度

当社は、2018年4月27日開催の報酬委員会において、株主との利害の共有を一層進めるとともに、持続的な企業価値の向上への貢献意欲をさらに高めることを目的として、当社及び当社グループの事業運営の中核を担う子会社（以下「中核子会社」といい、当社と中核子会社を総称して、以下「対象会社」という。）の役員（執行役員及びこれに準ずる者をいい、社外取締役、監査委員である取締役及び監査役等を除く。以下同じ。）に対して、信託を活用した新たな株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することを決議しました。

a. 本制度の概要

本制度は、欧米の業績連動型株式報酬（Performance Share）制度及び譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度を参考にした役員に対する株式報酬制度であり、役位や業績等に応じて、信託を通じて取得した当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）を役員に交付及び給付（以下「交付等」という。）するとともに、当社株式に生じる配当を役員に給付いたします。

具体的には、毎年3月に開催される報酬委員会等の決議に基づき、役員に対して事業年度ごとに株式報酬基準額に相当するポイントを付与し、原則としてポイントの付与から3年経過後に、役員に対して役員報酬として付与されたポイントに相当する数の当社株式等の交付等を行います。

役員に付与されるポイントは、事業年度ごとに役位等に応じてポイントが付与され、それ以降変動しない「固定部分」と、事業年度ごとに役位等に応じてポイントが付与された後、業績条件の達成度に応じて変動する「業績連動部分」から構成されます。

「固定部分」は株主の皆さまとの利害共有の強化を、「業績連動部分」は中長期的な企業価値向上に対する動機づけ及び業績と報酬との連動性の強化を主な目的としております。

b. 信託する金額

当初10億円（3年間）

c. 本制度の対象者

対象会社の役員のうち受益者要件を充足する者

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他(-)				
保有自己株式数				

3【配当政策】

当社は、金融商品取引所グループとしての財務の健全性、清算機関としてのリスクへの備え、当社市場の競争力強化に向けた投資機会等を踏まえた内部留保の重要性に留意しつつ、業績に応じた配当を実施することを基本とし、具体的には、配当性向を60%程度とすることを目標としております。

なお、当社は、「剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める」旨を定款に定めております。

また、当社は、会社法に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めており、配当の回数については、中間配当及び期末配当の年2回を基本としております。

基準日が当事業年度に属する剰余金の配当の状況は以下のとおりです。

決議年月日	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）
2019年10月30日 取締役会	12,872	24
2020年5月14日 取締役会	16,090	30

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社の企業理念に沿った経営を実践するためには、ステークホルダーによる当社の企業理念・企業活動への理解が重要と考えています。したがって、当社は、ステークホルダーが当社を理解し、当社への信頼性を高めることができるよう(イ)企業理念・社会的使命、(ロ)市場運営、(ハ)企業価値向上、(ニ)コーポレート・ガバナンスの実効性という4つの観点から、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方を定めています。

イ．企業理念・社会的使命

当社グループが運営する市場は、公共の財産であり、当社の社会的使命は、その持続的発展を図ることにあります。

ロ．市場運営

当社グループは、その開設する市場に対する支持と信頼こそが、投資者を始めとするすべての市場利用者に共通する利益であり、その維持・向上こそが市場の持続的発展の基礎であるという考え方で市場を運営します。

ハ．企業価値向上

当社が、市場の持続的発展を図るに当たっては、株主を始めとする多様なステークホルダーの期待に応え続けることが必要であり、それによって、当社の中長期的な企業価値の向上を実現します。

ニ．コーポレート・ガバナンスの実効性

当社は、市場の持続的発展を支えるため、そのコーポレート・ガバナンスについて、より実効性が高く適切に機能するものとなるよう、常に改善を図っていきます。

会社の機関の内容

当社は、経営の監視・監督機能と業務執行機能を制度上明確に分離し、経営監視・監督機能の強化及び経営の透明性の向上を図るために指名委員会等設置会社形態を採用し、構成メンバーの過半数が社外取締役からなる法定の指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を設置するとともに、業務執行を担当する執行役を置き、経営の監督機能と業務執行機能を分離しております。

当社の各機関の概要は以下のとおりです。

イ．取締役会

当社は、株主を始めとするステークホルダーに対するより一層のアカウンタビリティの確保が必要になるものと認識しており、経営の監視・監督機能と業務執行機能を制度上明確に分離し、経営監視・監督機能の強化及び経営の透明性の向上を図ることが当社のコーポレート・ガバナンス充実により資するものと考え、指名委員会等設置会社を採用しています。取締役会は、経営の基本方針・重要事項の決定を行うとともに、経営の透明性及びアカウンタビリティの向上を図り業務執行の妥当性を監督する機能を強化する観点から過半を社外取締役で構成しています。

提出日現在、当社取締役会は、女性2名を含む13名で構成されており、そのうち9名が独立社外取締役となります。当社独立社外取締役9名の内訳は、企業経営者3名、法律専門家1名、公認会計士1名、研究者・行政機関出身者4名で、それぞれの分野で高い見識を認められており、当社の経営に多面的な社外の視点を積極的に取り入れることができる充実した体制となっています。(2020年6月17日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として、「取締役14名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されますと、当社の取締役の状況は、取締役14名、うち9名が独立社外取締役となる予定です。)

提出日現在の取締役は以下のとおりです。

津田廣喜氏(取締役会議長)、清田瞭氏(代表執行役グループCEO)、宮原幸一郎氏、山道裕己氏、クリスティーナ・アメージャン氏、遠藤信博氏、荻田伍氏、久保利英明氏、幸田真音氏、小林栄三氏、美濃口真琴氏、森公高氏、米田壯氏

(注)1．津田廣喜氏、クリスティーナ・アメージャン氏、遠藤信博氏、荻田伍氏、久保利英明氏、幸田真音氏、小林栄三氏、森公高氏、米田壯氏は、社外取締役であります。

2．津田廣喜氏、クリスティーナ・アメージャン氏、遠藤信博氏、荻田伍氏、久保利英明氏、幸田真音氏、小林栄三氏、森公高氏、米田壯氏は、株式会社東京証券取引所が一般株主保護のため確保を義務付けている独立役員であります。

なお、当社の非常勤独立社外取締役が、情報交換や認識共有を図ることで、経営の監督機能をより発揮するとともに、取締役会を更に活性化させることを目的として、非常勤独立社外取締役のみによる会議体「独立社外取締役

委員会」を設置しております。委員会が必要と認める場合には、委員会での議論の内容について、委員長が取締役会議長やCEO以下の経営陣にフィードバックし、円滑なコミュニケーションを図ります。

提出日現在の委員は、以下のとおりです。

荻田伍氏（委員長）、クリスティーナ・アメージャン氏、遠藤信博氏、久保利英明氏、幸田真音氏、小林栄三氏、森公高氏、米田壯氏

ロ．指名・監査・報酬委員会

役員人事に関する透明性・適時性・客観性を確保することを目的とした指名委員会は、5名の取締役で構成され、うち4名を社外取締役としています。指名委員会においては、株主総会に提出する取締役の選解任に関する議案の内容の決定等を行います。

監査機能を担う監査委員会は、5名の取締役で構成され、うち4名を社外取締役としています。監査委員会においては、執行役及び取締役の職務の執行の監査、監査報告の作成、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定を行います。

役員報酬に関する透明性・客観性を確保することを目的とした報酬委員会は、5名の取締役で構成され、うち3名を社外取締役としています。報酬委員会においては、取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容を決定します。

提出日現在における各委員会の委員は、以下のとおりです。

指名委員会：荻田伍氏（委員長）、清田瞭氏、遠藤信博氏、久保利英明氏、小林栄三氏

監査委員会：米田壯氏（委員長）、クリスティーナ・アメージャン氏、幸田真音氏、美濃口真琴氏、森公高氏

報酬委員会：小林栄三氏（委員長）、清田瞭氏、宮原幸一郎氏、クリスティーナ・アメージャン氏、森公高氏

ハ．リスクポリシー委員会

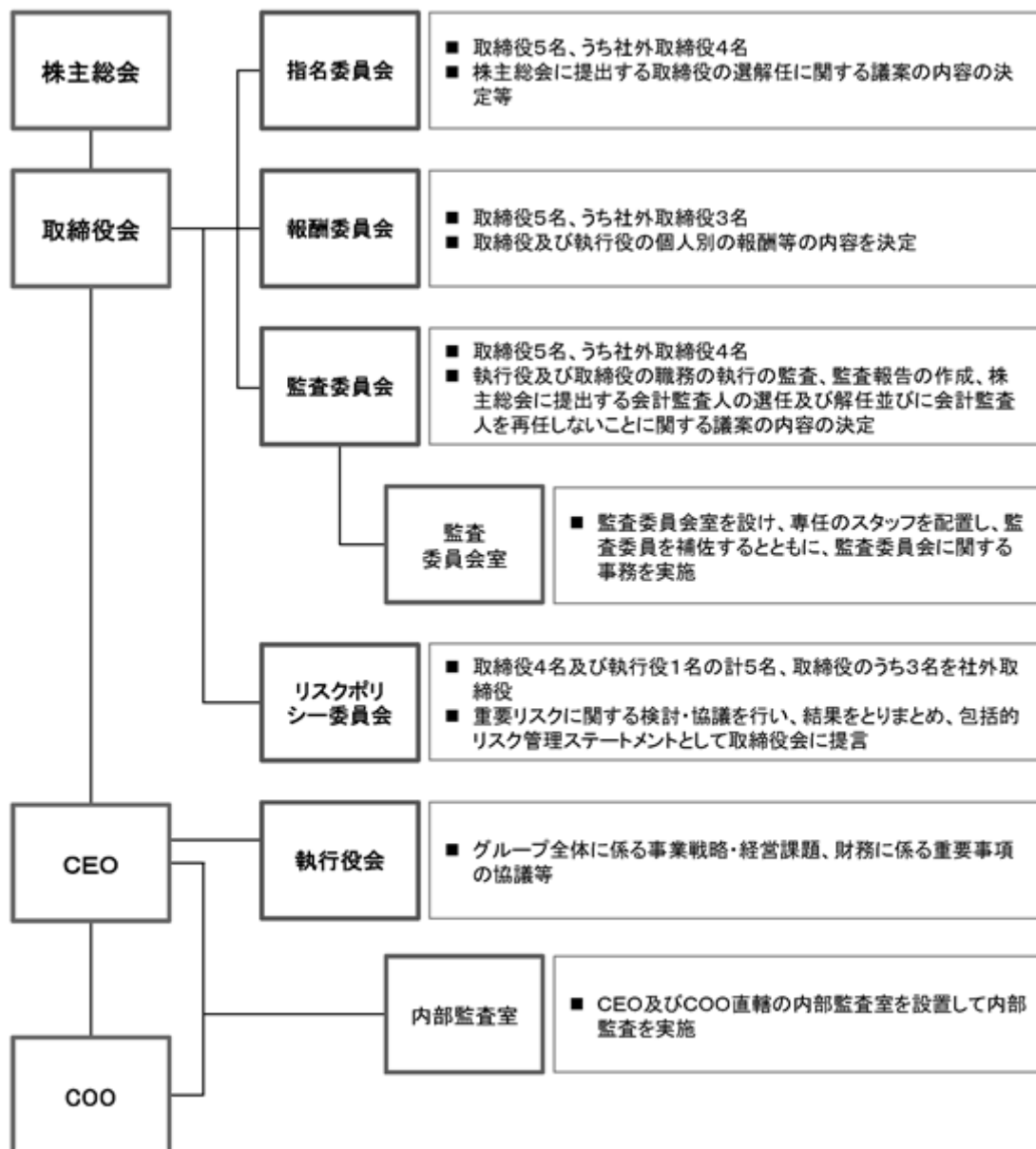
リスクポリシー委員会は、取締役4名及び執行役1名の計5名で構成され、取締役のうち3名を社外取締役としています。リスクポリシー委員会は、取締役会が当社グループのリスク管理体制を監督することを補佐することにより、当社グループの適切なリスク管理体制の構築に資することを目的として、当社グループにおける適切なリスク管理の構築、運営について協議を行い、取締役会に対してリスクに係る提言等を行うこととしています。

提出日現在の委員は、以下のとおりです。

久保利英明氏（委員長）、清田瞭氏、幸田真音氏、米田壯氏、長谷川勲氏（執行役）

二．執行役会

執行役会は、執行役全員をもって構成し、取締役会付議事項及び取締役会の決議によってCEOが委任を受けた事項のうち業務執行に関する重要事項について協議します。



提出日現在、COOは空席です。

内部統制システムの整備の状況

内部統制システム構築の基本方針は以下のとおりです。

イ．当社の監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査委員会の職務を補助する社員に関する事項を定めるために、社内規則として、次の内容を含む「監査委員会の職務を補助する社員に関する規則」を制定し、適切に運用することとする。

- () 監査委員会室に所属する社員は、監査委員会の職務を補助するものとし、監査委員会の指揮命令に服する。
- () 監査委員会室に所属する社員は、室長1名を含む4名以上とする。

ロ．当社の監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の当社の執行役からの独立性に関する事項

監査委員会室に所属する社員の独立性を確保するために、社内規則として、次の内容を含む「監査委員会の職務を補助する社員に関する規則」を制定し、適切に運用することとする。

- () 監査委員会室に所属する社員の採用、異動、人事考課、給与及び懲戒については、あらかじめ、監査委員会（監査委員会が特定の監査委員を指名した場合には、当該監査委員）の同意を得るものとする。
- () 執行役及び社員は、監査委員会室に所属する社員の業務遂行に対して不当な制約を行うことにより、その独立性を阻害することのないよう留意するものとする。

八．当社の監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する監査委員会の指示の実効性の確保に関する事項

監査委員会の監査委員会室に所属する社員に対する指示の実効性を確保するために、社内規則として、次の内容を含む「監査委員会の職務を補助する社員に関する規則」を制定し、適切に運用することとする。

- () 監査委員会室に所属する社員は、監査委員会の職務を補助するものとし、監査委員会の指揮命令に服する。
- () 監査委員会室長は監査委員会の職務を補佐し、監査委員会監査の円滑な遂行のために監査委員会室に所属する他の社員を指揮して所管業務を統括する。

二．次に掲げる体制その他の当社の監査委員会への報告に関する体制

- () 当社の取締役（監査委員である取締役を除く。）、執行役及び使用人が当社の監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制

監査委員会に対する報告体制を整備するために、社内規則として、次の内容を含む「監査委員会への報告等に関する規則」を制定し、適切に運用することとする。

- a．取締役（監査委員である取締役を除く。）、執行役及び社員は、監査委員会又は監査委員会が指名した監査委員からその職務の執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うものとする。
 - b．執行役及び社員は、当社、当社の子会社又は関連会社の業務又は財務の状況に重大な影響を及ぼすおそれのある事項を発見したときは、その内容について直ちに監査委員会又は監査委員会が指名した監査委員に報告しなければならない。
- () 当社の子会社の取締役、監査役、執行役その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者（以下この号において「子会社取締役等」という。）が当社の監査委員会に報告をするための体制

監査委員会に対する報告体制を整備するために、社内規則として、次の内容を含む「監査委員会への報告等に関する規則」を制定し、適切に運用することとする。

- a．子会社取締役等又は当社の執行役及び社員は、監査委員会又は監査委員会が指名した監査委員から子会社に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うものとする。
- b．子会社取締役等又は当社の執行役及び社員は、子会社の業務又は財務の状況に重大な影響を及ぼすおそれのある事項を発見したときは、その内容について直ちに監査委員会又は監査委員会が指名した監査委員に報告しなければならない。

ホ．前二．の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制を整備するために、社内規則として、次の内容を含む「監査委員会への報告等に関する規則」を制定し、適切に運用することとする。

- () 監査委員会又は監査委員会が指名した監査委員に報告した者は、当社並びに執行役及び社員等から、当該報告をしたことを理由としたいかなる不利益も受けないものとする。
- () 当社並びに執行役及び社員等は、監査委員会又は監査委員会が指名した監査委員に報告した者に対して、当該報告したことを理由としたいかなる不利益も加えてはならない。

へ．当社の監査委員の職務の執行（監査委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関して、社内規則として、次の内容を含む「監査委員会への報告等に関する規則」を制定し、適切に運用することとする。

- () 執行役員及び社員は、監査委員又は監査委員会が監査の実施のために弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の事務を委託するなど所要の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査委員又は監査委員会の職務の執行に必要なと認められる場合を除き、これを拒むことができない。
- () 前号の規定は、着手金等の前払、及び事後的に発生した費用等の償還その他の監査委員会の職務の執行に係る費用についても同様とする。

ト．その他当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査委員会による監査の実効性を確保するために、社内規則として、次の事項を含む「監査委員会への報告等に関する規則」を制定し、適切に運用することとする。

- () 代表執行役員は、監査委員会又は監査委員会が指名した監査委員と定期的に会合を持ち、経営方針、当社が対処すべき課題、当社を取り巻く重大なリスク、監査委員会監査の環境整備、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
- () 執行役員及び社員は、監査委員会が指名した監査委員が、執行役員会その他の重要な会議に出席して意見を述べ、又は説明を求めた場合には、誠実かつ適切に対応するものとする。

チ．当社の執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

社内規則において定められた職務分掌及び権限に基づいて業務運営を行う体制とし、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。

コンプライアンス・プログラムを導入し、次の施策を実施する。

- () 役員及び社員が企業倫理の観点から準拠すべき普遍的価値観を示した「企業行動憲章」や社員の具体的な行動規範を示した行動規範をはじめ、コンプライアンスに関連した社内規則（情報管理に係るものを含む。）の制定及び遵守
- () コンプライアンスに係る社内体制として、コンプライアンス責任者（CEO）、コンプライアンス担当役員（総務担当執行役員）及びコンプライアンス関連業務事務局（総務部内）を設置
- () 公益通報制度として、コンプライアンス・ホットラインを設置し運用
- () 継続的な周知・教育活動として、コンプライアンス担当者との連絡会議の開催やイントラネットを利用したコンプライアンス関連の情報配信、e - ラーニングによる研修の実施

反社会的勢力の排除に向けて、「企業行動憲章」に基づき、次のとおり毅然たる対応を行う。

- () 市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力には断固とした姿勢で臨み、一切の関係遮断に努める。
- () 反社会的勢力による市場への介入を防止し、健全で公正な市場の構築に努める。

CEO及びCOO直轄の内部監査室を設置して内部監査を実施する。

リ．当社の執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

社内規則において明確化された情報セキュリティ対策基準において、執行役員会議事録をはじめとした執行役の職務の執行に係る文書の保管等の取扱いについて規定し、適切に運用する。

ヌ．当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

社内規則において明確化された職務分掌及び権限に基づいて業務運営を行う体制とし、取締役、執行役員及び社員それぞれが自己の職務分掌及び権限に応じ、責任を持ってリスク管理を行うとの認識の下で業務を行うことを基本とする。

当社及びその子会社からなる企業集団（以下「日本取引所グループ各社」という。）のリスクに関して、未然防止の観点からリスク事象の認識と適切な対応策の整備、運用を行うとともに、定期的にその状況が報告される体制を整備するため、次のとおり社外取締役を委員長とするリスクポリシー委員会及びCEOを委員長とするリスク管理委員会を設置するとともに、「リスク管理方針」を制定し、適切に運用することとする。

リスクポリシー委員会は、「リスク管理方針」に定める包括的リスク管理フレームワークに基づく日本取引所グループ各社における重要リスク管理に係る諸事項を協議し、取締役会に提言及び報告を行うものとする。

リスク管理委員会は、日本取引所グループ各社における日々のリスク管理状況及びリスクが顕在化した場合又はそのおそれが生じた場合の状況の総括的な把握、事態の早期解決のための対応等を協議し、取締役会に報告を行うものとする。

特に、市場利用者が安心して取引できる機会を安定的に提供することが市場開設者としての日本取引所グループ各社の責務の根幹であることを強く認識し、システムの安定的稼働に係るリスクについては、その開発及び運用体制において、開発手法の標準化や十分な稼働確認テストの実施、詳細な運用マニュアルの整備とその遵守、更には専門部署の設置による開発及び運用業務に係る品質管理の徹底など、必要十分な対応を図る。

そのうえで、万一の天災地変やテロ行為等により市場開設に係る業務の継続が困難となる状況については、「事業継続基本計画書」を策定し、関係者に対する影響を最小化し、一刻も早い業務の再開を行うために必要な体制、手順等をあらかじめ決めておくことにより、適切な対応を図る。

また、市場開設者である日本取引所グループ各社にとっての自主規制機能の重要性及び社会一般からの日本取引所グループ各社の自主規制機能に対する期待の大きさに鑑み、自主規制機能の適切な発揮に係るリスク（自主規制業務の遂行が不適切であった場合のレピュテーションリスクをはじめとした各種リスクをいう。）については、自主規制業務の独立性確保のための組織上の措置をはじめ、公正性確保のための施策を講じるとともに、積極的に経営資源を投入のうえ、詳細な業務マニュアルの整備とその遵守、教育研修の充実等による自主規制業務の質的向上を追求することにより、万全の対応を図る。

ル．当社の執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

社内規則において明確化された職務分掌及び権限に基づいて業務運営を行う体制とし、分業体制による業務の専門化・高度化を図る。また、そうした体制の中で、重要度に応じて職務権限を委任できることとし意思決定手続きの機動性向上を図る。

経営層からのトップダウンと事業部門等からのボトムアップを適切に組み合わせながら中期経営計画及び年度予算を策定するとともに、適切な進捗管理等を実施することを通じて職務執行の効率化を図る。

ヲ．当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

（ ）当社の子会社の取締役、執行役その他これらの者に相当する者（以下「子会社の取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社に対し、経営管理契約に基づく経営管理を行い又は「関係会社管理規則」に基づく各種報告を求めらる。

（ ）当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社に対し、経営管理契約に基づく経営管理を行い又は「関係会社管理規則」に基づきリスク管理状況に係る報告を求めるとともに必要に応じて助言等を行う。

（ ）当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社に対し、経営管理契約又は「関係会社管理規則」に基づき、各社の位置付けや規模に応じた適切な子会社管理及び支援等を行うことにより、日本取引所グループ各社における職務執行の効率化を図る。

（ ）当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社に対し、継続的な周知・教育活動として、日本取引所グループ各社のコンプライアンス担当者との連絡会議の開催やコンプライアンス関連の情報配信を行う。

子会社に対し、経営管理契約に基づく経営管理を行い又は「関係会社管理規則」に基づき公益通報制度としてコンプライアンス・ホットラインの導入を求めるとともに必要に応じて助言等を行う。

子会社に対し、経営管理契約又は「関係会社管理規則」に基づき、当社の内部監査室が内部監査を実施し又は子会社自らが内部監査を実施した内容につき報告を求めるとともに必要に応じて助言等を行う。

() その他当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

日本取引所グループ各社の役員及び社員が企業倫理の観点から準拠すべき普遍的価値観を示した「企業行動憲章」を制定する。

リスク管理体制の整備の状況

当社では、当社グループの事業活動に関わるリスク管理の方針として、「リスク管理方針」を制定しております。リスク管理方針のもと、当社グループのリスク管理強化を目的として、社外取締役を委員長とするリスクポリシー委員会及びCEOを委員長とするリスク管理委員会を設置しております。リスク管理方針、リスクポリシー委員会の体制・機能及びリスク管理委員会の体制・機能については以下のとおりです（併せて「第2 事業の状況 2事業等のリスク [リスク管理への基本方針]」をご覧ください）。

イ．リスク管理方針

当社グループの事業目的の達成を阻害する要因への適切な対応を行い、公共性及び信頼性の確保、利便性、効率性及び透明性の高い市場基盤の構築並びに創造的かつ魅力的なサービスの提供を図り、もって企業価値の最大化を図ることをリスク管理の目的として定め、当社グループが抱えるリスクを特定したうえで分類し、当該分類毎にリスク管理の所管部室を定めて管理しております。

ロ．リスクポリシー委員会の体制

リスクポリシー委員会は委員5名以上とし、その過半数を社外取締役としたメンバーで構成されます。委員長については、原則として社外取締役が務めることとしております。

ハ．リスクポリシー委員会の機能

当社グループでは、社外取締役を中心としたリスクポリシー委員会を活用することで、当社グループのリスク管理に外部の視点を取り込み、リスク管理におけるガバナンスを強化しております。

リスクポリシー委員会では、当社グループにおいて重点的に対応すべきリスクである「重要リスク」等を検討し、その結果を「包括的リスク管理ステートメント」にとりまとめ、取締役会に提言します。「包括的リスク管理ステートメント」を踏まえ、未然に「重要リスク」等への対応を行うことで、リスクの発現可能性を低減させるとともに、リスクが顕在化した際には機動的な対応を行います。

ニ．リスク管理委員会の体制

リスク管理委員会は委員長、コアメンバー、プロジェクトメンバーより構成されます。委員長はCEOとし、コアメンバーはCEO、COO、総務担当執行役員及び総務部長としております。

また、委員長は個別の事案に応じ、コアメンバー以外の執行役員及び部長、株式会社東京証券取引所、株式会社大阪取引所及び株式会社東京商品取引所の執行役員及び部長、株式会社日本証券クリアリング機構及び株式会社日本商品清算機構の常勤取締役及び部長並びに日本取引所自主規制法人の常任理事及び部長からプロジェクトメンバーを指名します。

ホ．リスク管理委員会の機能

リスク管理委員会ではリスク管理に係る基本方針の策定やリスク管理に必要な各種の規則・手順書等の策定やリスクが顕在化した際におけるグループ横断的な指揮・命令、対外処理を行います。

リスク管理委員会で策定された各種規則・手順書等については、定期的にその運用状況等を確認し、必要に応じて運用の改善を命令し、当該規則・手順書等の見直しを実施します。また、リスクが顕在化した際には事故の状況を統括的に把握し、事態の早期收拾のための指揮・命令を行うとともに対外処理（広報、行政対応、訴訟対応等）の統括を行います。

なお、当社グループでは、市場開設者という社会インフラとしての責務を果たすべく、様々なリスクが発現した場合においても、事業を可能な限り継続し、止むを得ず中断する場合においても可能な限り早期に再開できるよう、BCP（緊急時事業継続計画）を策定しており、堅実かつ安定的な事業継続体制の整備に努めております。

責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役及び執行役が徒に萎縮することなく職務に専念し、期待される職務を適切に行えるよう、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び執行役（執行役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

また、同様の趣旨から、当社と取締役（会社法第427条第1項の業務執行取締役等であるものを除きます。以下「非業務執行取締役」といいます。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該非業務執行取締役が責任の原因となった職務を行うにつき善意かつ無重過失であるときに限られます。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

剰余金の配当等の決定機関

当社は、資本政策の機動的な実行等を目的として、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨を定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

イ. 2020年6月16日(有価証券報告書提出日)現在の役員の状況

男性18名 女性2名 (役員のうち女性の比率10.0%)

(i) 取締役の状況

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 取締役会議長	津田廣喜	1948年8月 11日生	1972年4月 大蔵省(現財務省)入省 2002年8月 財務省東京税関長 2003年1月 同省大臣官房総括審議官 2004年7月 同省大臣官房長 2006年7月 同省主計局長 2007年7月 財務事務次官 2008年7月 退官 2008年9月 早稲田大学公共経営大学院教授 2015年6月 当社社外取締役 取締役会議長(現任)	(注)3	2,000
取締役兼代表執行役 グループCEO	清田 瞭	1945年5月 6日生	1969年4月 大和証券株式会社(現株式会社大和証券グループ本社)入社 1994年6月 同社取締役東部本部長 1996年5月 同社取締役債券・資金本部長 1997年6月 同社常務取締役債券・資金本部長 1997年10月 同社代表取締役副社長 1999年4月 大和証券エスピーキャピタル・マーケット株式会社(現大和証券株式会社)代表取締役社長 2004年6月 株式会社大和証券グループ本社取締役副会長兼執行役 株式会社大和総研理事長 2008年6月 株式会社大和証券グループ本社取締役会長兼執行役 2011年4月 同社取締役名誉会長 2011年6月 同社名誉会長 2013年6月 当社取締役(現任) 株式会社東京証券取引所代表取締役社長 2015年6月 当社代表執行役グループCEO(現任) 株式会社東京証券取引所取締役(現任)	(注)3	82,485
取締役	宮原幸一郎	1957年3月 10日生	1979年4月 電源開発株式会社入社 1988年4月 東京証券取引所入所 2002年6月 株式会社東京証券取引所総務部長 2004年6月 同社情報サービス部長 2005年6月 株式会社ICJ代表取締役社長 2005年12月 株式会社東京証券取引所執行役員 2007年10月 東京証券取引所自主規制法人(現日本取引所自主規制法人)常任理事 2009年6月 株式会社東京証券取引所グループ常務執行役 2013年1月 当社常務執行役 株式会社東京証券取引所常務執行役員 2014年6月 当社専務執行役 2015年6月 当社取締役(現任) 株式会社東京証券取引所代表取締役社長(現任) 2015年11月 当社執行役(現任)	(注)3	37,777

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	山道裕己	1955年3月8日生	1977年4月 野村證券株式会社(現野村ホールディングス株式会社)入社 1997年6月 同社人事部長 1998年6月 同社取締役インベストメント・バンキング・プロダクト本部担当 2000年6月 同社常務取締役グローバルインベストメントバンキング本部担当 2002年4月 ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングズPLC(ロンドン)社長 ノムラ・ホールディング・アメリカInc.(ニューヨーク)会長 2007年4月 野村證券株式会社専務執行役インベストメント・バンキング部門兼企業金融本部担当 2013年6月 当社取締役(現任) 株式会社大阪証券取引所(現株式会社大阪取引所)代表取締役社長(現任) 当社執行役(現任) 2015年11月 ㈱東京商品取引所代表執行役 2019年10月 同社代表取締役会長兼取締役会議長(現任) 2019年12月	(注)3	24,217
取締役	クリスティーナ・アメージャン	1959年3月5日生	1995年1月 コロンビア大学ビジネススクール助教授 2001年10月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科助教授 2004年1月 同大学大学院国際企業戦略研究科教授 2010年4月 同大学大学院国際企業戦略研究科研究科長 2012年4月 同大学大学院商学研究科教授 2012年6月 三菱重工業株式会社社外取締役(現任) 2014年6月 当社社外取締役(現任) 2018年4月 一橋大学大学院経営管理研究科教授(現任) 2018年6月 住友電気工業株式会社社外取締役(現任) 2019年3月 アサヒグループホールディングス株式会社社外取締役(現任)	(注)3	2,000
取締役	遠藤信博	1953年11月8日生	1981年4月 日本電気株式会社入社 2006年4月 同社執行役員兼モバイルネットワーク事業本部長 2009年4月 同社執行役員常務 2009年6月 同社取締役執行役員常務 2010年4月 同社代表取締役執行役員社長 2016年4月 同社代表取締役会長 2018年6月 当社社外取締役(現任) 2019年6月 大日本住友製薬株式会社社外取締役(現任) 日本電気株式会社取締役会長(現任) 東京海上ホールディングス株式会社社外取締役(現任)	(注)3	2,800

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	萩田 伍	1942年 1月 1日生	1965年 4月 朝日麦酒株式会社（後にアサヒビール株式会社に商号変更、現アサヒグループホールディングス株式会社）入社 1997年 3月 アサヒビール株式会社（現アサヒグループホールディングス株式会社）取締役福岡支社長 2000年 3月 同社常務執行役員九州地区本部長 2002年 3月 同社専務執行役員関信越地区本部長 2002年 9月 アサヒ飲料株式会社執行役員副社長 2003年 3月 同社代表取締役社長 2006年 3月 アサヒビール株式会社（現アサヒグループホールディングス株式会社）代表取締役社長 2010年 3月 同社代表取締役会長 2010年 6月 株式会社帝国ホテル社外取締役（現任） 2014年 3月 アサヒグループホールディングス株式会社相談役（現任） 2016年 6月 当社社外取締役（現任）	(注) 3	5,000
取締役	久保利英明	1944年 8月 29日生	1971年 4月 弁護士登録（現任）・森綜合法律事務所（現森・濱田松本法律事務所）入所 1998年 4月 日比谷パーク法律事務所代表（現任） 2001年 4月 第二東京弁護士会会長・日本弁護士連合会副会長 2011年 6月 株式会社東京証券取引所グループ社外取締役東京証券取引所自主規制法人（現日本取引所自主規制法人）外部理事 2013年 1月 当社社外取締役（現任） 2014年 6月 ソースネクスト株式会社社外取締役（現任） 2015年 4月 桐蔭法科大学院教授（現任） 2018年 4月 コインチェック株式会社社外取締役（現任）	(注) 3	1,700
取締役	幸田真音	1951年 4月 25日生	1995年 9月 作家として独立、現在に至る 2003年 1月 財務省財政制度等審議会委員 2004年 4月 滋賀大学経済学部客員教授 2005年 3月 国土交通省交通政策審議会委員 2006年11月 政府税制調査会委員 2010年 6月 日本放送協会経営委員会委員 2012年 6月 日本たばこ産業株式会社社外取締役（現任） 2016年 6月 当社社外取締役（現任） 2018年 6月 三菱自動車工業株式会社社外取締役（現任）	(注) 3	3,200
取締役	小林栄三	1949年 1月 7日生	1972年 4月 伊藤忠商事株式会社入社 2000年 6月 同社執行役員 2002年 4月 同社常務執行役員 2003年 6月 同社代表取締役常務取締役 2004年 4月 同社代表取締役専務取締役 2004年 6月 同社代表取締役社長 2010年 4月 同社代表取締役会長 2011年 6月 同社取締役会長 2013年 6月 オムロン株式会社社外取締役（現任） 2015年 6月 日本航空株式会社社外取締役（現任） 2016年 6月 当社社外取締役（現任） 伊藤忠商事株式会社会長 2018年 4月 同社特別理事 2020年 4月 同社名誉理事（現任）	(注) 3	5,200

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	美濃口真琴	1961年3月 14日生	1984年4月 東京証券取引所入所 2007年6月 株式会社東京証券取引所総務部長 2007年8月 株式会社東京証券取引所グループ総務部長 2009年6月 同社経営企画部長 2010年10月 東京証券取引所自主規制法人(現日本取引所自主規制法人)上場審査部長 2011年6月 同法人常任理事 2015年6月 株式会社日本証券クリアリング機構取締役 2017年4月 同社執行役員 2017年6月 当社取締役(現任) 株式会社東京証券取引所監査役	(注)3	8,100
取締役	森 公高	1957年6月 30日生	1980年4月 新和監査法人(現有限責任あずさ監査法人)入社 2000年6月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人)代表社員 2004年6月 あずさ監査法人(現有限責任あずさ監査法人)金融本部長 2006年6月 同法人本部理事 2011年7月 有限責任あずさ監査法人KPMGファイナンシャルサービス・ジャパン チェアマン 2013年6月 有限責任あずさ監査法人 退社 2013年7月 森公認会計士事務所設立 日本公認会計士協会会長 2016年7月 日本公認会計士協会相談役(現任) 当社社外取締役(現任) 2017年6月 三井物産株式会社社外監査役(現任) 東日本旅客鉄道株式会社社外監査役(現任) 2017年7月 住友生命保険相互会社社外取締役(現任)	(注)3	4,000
取締役	米田 壯	1952年4月 7日生	1976年4月 警察庁入庁 2001年9月 警視庁刑事部長 2003年8月 京都府警察本部長 2007年9月 警察庁刑事局長 2009年6月 警察庁長官官房長 2011年10月 警察庁次長 2013年1月 警察庁長官 2015年1月 退官 2015年6月 当社社外取締役(現任) 2017年6月 丸紅株式会社社外監査役(現任)	(注)3	4,100
計					182,579

- (注) 1. 津田廣喜氏、クリスティーナ・アメージャン氏、遠藤信博氏、荻田伍氏、久保利英明氏、幸田真音氏、小林栄三氏、森公高氏及び米田壯氏は、社外取締役であります。
2. 津田廣喜氏、クリスティーナ・アメージャン氏、遠藤信博氏、荻田伍氏、久保利英明氏、幸田真音氏、小林栄三氏、森公高氏及び米田壯氏は、株式会社東京証券取引所が一般株主保護のため確保を義務付けている独立役員であります。
3. 任期は2020年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

(ii) 執行役の状況

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役兼代表執行役 グループCEO	清田 瞭	1945年5月 6日生	()参照	(注)	82,485
常務執行役 CIO、IT企画担当	横山隆介	1963年5月 6日生	1986年4月 東京証券取引所入所 2009年6月 株式会社東京証券取引所ITビジネス部長 2011年4月 同社執行役員 2017年4月 当社常務執行役(現任) 株式会社東京証券取引所常務執行役員(現任) 株式会社大阪取引所常務執行役員(現任) 2019年4月 株式会社東京証券取引所取締役(現任)	(注)	19,769
常務執行役 グローバル戦略担当	井阪喜浩	1955年7月 6日生	1979年4月 大蔵省(現財務省)入省 1998年6月 金融監督庁長官官房企画課国際室長 2000年7月 国税庁長官官房国際業務課長 2003年7月 同庁調査査察部調査課長 2004年6月 外務省在英日本国大使館公使 2007年7月 国税庁長官官房審議官(国際担当) 2009年7月 名古屋国税局長 2010年8月 外務省大臣官房審議官(欧州局) 2012年7月 国税不服審判所次長 2013年6月 株式会社東京証券取引所執行役員 2014年6月 株式会社大阪取引所執行役員 2017年4月 当社常務執行役(現任) 株式会社東京証券取引所常務執行役員(現任) 株式会社大阪取引所常務執行役員(現任)	(注)	15,369
常務執行役 総務・人事担当	長谷川勲	1964年9月 9日生	1987年4月 東京証券取引所入所 2010年6月 株式会社東京証券取引所株式部長 2014年6月 当社執行役員 株式会社東京証券取引所執行役員 株式会社大阪取引所執行役員 2019年4月 当社常務執行役(現任) 株式会社東京証券取引所常務執行役員(現任) 株式会社大阪取引所常務執行役員(現任)	(注)	16,452
常務執行役 総合企画担当	二木 聡	1964年5月 11日生	1988年4月 東京証券取引所入所 2011年6月 株式会社東京証券取引所グループ経営企画部長 2013年1月 当社総合企画部長 2014年6月 株式会社東京証券取引所株式部長 2015年6月 当社執行役員 2020年4月 当社常務執行役(現任)	(注)	19,717
取締役兼執行役 株式会社東京証券取引所経営管理統括	宮原幸一郎	1957年3月 10日生	()参照	(注)	37,777
取締役兼執行役 株式会社大阪取引所経営管理統括	山道裕己	1955年3月 8日生	()参照	(注)	24,217

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
執行役 株式会社東京商品取引所経営管理統括	瀧田 隆道	1950年 8月 14日生	1975年 4月 通商産業省（現経済産業省）入省 1991年 7月 同省産業政策局サービス産業課長 1994年 7月 鹿児島県商工労働部長 1997年 7月 通商産業省環境立地局立地政策課長 1999年 7月 新エネルギー・産業技術総合開発機構総務部長 2001年 7月 経済産業省大臣官房審議官（産業技術担当） 2002年10月 東京工業品取引所（現株式会社東京商品取引所）専務理事 2006年 5月 一般財団法人ベンチャーエンタープライズセンター理事長 2008年 6月 富士電機ホールディングス株式会社取締役シニアエグゼクティブオフィサー 2011年 4月 富士電機株式会社取締役執行役員専務 2014年 6月 株式会社東京商品取引所代表執行役員専務 2015年 6月 同社取締役兼代表執行役員社長 2019年10月 当社執行役員（現任） 2019年12月 株式会社東京商品取引所代表取締役社長（現任）	(注)	0
執行役 株式会社日本証券クリアリング機構経営管理統括	静 正樹	1959年 7月 13日生	1982年 4月 東京証券取引所入所 2004年 6月 株式会社東京証券取引所財務部長 2005年 6月 同社経営企画部長 2007年 6月 同社執行役員 2007年 8月 株式会社東京証券取引所グループ執行役員 2008年 6月 株式会社東京証券取引所執行役員 2011年 6月 同社常務執行役員 2013年 6月 同社常務取締役 2014年 6月 同社取締役常務執行役員 2016年 4月 同社取締役専務執行役員 2017年 4月 株式会社日本証券クリアリング機構副社長執行役員 2017年 6月 同社取締役副社長 2020年 4月 当社執行役員（現任） 株式会社日本証券クリアリング機構代表取締役社長（現任）	(注)	27,447
執行役 C F O、財務・広報・IR担当	田端 厚	1965年 1月 7日生	1988年 4月 東京証券取引所入所 2009年 6月 株式会社東京証券取引所グループ秘書室秘書役 2013年 1月 当社秘書室秘書役 2014年 6月 株式会社証券保管振替機構総合企画部長 2016年 4月 当社執行役員（現任） 株式会社東京証券取引所執行役員 株式会社大阪取引所執行役員	(注)	18,717
計					261,950

(注) 任期は選任日である2020年4月1日から1年以内に終了する事業年度の末日までであります。

ロ．2020年6月17日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役14名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されますと、当社の役員の様況は、以下のとおりとなる予定であります。

男性18名 女性2名（役員のうち女性の比率10.0%）

（i）取締役の様況

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 （株）
取締役 取締役会議長	津田廣喜	1948年8月 11日生	1972年4月 大蔵省（現財務省）入省 2002年8月 財務省東京税関長 2003年1月 同省大臣官房総括審議官 2004年7月 同省大臣官房長 2006年7月 同省主計局長 2007年7月 財務事務次官 2008年7月 退官 2008年9月 早稲田大学公共経営大学院教授 2015年6月 当社社外取締役 取締役会議長（現任）	(注)3	2,000
取締役兼代表執行役 グループCEO	清田 瞭	1945年5月 6日生	1969年4月 大和証券株式会社（現株式会社大和証券グループ本社）入社 1994年6月 同社取締役東部本部長 1996年5月 同社取締役債券・資金本部長 1997年6月 同社常務取締役債券・資金本部長 1997年10月 同社代表取締役副社長 1999年4月 大和証券エスピーキャピタル・マーケット株式会社（現大和証券株式会社）代表取締役社長 2004年6月 株式会社大和証券グループ本社取締役副会長兼執行役 株式会社大和総研理事長 2008年6月 株式会社大和証券グループ本社取締役会長兼執行役 2011年4月 同社取締役名誉会長 2011年6月 同社名誉会長 2013年6月 当社取締役（現任） 株式会社東京証券取引所代表取締役社長 2015年6月 当社代表執行役グループCEO（現任） 株式会社東京証券取引所取締役（現任）	(注)3	82,485
取締役兼代表執行役グループ Co-CEO	宮原幸一郎	1957年3月 10日生	1979年4月 電源開発株式会社入社 1988年4月 東京証券取引所入所 2002年6月 株式会社東京証券取引所総務部長 2004年6月 同社情報サービス部長 2005年6月 株式会社ICJ代表取締役社長 2005年12月 株式会社東京証券取引所執行役員 2007年10月 東京証券取引所自主規制法人（現日本取引所自主規制法人）常任理事 2009年6月 株式会社東京証券取引所グループ常務執行役 2013年1月 当社常務執行役 株式会社東京証券取引所常務執行役員 2014年6月 当社専務執行役 2015年6月 当社取締役（現任） 株式会社東京証券取引所代表取締役社長（現任） 2015年11月 当社執行役 2020年6月 当社代表執行役グループCo-CEO（現任）	(注)3	37,777

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役兼代表執行役グループC o - C O O	山道裕己	1955年3月8日生	1977年4月 野村證券株式会社(現野村ホールディングス株式会社)入社 1997年6月 同社人事部長 1998年6月 同社取締役インベストメント・バンキング・プロダクト本部担当 2000年6月 同社常務取締役グローバルインベストメントバンキング本部担当 2002年4月 ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングズPLC(ロンドン)社長 ノムラ・ホールディング・アメリカInc.(ニューヨーク)会長 2007年4月 野村證券株式会社専務執行役インベストメント・バンキング部門兼企業金融本部担当 2013年6月 当社取締役(現任) 株式会社大阪証券取引所(現株式会社大阪取引所)代表取締役社長(現任) 2015年11月 当社執行役 2019年10月 ㈱東京商品取引所代表執行役 2019年12月 同社代表取締役会長兼取締役会議長(現任) 2020年6月 当社代表執行役グループC o - C O O(現任)	(注)3	24,217
取締役	静 正樹	1959年7月13日生	1982年4月 東京証券取引所入所 2004年6月 株式会社東京証券取引所財務部長 2005年6月 同社経営企画部長 2007年6月 同社執行役員 2007年8月 株式会社東京証券取引所グループ執行役 2008年6月 株式会社東京証券取引所執行役員 2011年6月 同社常務執行役員 2013年6月 同社常務取締役 2014年6月 同社取締役常務執行役員 2016年4月 同社取締役専務執行役員 2017年4月 株式会社日本証券クリアリング機構副社長執行役員 2017年6月 同社取締役副社長 2020年4月 当社執行役(現任) 株式会社日本証券クリアリング機構代表取締役社長(現任) 2020年6月 当社取締役(現任)	(注)3	27,447
取締役	クリスティーナ・アメージャン	1959年3月5日生	1995年1月 コロンビア大学ビジネススクール助教授 2001年10月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科助教授 2004年1月 同大学大学院国際企業戦略研究科教授 2010年4月 同大学大学院国際企業戦略研究科研究科長 2012年4月 同大学大学院商学研究科教授 2012年6月 三菱重工株式会社社外取締役(現任) 2014年6月 当社社外取締役(現任) 2018年4月 一橋大学大学院経営管理研究科教授(現任) 2018年6月 住友電気工業株式会社社外取締役(現任) 2019年3月 アサヒグループホールディングス株式会社社外取締役(現任)	(注)3	2,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	遠藤信博	1953年11月 8日生	1981年4月 日本電気株式会社入社 2006年4月 同社執行役員兼モバイルネットワーク事業本部長 2009年4月 同社執行役員常務 2009年6月 同社取締役執行役員常務 2010年4月 同社代表取締役執行役員社長 2016年4月 同社代表取締役会長 2018年6月 当社社外取締役(現任) 2019年6月 大日本住友製薬株式会社社外取締役(現任) 日本電気株式会社取締役会長(現任) 東京海上ホールディングス株式会社社外取締役(現任)	(注)3	2,800
取締役	荻田 伍	1942年1月 1日生	1965年4月 朝日麦酒株式会社(後にアサヒビール株式会社に商号変更、現アサヒグループホールディングス株式会社)入社 1997年3月 アサヒビール株式会社(現アサヒグループホールディングス株式会社)取締役福岡支社長 2000年3月 同社常務執行役員九州地区本部長 2002年3月 同社専務執行役員関西越地区本部長 2002年9月 アサヒ飲料株式会社執行役員副社長 2003年3月 同社代表取締役社長 2006年3月 アサヒビール株式会社(現アサヒグループホールディングス株式会社)代表取締役社長 2010年3月 同社代表取締役会長 2010年6月 株式会社帝国ホテル社外取締役(現任) 2014年3月 アサヒグループホールディングス株式会社相談役(現任) 2016年6月 当社社外取締役(現任)	(注)3	5,000
取締役	久保利英明	1944年8月 29日生	1971年4月 弁護士登録(現任)・森綜合法律事務所(現森・濱田松本法律事務所)入所 1998年4月 日比谷パーク法律事務所代表(現任) 2001年4月 第二東京弁護士会会長・日本弁護士連合会副会長 2011年6月 株式会社東京証券取引所グループ社外取締役東京証券取引所自主規制法人(現日本取引所自主規制法人)外部理事 2013年1月 当社社外取締役(現任) 2014年6月 ソースネクスト株式会社社外取締役(現任) 2015年4月 桐蔭法科大学院教授(現任) 2018年4月 コインチェック株式会社社外取締役(現任)	(注)3	1,700
取締役	幸田真音	1951年4月 25日生	1995年9月 作家として独立、現在に至る 2003年1月 財務省財政制度等審議会委員 2004年4月 滋賀大学経済学部客員教授 2005年3月 国土交通省交通政策審議会委員 2006年11月 政府税制調査会委員 2010年6月 日本放送協会経営委員会委員 2012年6月 日本たばこ産業株式会社社外取締役(現任) 2016年6月 当社社外取締役(現任) 2018年6月 三菱自動車工業株式会社社外取締役(現任)	(注)3	3,200

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	小林栄三	1949年1月 7日生	1972年4月 伊藤忠商事株式会社入社 2000年6月 同社執行役員 2002年4月 同社常務執行役員 2003年6月 同社代表取締役常務取締役 2004年4月 同社代表取締役専務取締役 2004年6月 同社代表取締役社長 2010年4月 同社代表取締役会長 2011年6月 同社取締役会長 2013年6月 オムロン株式会社社外取締役(現任) 2015年6月 日本航空株式会社社外取締役(現任) 2016年6月 当社社外取締役(現任) 伊藤忠商事株式会社会長 2018年4月 同社特別理事 2020年4月 同社名誉理事(現任)	(注)3	5,200
取締役	美濃口真琴	1961年3月 14日生	1984年4月 東京証券取引所入所 2007年6月 株式会社東京証券取引所総務部長 2007年8月 株式会社東京証券取引所グループ総務部長 2009年6月 同社経営企画部長 2010年10月 東京証券取引所自主規制法人(現日本取引所自主規制法人)上場審査部長 2011年6月 同法人常任理事 2015年6月 株式会社日本証券クリアリング機構取締役 2017年4月 同社執行役員 2017年6月 当社取締役(現任) 株式会社東京証券取引所監査役	(注)3	8,100
取締役	森 公高	1957年6月 30日生	1980年4月 新和監査法人(現有限責任あずさ監査法人)入社 2000年6月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人)代表社員 2004年6月 あずさ監査法人(現有限責任あずさ監査法人)金融本部長 2006年6月 同法人本部理事 2011年7月 有限責任あずさ監査法人KPMGファイナンシャルサービス・ジャパン チェアマン 2013年6月 有限責任あずさ監査法人 退社 2013年7月 森公認会計士事務所設立 日本公認会計士協会会長 2016年7月 日本公認会計士協会相談役(現任) 当社社外取締役(現任) 2017年6月 三井物産株式会社社外監査役(現任) 東日本旅客鉄道株式会社社外監査役(現任) 2017年7月 住友生命保険相互会社社外取締役(現任)	(注)3	4,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	米田 壯	1952年4月 7日生	1976年4月 警察庁入庁 2001年9月 警視庁刑事部長 2003年8月 京都府警察本部長 2007年9月 警察庁刑事局長 2009年6月 警察庁長官官房長 2011年10月 警察庁次長 2013年1月 警察庁長官 2015年1月 退官 2015年6月 当社社外取締役(現任) 2017年6月 丸紅株式会社社外監査役(現任)	(注)3	4,100
計					210,026

- (注) 1. 津田廣喜氏、クリスティーナ・アメージャン氏、遠藤信博氏、荻田伍氏、久保利英明氏、幸田真音氏、小林栄三氏、森公高氏及び米田壯氏は、社外取締役であります。
2. 津田廣喜氏、クリスティーナ・アメージャン氏、遠藤信博氏、荻田伍氏、久保利英明氏、幸田真音氏、小林栄三氏、森公高氏及び米田壯氏は、株式会社東京証券取引所が一般株主保護のため確保を義務付けている独立役員であります。
3. 任期は2021年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

(ii) 執行役の状況

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役兼代表執行役 グループCEO	清田 瞭	1945年5月 6日生	() 参照	(注) 1	82,485
取締役兼代表執行役グループ Co-CEO 現物市場統括	宮原幸一郎	1957年3月 10日生	() 参照	(注) 1	37,777
取締役兼代表執行役グループ Co-CEO デリバティブ市場統括	山道裕己	1955年3月 8日生	() 参照	(注) 1	24,217
常務執行役 CIO、IT企画担当	横山隆介	1963年5月 6日生	1986年4月 東京証券取引所入所 2009年6月 株式会社東京証券取引所ITビジネス部長 2011年4月 同社執行役員 2017年4月 当社常務執行役(現任) 株式会社東京証券取引所常務執行役員(現任) 株式会社大阪取引所常務執行役員(現任) 2019年4月 株式会社東京証券取引所取締役(現任)	(注) 1	19,769
常務執行役 グローバル戦略担当	井阪喜浩	1955年7月 6日生	1979年4月 大蔵省(現財務省)入省 1998年6月 金融監督庁長官官房企画課国際室長 2000年7月 国税庁長官官房国際業務課長 2003年7月 同庁調査査察部調査課長 2004年6月 外務省在英日本国大使館公使 2007年7月 国税庁長官官房審議官(国際担当) 2009年7月 名古屋国税局長 2010年8月 外務省大臣官房審議官(欧州局) 2012年7月 国税不服審判所次長 2013年6月 株式会社東京証券取引所執行役員 2014年6月 株式会社大阪取引所執行役員 2017年4月 当社常務執行役(現任) 株式会社東京証券取引所常務執行役員(現任) 株式会社大阪取引所常務執行役員(現任)	(注) 1	15,369
常務執行役 総務・人事担当	長谷川勲	1964年9月 9日生	1987年4月 東京証券取引所入所 2010年6月 株式会社東京証券取引所株式部長 2014年6月 当社執行役 株式会社東京証券取引所執行役員 株式会社大阪取引所執行役員 2019年4月 当社常務執行役(現任) 株式会社東京証券取引所常務執行役員(現任) 株式会社大阪取引所常務執行役員(現任)	(注) 1	16,452
常務執行役 総合企画担当	二木 聡	1964年5月 11日生	1988年4月 東京証券取引所入所 2011年6月 株式会社東京証券取引所グループ経営企画部長 2013年1月 当社総合企画部長 2014年6月 株式会社東京証券取引所株式部長 2015年6月 当社執行役 2020年4月 当社常務執行役(現任)	(注) 1	19,717

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
執行役 株式会社東京商品取引所経 営管理統括	石崎 隆	1967年 5月 14日生	1999年 4月 通商産業省（現経済産業省）入省 1998年 4月 在ミャンマー日本国大使館二等書記官 2000年 4月 在ミャンマー日本国大使館一等書記官 2001年 6月 経済産業省商務情報政策局流通産業課課長補佐 2003年 6月 同省貿易経済協力局技術協力課課長補佐 2005年 4月 長崎県商工労働部理事 2006年 4月 長崎県商工業労働部長 2008年 4月 資源エネルギー庁長官官房エネルギー政策企画室長 2010年 7月 同庁需給政策室長 2011年 7月 経済産業省商務情報政策局商取引・消費経済政策課長 2014年 7月 資源エネルギー庁電力ガス事業部電力基盤整備課長 2015年 7月 中小企業庁事業環境部企画課長 2016年 7月 内閣府規制改革推進室参事官 2019年 7月 独立行政法人経済産業研究所上席研究員 2020年 4月 株式会社東京商品取引所顧問 2020年 6月 当社執行役（現任） 株式会社東京商品取引所代表取締役社長（現任）	(注) 2	0
取締役兼執行役 株式会社日本証券クリアリ ング機構経営管理統括	静 正樹	1959年 7月 13日生	()参照	(注) 1	27,447
執行役 C F O、財務・広報・IR担 当	田端 厚	1965年 1月 7日生	1988年 4月 東京証券取引所入所 2009年 6月 株式会社東京証券取引所グループ秘書室秘書役 2013年 1月 当社秘書室秘書役 2014年 6月 株式会社証券保管振替機構総合企画部長 2016年 4月 当社執行役（現任） 株式会社東京証券取引所執行役員 株式会社大阪取引所執行役員	(注) 1	18,717
計					261,950

- (注) 1.任期は選任日である2020年4月1日から1年以内に終了する事業年度の末日までであります。
- 2.任期は選任日である2020年6月17日から1年以内に終了する事業年度の末日までであります。
- 3.2020年6月17日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「定款の一部変更」を提案しております。また、当該議案が承認可決されることを前提として、同日付の当社取締役会において、宮原幸一郎氏及び山道裕己氏を代表執行役に追加選定することを目的とした議案を提案する予定です。上記いずれの議案も承認可決された場合、両氏は同日付で代表執行役に就任する予定であり、両氏の役職名はこれらを前提としたものであります。

社外役員の状況

イ．社外取締役の員数

当社の社外取締役は9名であります。なお、当社は指名委員会等設置会社形態を採用しているため、社外監査役は選任していません。

ロ．社外取締役と当社との利害関係

2019年度において、社外取締役遠藤信博氏は日本電気㈱の取締役会長であり、同社グループから当社グループに対する約17百万円の支払い（主に上場料）及び当社グループから同社グループに対する約187百万円の支払い（主にシステム関連費用）が存在します。社外取締役荻田伍氏はアサヒグループホールディングス㈱の相談役であり、同社グループから当社グループに対する約5百万円の支払い（主に上場料）が存在します。社外取締役小林栄三氏は伊藤忠商事㈱の名誉理事であり、同社グループから当社グループに対する約33百万円の支払い（主に上場料）及び当社グループから同社グループに対する約6百万円の支払い（主にシステム関連費用）が存在します。その他、1百万円未満の取引が、社外取締役クリスティーナ・アメージャン氏が所属する一橋大学、社外取締役久保利英明氏及び同氏が代表を務める日比谷パーク法律事務所との間で存在します。これらの取引額については、2019年度における当社及び各法人等の連結売上高等の1%未満又は取引額が1百万円未満と非常に僅少であります。また、社外取締役久保利英明氏は、2017年6月16日まで、当社が全額出資する日本取引所自主規制法人の外部理事でありました。なお、各社外取締役は取締役の状況に記載のとおり、当社株式を所有しております。その他、各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

ハ．社外取締役が当社の企業統治において果たす機能及び役割、社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針の内容並びに社外取締役の選任状況に関する当社の考え方

当社では、経営の監視・監督機能と業務執行機能を制度上明確に分離し、経営監視・監督機能の強化及び経営の透明性の向上を図るために指名委員会等設置会社形態を採用しています。

当社の経営監視・監督機能の中心的役割を担う取締役会は、女性2名を含む13名で構成しており、経営の透明性及びアカウントビリティの向上並びに業務執行の妥当性を監督する機能の強化のため、取締役会議長は業務執行から分離した社外取締役が担い、社外取締役を過半数以上としています。

社外取締役9名の内訳は、企業経営者、法律専門家、公認会計士、研究者・政府機関出身者、システム・ネットワークの専門家等であり、それぞれの分野で高い見識を認められており、当社の経営に多面的な社外の視点積極的に取り入れることができる充実した体制となっています。

なお、当社の独立社外取締役候補者に係る独立性判断基準は以下のとおりであります。

（独立社外取締役の独立性判断基準及び資質）

当社は、社外取締役について、当社において合理的に可能な範囲で確認した結果、以下の第1項から第14項までに掲げる事項のいずれにも該当すると認められる場合に、独立性を有しているものと判断します。

1. 最近10年間に於いて、当社グループの業務執行取締役等又は従業員ではないこと。
2. 最近5年間に於いて、当社の現在の主要株主グループ又は当社が現在主要株主である会社の業務執行役員又は従業員ではないこと。
3. 当社グループの主要な取引先の業務執行役員又は従業員ではないこと。
4. 直近事業年度に先行する3事業年度のいずれかにおいて当社グループの主要な取引先の業務執行役員又は従業員ではないこと。
5. 当社グループから一定額を超える寄付又は助成を受けている組織の業務執行役員又は従業員ではないこと。
6. 当社グループから取締役を受け入れている企業グループの役員ではないこと。
7. 最近3年間に於いて、当社グループの大口債権者等グループの業務執行役員又は従業員ではないこと。
8. 当社グループの会計監査人の社員、パートナー又は従業員ではないこと。
9. 最近3年間に於いて、当社グループの現在の会計監査人の社員、パートナー又は従業員であって、当社グループの監査業務を実際に担当していた者ではないこと（ただし、補助的関与は除く。）。
10. 弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントであって、役員報酬以外に、当社グループから、一定額を超える金銭その他の財産上の利益を得ている者ではないこと。
11. 法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティング・ファームその他の専門的アドバイザー・ファームであって、当社グループを主要な取引先とするファームの社員、パートナー、アソシエイト又は従業員ではないこと。
12. 以下に掲げる者の配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族ではないこと。
 - (1) 最近5年間に於ける当社グループの業務執行役員又は従業員。
 - (2) 最近5年間に於ける当社の現在の主要株主又は当社が現在主要株主である会社の役員。
 - (3) 当社グループの主要な取引先の業務執行役員又は従業員。

- (4) 最近3年間のいずれかの事業年度における当社グループの主要な取引先の業務執行役員又は従業員。
- (5) 当社グループから一定額を超える寄付又は助成を受けている組織の業務執行役員又は従業員。
- (6) 最近3年間における当社グループの大口債権者等グループの業務執行役員又は従業員。
- (7) 当社グループの会計監査人の社員、パートナー又はその他の公認会計士。
- (8) 当社グループの会計監査人の従業員であって、当社グループの監査業務を現在実際に担当している者(ただし、補助的関与は除く。)。
- (9) 最近3年間において、当社グループの現在の会計監査人の社員、パートナー又は従業員であって、当該期間において、当社グループの監査業務を実際に担当していた者(ただし、補助的関与は除く。)。
- (10) 弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントであって、当社グループから、一定額を超える金銭その他の財産上の利益を得ている者。
- (11) 法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティング・ファームその他の専門的アドバイザー・ファームであって、当社グループを主要な取引先とするファームの社員、パートナー又はアソシエイト。
13. 当社において、当社の一般株主との間で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのないこと。
14. 当社の社外取締役として、通算の在任期間が10年を超えないこと又は通算の在任期間が10年を超えない者であっても当社における勤務の状況から実質的な独立性に疑義が生じていないこと。
15. 上記第2項から第12項までのいずれかに該当しない者であっても、当該人物が会社法上の社外取締役の要件を充足しており、かつ、当該人物が当社の独立取締役としてふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の独立取締役とすることができる。

(注)

1. 「当社グループ」とは、株式会社日本取引所グループ、株式会社東京証券取引所、株式会社大阪取引所、日本取引所自主規制法人、株式会社日本証券クリアリング機構及び株式会社東証システムサービスをいう。
2. 「業務執行取締役等」とは、業務執行取締役、執行役、執行役員、理事長及び常任理事をいう。
3. 「主要株主」とは、議決権の所有割合が10%以上の株主をいう。
4. 「3.」及び「12.(3)」における「主要な取引先」とは、当社グループを主要な取引先としていた者(その者の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを、当社グループから受けた者)及び当社グループの主要な取引先であった者(当社に対して、当社の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを行っている者)又はその親会社若しくは重要な子会社をいう。
5. 「4.」及び「12.(4)」における「主要な取引先」とは、当社グループを主要な取引先とする者(その者の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを、当社グループから受けていた者)及び当社グループの主要な取引先である者(当社に対して、当社の対象事業年度の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを行っていた者)又はその親会社若しくは重要な子会社をいう。
6. 「5.」及び「12.(5)」における「一定額」とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円又は当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額をいう。
7. 「大口債権者等」とは、当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者をいう。
8. 「10.」及び「12.(10)」における「一定額」とは、過去3年間の平均で年間1,000万円以上の額(役員報酬を除く。)をいう。
9. 「主要な取引先とするファーム」とは、過去3事業年度の平均で、そのファームの連結総売上高の2%以上の支払いを当社グループから受けたファームをいう。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会等において内部監査及び監査委員会監査の結果、コンプライアンスの状況や内部統制システムの構築・運用状況を含むリスク管理状況等について報告を受けており、これらの情報を活かして、取締役会において経営の監督を行っております。また、社外監査委員は常勤監査委員と常に連携を図るとともに、内部監査室及び会計監査人から監査結果等について報告を受け、これらの情報を踏まえて業務執行の監査を行っております。

(3)【監査の状況】

監査委員会監査の状況

イ. 監査委員会監査の組織、人員及び手続

監査委員会は、監査委員会規則及び監査委員会監査規則に基づき決議された、監査方針、監査計画に沿って監査を実施します。

監査委員会は、5名の取締役で構成され、うち4名を社外取締役（非常勤であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する監査委員1名を含む）、1名を常勤としています。監査委員会は、執行役及び取締役の職務の執行の監査、監査報告の作成、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定を行います。

監査に当たっては、監査委員会で決定した監査計画及び職務分担に基づき、会計監査人、内部監査室及び子会社の監査役等と密接な連携をとりつつ、内部統制システムの構築、運用状況を監視検証することにより、効率的な監査を行います。

監査委員会で選定された委員（常勤の監査委員）は、取締役会、執行役会、リスク管理委員会など重要な会議への出席、主要なりん議書等の閲覧、社員へのヒアリングなどの日常的な監査業務を行い、当該日常監査活動の状況について、監査委員会に報告します。それ以外の監査委員は、取締役会及び監査委員会に出席し、広く大所高所より監査に関し助言・提言を行います。

また、監査委員会では、必要に応じて、代表執行役をはじめ、執行役、内部監査室長、会計監査人等から直接報告を受けます。

監査委員会を補佐する事務局として監査委員会室を設置し、監査委員会の行う監査に関する補助等及び監査委員会に関する事務を行います。

ロ. 監査委員及び監査委員会の活動状況

監査委員会は、当事業年度において9回開催され、全監査委員がすべての回に出席いたしました。

監査委員会における主な議題は、決議事項として、当事業年度の監査計画の策定、前事業年度の監査報告書の作成、会計監査人の再任、会計監査人の報酬の同意、報告事項として、会計監査人の監査計画、内部監査の実施状況（四半期ごと）、会計監査人の四半期レビュー、執行役ヒアリング等となっています。

また、金融商品取引法に基づく2020年3月期に係る監査人の監査報告書から、監査上の主要な検討事項（Key・Audit・Matters：KAM）の記載を早期適用するに当たり、監査人と監査委員との協議を4回実施いたしました。

常勤である美濃口真琴監査委員は、執行役会、リスク管理委員会など、社内の重要な会議に出席するとともに、りん議の閲覧、実地監査、社員へ適宜ヒアリングを行うこと等により継続的に監査を実施いたしました。

内部監査の状況

内部監査においては、内部統制システムの整備及び運用状況の確認・評価等を実施し、業務の遂行状況を適法性と妥当性の観点から監査することを基本方針として、CEO及びCOO直轄の内部監査室（10名）を設置しております。

内部監査室は、半期ごとに策定する監査計画等に基づき内部監査を実施します。

また、監査終了後は監査報告書を取りまとめCEO及びCOOに報告するとともに、CEO及びCOOの承認を得て監査結果を監査対象部署の長に通知します。被監査部門に対しては、監査の結果、改善を要する事項がある場合には、監査対象部署に回答書を求め、その後の改善状況について報告を求めるとともにフォローアップ監査を行い、改善策の実施・運用状況を確認します。

内部監査室と常勤の監査委員との間では、必要に応じて監査計画の策定に当たって情報交換を行うこととし、内部監査室は、内部監査の結果について、CEO及びCOOへの報告後遅滞なく監査委員会に説明を行います。

会計監査の状況

イ. 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

ロ. 継続監査期間

2013年3月期以降の8年間

ハ. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員	業務執行社員	北村嘉章
指定有限責任社員	業務執行社員	藤本貴子
指定有限責任社員	業務執行社員	山本道之

二．監査業務に係る補助者の構成
公認会計士 8 名及びその他14名

ホ．監査法人の選定方針と理由

監査法人の再任手続きに際しては、監査委員会が定める「会計監査人の解任又は不再任の決定方針」に照らし、該当する事実の有無について、担当部署や監査法人との面談等を通じて確認を行い、その結果を総合的に勘案して判断をしております。当該決定方針は、以下のとおりです。

監査委員会は、会計監査人の独立性や信頼性その他職務の実施に関する状況等を総合的に勘案し、その必要があると判断した場合、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の提出議案とすることといたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合は、会計監査人を解任いたします。

ヘ．監査委員及び監査委員会による監査法人の評価

監査委員会として、監査法人の再任手続きの過程で、監査法人から品質管理体制、独立性や専門性、監査計画、監査結果の概要等の報告を受けるとともに、担当部署からもその評価について聴取を行い、それらを踏まえていずれの事項についても問題ないとの評価を行っております。

ト．監査法人の異動

該当事項はありません。

監査報酬の内容等

イ．監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	35	-	39	-
連結子会社	54	-	82	0
計	90	-	121	0

連結子会社における非監査業務の内容は、会計に関する助言、指導業務であります。

ロ．監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(イ.を除く)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	-	8	-	30
連結子会社	3	-	3	8
計	3	8	3	38

当社及び連結子会社における非監査業務の内容は、税務コンサルティング業務等であります。

ハ．その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

二．監査報酬の決定方針

該当事項はありません。

ホ．監査委員会が監査報酬に同意した理由

日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前年度における監査の状況、及び当年度の監査計画の内容について確認を行い、監査時間及び監査報酬の見積りの妥当性を検討した結果、監査報酬等の額につき、会社法第399条第1項及び同条第4項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法等

当社の役員報酬は、(1)基本報酬、(2)年次インセンティブ(賞与)及び(3)中長期インセンティブ(株式報酬・金銭報酬)で構成されています。

それぞれの報酬ごとの決定に関する方針等は以下のとおりです。

(1) 基本報酬

基本報酬は、各役員の実務執行や経営への参画の対価として、外部専門機関の調査等に基づく他社の役員報酬の水準を参照したうえで、役位・職務内容に応じた額を決定しています。

(2) 年次インセンティブ(賞与)

年次インセンティブ(賞与)は、当期利益(連結損益計算書における親会社の所有者に帰属する当期利益をいいます。以下同じ。)に比例させた額を、執行役に対して支給します。当期利益は株主への配当原資や企業価値向上に向けた投資の源泉であること、事業年度ごとのインセンティブである年次インセンティブ(賞与)の支給は当該事業年度に計上した当期利益に基づいて行うことが適当であることから、当期利益を指標としています。このほか、各役員の実務執行や経営への参画の対価として、外部専門機関の調査等に基づく他社の役員報酬の水準を参照したうえで、役位・職務内容に応じた額を決定しています。

なお、年次インセンティブ(賞与)は、当期利益の額が100億円未満となった場合には支給いたしません。

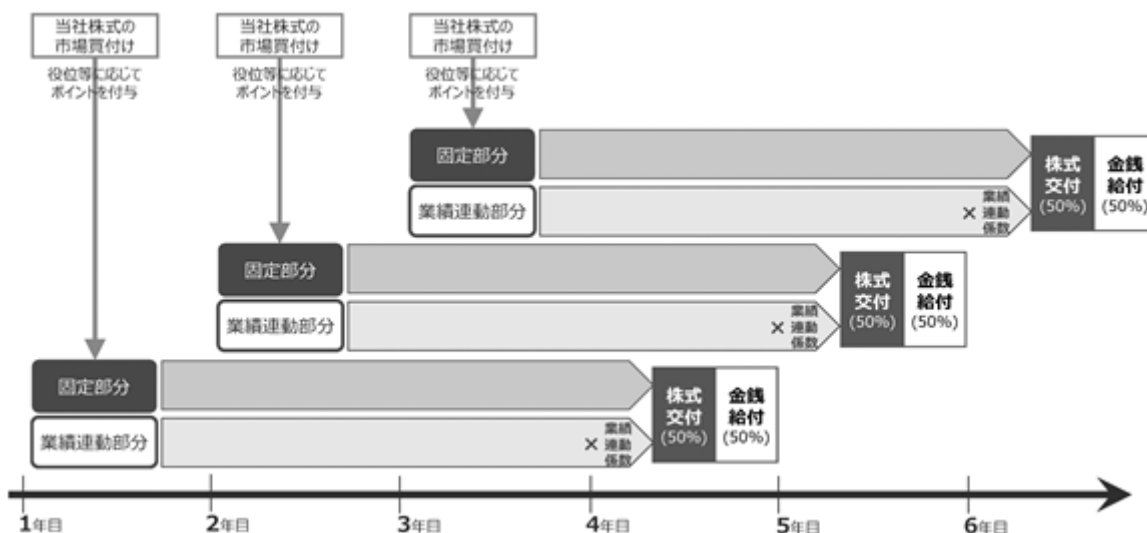
(3) 中長期インセンティブ(株式報酬・金銭報酬)

中長期インセンティブ(株式報酬)は、株主との利害共有の強化や中長期的な企業価値向上に対するモチベーション及び業績と報酬との連動性の強化を目的に、執行役に対して支給します。当社の株式報酬は、株式交付信託の仕組みを利用しており、「固定部分」と「業績連動部分」から構成されます。

「固定部分」は、各役員に対して事業年度ごとに役位等に応じてポイントを付与し、付与日から3年経過後に当該ポイントに相当する株式を交付します。

「業績連動部分」は、各役員に対して事業年度ごとに業績連動基礎ポイントを付与し、付与日から3年経過後に当該業績連動基礎ポイントに業績条件の達成度に応じた業績連動係数を乗じることにより業績連動ポイントを算出し、当該業績連動ポイントに相当する株式を交付します。業績連動係数は、業績連動基礎ポイントの付与日から3年経過後時点における当社の連結ROEの水準及び当該ポイントの付与日の直前事業年度末から3年経過後までの期間における当社株式の株主総利回り(TSR)の相対評価(JPX日経インデックス400(配当込み指数)の成長率との比較)に応じて0%~150%の範囲で変動します。連結ROEは資本効率向上の観点から、株主総利回り(TSR)は株主価値向上の観点からそれぞれ指標としております。

(制度イメージ)



(ポイントの算定式)

固定ポイントの算定 (1)

固定ポイント = 固定部分の株式報酬基準額 ÷ 平均取得単価 (2) (小数点以下切捨て)

業績連動ポイントの算定 (1)

業績連動基礎ポイント = 業績連動部分の株式報酬基準額 ÷ 平均取得単価 (2) (小数点以下切捨て)

業績連動ポイント = 業績連動基礎ポイント × 業績連動係数 (小数点以下切捨て)

(1) 1ポイント当たりの当社株式の数は1株とします。

(2) 当該ポイントを付与する事業年度に本信託が取得した当社株式の平均取得単価とします。

(役員別の固定ポイントの合計及び業績連動基礎ポイントの合計)

	当社			中核子会社		
	固定ポイント	業績連動基礎ポイント	業績連動ポイントの上限	固定ポイント	業績連動基礎ポイント	業績連動ポイントの上限
CEO・社長	30,592	5,562	8,343	15,906	8,230	12,345
役付執行役等	10,512	5,337	8,005	22,580	11,564	17,346
執行役等	5,338	2,668	4,002	21,352	10,672	16,008

中長期インセンティブ(金銭報酬)は、第三次中期経営計画において示す連結ROEの達成度に応じ、執行役に対して支給します。

中期経営計画の期間中(3年間)、毎期の連結ROEが10%以上であることが支給の条件であり、中期経営計画の最終年度の連結ROE及び中期経営計画期間中(3年間)の平均の連結ROEのうち、いずれかの連結ROEが15%以上となった場合に支給額が最大となります。各役員に対する支給額は連結ROEの数値と役員に応じて決定いたします。

a. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬			
			基本報酬	年次インセンティブ (賞与)	中長期インセンティブ (株式報酬)	
				(固定部分)	(業績連動部分)	
取締役 (社外取締役を除く)	28	28	-	-	-	1
執行役	451	195	148	83	24	6
社外取締役	153	153	-	-	-	9

(注) 1. 取締役と執行役の兼務者については、取締役としての報酬は支払っておりません。

2. 年次インセンティブ(賞与)については、当期利益に比例する額及び当期利益の対前期増減率に連動する額等を支給しており、業績連動報酬として目標とする当期利益の達成条件はありません。当期における当期利益の実績は47,609百万円です。

3. 中長期インセンティブ(株式報酬)の業績連動部分については、業績連動基礎ポイントの付与日から3年経過後時点における当社の連結ROEの水準及び当該ポイントの付与日の直前事業年度末から3年経過後までの期間における当社株式の株主総利回り(TSR)の相対評価(JPX日経インデックス400(配当込み指数)の成長率との比較)に応じて、以下の表の区分に従い、業績連動係数を決定します。当事業年度においては、まだ制度導入から3年を経過していないため、実績はなく、上記の中長期インセンティブ(株式報酬)の額は当事業年度中に付与された「固定部分」のポイント及び業績連動基礎ポイントに係る費用計上額です。

(参考) 中長期インセンティブ(株式報酬)の業績連動部分に係る業績条件

		連結ROE		
		10%未満	10%以上14%未満	14%以上
株主総利回り (TSR) VS JPX日経400 (配当込み)	アウト パフォーマンス	業績連動係数 50%	業績連動係数 100%	業績連動係数 150%
	アンダー パフォーマンス	業績連動係数 0%	業績連動係数 50%	業績連動係数 100%

b. 連結報酬等の総額が1億円以上の役員の報酬等

氏名	連結報酬等の総額 (百万円)	役員区分	会社区分	連結報酬等の種類別の総額(百万円)			
				固定報酬	業績連動報酬		
					基本報酬	年次インセンティブ (賞与)	中長期インセンティブ (株式報酬)
				(固定部分)	(業績連動部分)		
清田 瞭	172	取締役 代表執行役(グループCEO)	提出会社	60	47	55	10
宮原 幸一郎	101	代表取締役社長 (注)1	株東京証券 取引所	48	36	11	6

(注) 1. 提出会社の取締役を兼務しておりますが、提出会社の取締役としての報酬等は受けておりません。

2. 上記の中長期インセンティブ(株式報酬)の額は当事業年度中に付与された「固定部分」のポイント及び業績連動基礎ポイントに係る費用計上額です。

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者

当社は指名委員会等設置会社であり、当社の役員報酬に関する透明性・客観性を確保することを目的とした法定の「報酬委員会」を設置しています。当社の報酬委員会は、委員の過半数を独立社外取締役で構成し、独立社外取締役を委員長としています。報酬委員会は、法令に基づき、役員の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を定める権限、及び当該方針に基づき役員の個人別の報酬等の内容を決定する権限を有します。当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に関しては、かかる報酬委員会で決定しています。

当事業年度に係る役員報酬について、当社の報酬委員会において、以下のとおり決議しています。

開催日	決議内容
2019年3月26日	執行役に対する業績連動報酬制度の見直し、社外取締役の報酬の見直し及び執行役の個人別の基本報酬の額
2019年4月19日	執行役に対する業績連動報酬制度の見直し
2019年6月19日	執行役を兼務しない取締役の個人別の基本報酬の額
2020年4月20日	執行役の個人別の年次インセンティブ(賞与)の額

(注) 1. 2019年4月19日の報酬委員会において、前事業年度に係る執行役の個人別の年次インセンティブ(賞与)の額についても決議しています。

(5) 【株式の保有状況】

当社グループは、投資株式について、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の投資株式を純投資目的以外の目的である投資株式に区分しています。さらに、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式に関して、事業上の提携関係の強化などを通じて中長期的に当社グループの企業価値向上の効果が期待される場合、他の会社の発行する株式を保有することがあります。また、上場会社の発行する株式に関し、個別に、保有を継続することが企業価値の向上の観点から正当化されるか否かについて取締役会において毎年評価を行い、保有継続の必要性が乏しいと認められる場合には縮減を図ることとしています。

当該方針に基づき、シンガポール取引所株式に係る保有継続の必要性について検討した結果、今後も同社との協力関係を継続するに当たり、必ずしも株式を保有する必要はないとの判断に至ったことから、3年程度をかけて順次売却していくことを2018年3月30日に決定し、現在売却を進めています。

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）である当社については以下のとおりです。

イ．投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	5	956
非上場株式以外の株式	1	12,668

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)
該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	1	11,478

ロ．保有目的が純投資目的以外の目的である特定投資株式の銘柄、株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

銘柄	当事業年度		前事業年度		保有目的等	当該株式の発行者による当社株式の保有の有無
	a	株式数(株)	a	株式数(株)		
	b	貸借対照表計上額(百万円)	b	貸借対照表計上額(百万円)		
Singapore Exchange Limited	a	19,157,000	a	36,841,000	シンガポール取引所との協力関係を継続するに当たり、必ずしも株式を保有する必要はないとの判断に至ったことから、3年程度をかけて順次売却していくことを2018年3月30日に決定しています。 (注)	無
	b	12,668	b	22,690		

(注) 現在、売却を進めています。

ハ．保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益のそれぞれの合計額
該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）第93条の規定により、国際会計基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。
- (3) 連結財務諸表及び財務諸表は、百万円未満を切り捨てて記載しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当連結会計年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の連結財務諸表及び当事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備を行っております。その内容は以下のとおりです。

- (1) 会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入し、同機構及び監査法人等が主催するセミナー等に参加する等を行っております。
- (2) IFRSの適用については、国際会計基準審議会が公表するプレスリリースや基準書を随時入手し、最新の基準の把握を行っております。また、IFRSに基づく適正な連結財務諸表を作成するために、IFRSに準拠したグループ会計方針を策定し、それらに基づいて会計処理を行っております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結財政状態計算書】

	注記	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
		百万円	百万円
資産			
流動資産			
現金及び現金同等物	9,26	63,891	71,883
営業債権及びその他の債権	10,26	11,402	16,686
清算引受資産	26	49,886,377	60,329,672
清算参加者預託金特定資産	11,26	3,795,086	6,549,099
信託金特定資産	11,26	490	762
未収法人所得税		6,311	5,922
その他の金融資産	12,26	113,100	117,400
その他の流動資産		1,979	1,837
流動資産合計		53,878,639	67,093,263
非流動資産			
有形固定資産	13,30	7,293	14,798
のれん	14	67,374	67,374
無形資産	14	33,435	35,045
退職給付に係る資産	15	5,872	5,642
持分法で会計処理されている投資	16	12,474	14,703
違約損失積立金特定資産	11,26	27,948	27,948
その他の金融資産	12,26	26,634	18,156
その他の非流動資産		6,071	6,049
繰延税金資産	17	3,661	3,321
非流動資産合計		190,766	193,039
資産合計		54,069,405	67,286,302

	注記	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
		百万円	百万円
負債及び資本			
負債			
流動負債			
営業債務及びその他の債務	18,26,27	4,421	6,643
社債及び借入金	19,26,27	32,500	32,500
清算引受負債	26,27	49,886,377	60,329,672
清算参加者預託金	11,26,27	3,795,086	6,549,099
信認金	11,26,27	490	762
取引参加者保証金	11,26,27	8,384	8,248
未払法人所得税等		9,676	10,289
その他の流動負債	30	7,136	10,062
流動負債合計		53,744,073	66,947,278
非流動負債			
社債及び借入金	19,26,27	19,946	19,953
退職給付に係る負債	15	7,964	8,866
その他の非流動負債	30	2,914	2,162
繰延税金負債	17	3,055	2,665
非流動負債合計		33,882	33,648
負債合計		53,777,955	66,980,926
資本			
資本金	20	11,500	11,500
資本剰余金	20	39,716	39,716
自己株式	20	1,213	1,548
その他の資本の構成要素	20	7,688	5,602
利益剰余金	11,20	227,317	242,958
親会社の所有者に帰属する持分合計	27	285,009	298,228
非支配持分		6,441	7,146
資本合計		291,450	305,375
負債及び資本合計		54,069,405	67,286,302

【連結損益計算書】

	注記	前連結会計年度	当連結会計年度
		(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
		百万円	百万円
収益			
営業収益	21	121,134	123,688
その他の収益		248	975
収益計		121,383	124,663
費用			
営業費用	14,15,22,30	54,111	58,532
その他の費用		16	54
費用計		54,127	58,587
持分法による投資利益	16	2,279	2,457
営業利益		69,535	68,533
金融収益	23	1,333	665
金融費用	23	82	103
税引前利益		70,786	69,095
法人所得税費用	17	21,253	20,781
当期利益		49,533	48,314
当期利益の帰属			
親会社の所有者		49,057	47,609
非支配持分		476	705
当期利益		49,533	48,314
1株当たり当期利益			
基本的1株当たり当期利益(円)	24	91.58	88.91
希薄化後1株当たり当期利益(円)	24	-	-

【連結包括利益計算書】

	注記	前連結会計年度	当連結会計年度
		(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
		百万円	百万円
当期利益		49,533	48,314
その他の包括利益			
純損益に振り替えられることのない項目			
その他の包括利益を通じて測定する金 融資産の公正価値の純変動	26	87	1,930
確定給付制度の再測定	15	102	49
持分法適用会社におけるその他の包括 利益に対する持分	16	0	0
その他の包括利益(税引後)	28	14	1,881
当期包括利益		49,518	50,195
当期包括利益の帰属			
親会社の所有者		49,042	49,490
非支配持分		476	705
当期包括利益		49,518	50,195

【連結持分変動計算書】

親会社の所有者に帰属する持分

	注記	その他の資本の構成要素				
		資本金	資本剰余金	自己株式	その他の包括利益を通じて測定する金融資産の公正価値の純変動	確定給付制度の再測定
		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2018年4月1日時点の残高		11,500	39,716	953	10,816	-
当期利益		-	-	-	-	-
その他の包括利益(税引後)		-	-	-	87	102
当期包括利益合計		-	-	-	87	102
自己株式の取得	20	-	-	264	-	-
配当金の支払	29	-	-	-	-	-
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替		-	-	-	3,215	102
その他		-	-	4	-	-
所有者との取引額合計		-	-	260	3,215	102
2019年3月31日時点の残高		11,500	39,716	1,213	7,688	-
当期利益		-	-	-	-	-
その他の包括利益(税引後)		-	-	-	1,930	49
当期包括利益合計		-	-	-	1,930	49
自己株式の取得	20	-	-	350	-	-
配当金の支払	29	-	-	-	-	-
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替		-	-	-	4,016	49
その他		-	-	15	-	-
所有者との取引額合計		-	-	334	4,016	49
2020年3月31日時点の残高		11,500	39,716	1,548	5,602	-

親会社の所有者に帰属する持分

	注記	その他の資本 の構成要素			非支配持分	資本合計
		利益剰余金	合計			
		合計	百万円	百万円		
2018年4月1日時点の残高		10,816	212,691	273,771	5,965	279,736
当期利益		-	49,057	49,057	476	49,533
その他の包括利益(税引後)		14	-	14	-	14
当期包括利益合計		14	49,057	49,042	476	49,518
自己株式の取得	20	-	-	264	-	264
配当金の支払	29	-	37,544	37,544	-	37,544
その他の資本の構成要素から利 益剰余金への振替		3,113	3,113	-	-	-
その他		-	-	4	-	4
所有者との取引額合計		3,113	34,430	37,805	-	37,805
2019年3月31日時点の残高		7,688	227,317	285,009	6,441	291,450
当期利益		-	47,609	47,609	705	48,314
その他の包括利益(税引後)		1,881	-	1,881	-	1,881
当期包括利益合計		1,881	47,609	49,490	705	50,195
自己株式の取得	20	-	-	350	-	350
配当金の支払	29	-	35,935	35,935	-	35,935
その他の資本の構成要素から利 益剰余金への振替		3,966	3,966	-	-	-
その他		-	-	15	-	15
所有者との取引額合計		3,966	31,968	36,270	-	36,270
2020年3月31日時点の残高		5,602	242,958	298,228	7,146	305,375

【連結キャッシュ・フロー計算書】

	注記	前連結会計年度	当連結会計年度
		(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
		百万円	百万円
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前利益		70,786	69,095
減価償却費及び償却費		12,196	16,499
金融収益		1,333	665
金融費用		75	96
持分法による投資利益		2,279	2,457
営業債権及びその他の債権の増減(は増加)		439	5,246
営業債務及びその他の債務の増減(は減少)		628	420
退職給付に係る資産の増減(は増加)		83	230
退職給付に係る負債の増減(は減少)		339	12
その他		1,073	424
小計		78,606	77,560
利息及び配当金の受取額		1,546	899
利息の支払額		75	96
支払法人所得税等		27,298	21,482
営業活動によるキャッシュ・フロー		52,778	56,881
投資活動によるキャッシュ・フロー			
定期預金の預入による支出		147,300	117,400
定期預金の払戻による収入		120,100	113,100
有形固定資産の取得による支出		4,143	1,199
無形資産の取得による支出		9,542	12,379
投資有価証券の売却による収入		9,741	11,585
投資有価証券の償還による収入		1,000	-
子会社の取得による支出	8	-	3,165
その他		77	23
投資活動によるキャッシュ・フロー		30,066	9,434
財務活動によるキャッシュ・フロー			
借入れによる収入		9,000	9,000
借入金の返済による支出		9,000	9,000
リース負債の返済による支出		-	3,125
支払配当金		37,544	35,935
自己株式の取得による支出		264	350
財務活動によるキャッシュ・フロー		37,809	39,411
現金及び現金同等物の増減額(は減少)		15,097	8,035
現金及び現金同等物の期首残高		78,999	63,891
現金及び現金同等物の為替変動による影響		10	43
現金及び現金同等物の期末残高	9	63,891	71,883

【連結財務諸表注記】

1. 報告企業

株式会社日本取引所グループ（以下「当社」という。）は日本に所在する株式会社で、登記されている本社の住所は、東京都中央区日本橋兜町2番1号です。当社の連結財務諸表は、2020年3月31日を報告日とし、当社及びその子会社（以下「当社グループ」という。）並びに関連会社に対する当社グループの持分により構成されております。当社グループは金融商品取引法、商品先物取引法及び関連する諸法令の規制の下、事業を行っており、主な事業内容は、取引所金融商品市場の開設・運営及び金融商品債務引受等です。

2. 作成の基礎

(1) IFRSに準拠している旨

当社グループの連結財務諸表は、連結財務諸表規則第1条の2の要件を満たすことから、連結財務諸表規則第93条の規定により、IFRSに準拠して作成しております。

(2) 連結財務諸表の承認

当社グループの連結財務諸表は、2020年6月16日に、取締役兼代表執行役グループCEO清田瞭及び執行役CFO田端厚によって承認されております。

(3) 測定の基礎

当社グループの連結財務諸表は、注記「3. 重要な会計方針」に記載のとおり、公正価値で測定されている特定の金融商品等を除き、取得原価を基礎として作成しております。

(4) 機能通貨及び表示通貨

当社グループの連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円を表示通貨としており、百万円未満を切り捨てて表示しております。

3. 重要な会計方針

(1) 連結の基礎

子会社

子会社とは、当社グループにより支配されている企業をいいます。子会社に該当するかどうかの判断にあたっては、議決権保有の状況、取締役会等の統治機関におけるメンバー構成並びに財務及び経営方針に関する意思決定に対する影響力等の支配の判定に関連する諸要素を総合的に勘案して決定しております。

すべての子会社は、当社グループが支配を獲得した日から支配を喪失する日まで連結の対象に含めております。

子会社との債権債務残高、取引高及びグループ内取引によって発生した未実現利益は、連結財務諸表の作成に際して消去しております。

関連会社

関連会社とは、当社グループにより支配されていないが、当社グループがその財務及び経営方針に対して重要な影響力を有している企業をいいます。当社グループが他の企業の20%以上50%以下の議決権を保有する場合、当社グループは当該他の企業に対して重要な影響力を有していると推定されます。

関連会社に対する投資は、持分法を適用して会計処理を行い、取得時に取得原価で測定し、それ以後は、関連会社の純資産に対する当社グループの持分の変動に応じて投資額を変動させております。その際、関連会社の純損益のうち当社グループの持分相当額は連結損益計算書に計上しております。また、関連会社のその他の包括利益のうち、当社グループの持分相当額は連結包括利益計算書のその他の包括利益に計上しております。

重要な内部取引に係る利益は、関連会社に対する持分比率に応じて消去しております。

(2) 企業結合

企業結合は取得法を適用して会計処理をしております。

取得対価は、被取得企業の支配と交換に譲渡した資産、引き受けた負債及び当社が発行する資本性金融商品の取得日の公正価値の合計として測定されます。取得日において、識別可能な資産及び負債は取得日における公正価値（但し、繰延税金資産、繰延税金負債、並びに従業員給付に係る資産及び負債等、IFRS第3号「企業結合」により公正価値以外で測定すべきとされている資産及び負債については、IFRS第3号「企業結合」に規定する価額）で認識しております。

非支配持分を公正価値で測定するか、又は被取得企業の識別可能な純資産の比例持分で測定するかを、取得日に個別の企業結合ごとに選択しております。

取得対価と被取得企業の非支配持分の金額の合計額が取得日における識別可能な資産及び負債の公正価値を超過する場合は、連結財政状態計算書においてのれんとして計上しております。反対に下回る場合には、直ちに連結損益計算書において収益として認識しております。発生した取得関連コストは費用として会計処理しております。段階的に支配が達成される企業結合の場合、当社グループが以前に保有していた被取得企業の持分は取得日の公正価値で再評価され、発生した利得又は損失があれば純損益として認識しております。

(3) 外貨換算

外貨建取引

外貨建取引は、取引日における直物為替相場により機能通貨に換算しております。

各連結会計年度末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、連結会計年度末日の為替レートで換算しており、換算により生じる換算差額は、純損益として認識しております。ただし、その他の包括利益を通じて測定される金融資産から生じる換算差額については、その他の包括利益として認識しております。

(4) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(5) 金融商品

金融資産

() 当初認識及び測定

当社グループは、金融商品の契約条項の当事者となったときに、金融資産を認識します。

当社グループは、当初認識時の事実関係及び状況において、次の条件がともに満たされる場合には、償却原価で測定される金融資産に分類し、それ以外の場合には純損益を通じて公正価値で測定される金融資産へ分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

また、当社グループは当初認識時に、資本性金融商品への投資における公正価値の変動をその他の包括利益として認識するという取消不能の指定を行う場合があります。

すべての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類される場合を除き、公正価値に直接帰属する取引費用を加算した金額で当初測定しております。

() 事後測定

金融資産の当初認識後は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 償却原価で測定される金融資産

実効金利法により測定しております。

(b) 純損益を通じて公正価値で測定される金融資産

公正価値で測定しており、その変動額を純損益として認識しております。

(c) その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産

公正価値で測定しており、その変動額をその他の包括利益として認識しております。当該金融資産の認識を中止した場合、あるいは公正価値が著しく下落した場合にはその他の包括利益から直接利益剰余金に振り替えており、純損益として認識しておりません。

ただし、当該金融資産からの受取配当金については純損益として認識しております。

() 認識の中止

金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、又は、当該金融資産の所有に係るリスク及び便益を実質的にすべて移転する取引において、金融資産から生じるキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を移転する場合に、当該金融資産の認識を中止しております。

償却原価で測定される金融資産の減損

償却原価により測定される金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。予想信用損失は、過去の貸倒実績や将来の回収可能価額等を基に算定しております。

営業債権については、常に全期間の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識しております。営業債権以外の金融資産については、原則として12ヶ月の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識しておりますが、当初認識以降に信用リスクが著しく増大している場合には、全期間の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識しております。

信用リスクが著しく増大しているか否かは、債務不履行が発生するリスクの変化に基づいて判断しており、その判断にあたっては、期日経過情報、債務者の財政状態の悪化等を考慮しております。

金融資産の全部又は一部について回収が極めて困難であると判断された場合には債務不履行と判断し、信用減損金融資産として扱っております。また、金融資産の全部又は一部を回収できないと合理的に判断される場合には、金融資産の帳簿価額を直接償却しております。

信用減損が発生していない営業債権については、多数の同質的な取引先より構成されているため一括してグルーピングしたうえで、集散的に予想信用損失を測定しております。

金融資産に係る貸倒引当金の繰入額は損益で認識しております。貸倒引当金を減額する事象が生じた場合は、貸倒引当金戻入額を損益で認識しております。

金融負債

() 当初認識及び測定

当社グループは、金融商品の契約条項の当事者となったときに、金融負債を認識します。

金融負債は、原則として償却原価で測定される金融負債に分類しておりますが、デリバティブ負債及び売買目的の金融負債は純損益を通じて公正価値で測定される金融負債に分類しております。分類は、金融負債の当初認識時に決定しております。

すべての金融負債は当初認識時に公正価値で測定しておりますが、償却原価で測定される金融負債については、公正価値から直接帰属する取引費用を控除した金額で測定しております。

() 事後測定

金融負債の当初認識後は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 償却原価で測定される金融負債

実効金利法により測定しております。

(b) 純損益を通じて公正価値で測定される金融負債

公正価値で測定しており、その変動額を純損益で認識しております。

() 認識の中止

金融負債は、契約上の義務が免責、取消し、又は失効となった場合に認識を中止しております。

清算引受資産及び清算引受負債

当社の子会社である株式会社日本証券クリアリング機構は、金融商品取引清算機関として、株式会社日本商品清算機構は、商品取引清算機関として、市場参加者が行った取引の債務を負担し、取引の当事者となることによって、清算対象に係る債権・債務を清算引受資産及び清算引受負債（以下「清算引受資産・負債」という。）として計上し、決済の履行を保証しております。

金融商品取引所等における現物取引及び店頭市場における国債の売買取引については、決済日基準により清算引受資産・負債を当初認識すると同時に認識の中止を行っております。

先物取引については、取引日に清算引受資産・負債として当初認識を行い、その後は公正価値で測定し、その評価差額を損益として認識しております。さらに、同社は清算参加者との間において、当該損益を日々差金として受払いしていることから、その受払いをもって清算引受資産・負債の認識の中止を行っております。

オプション取引については取引日に、店頭市場におけるクレジットデフォルトスワップ取引及び金利スワップ取引（以下「店頭デリバティブ取引」という。）については債務負担を実施した日において、それぞれ当初認識を行い、その後は公正価値で測定し、その評価差額を損益として認識しております。

国債店頭取引のうち現先取引及び現金担保付債券貸借取引（以下「レポ取引」という。）については、取引開始日において当初認識を行い、その後は公正価値で測定しております。

認識した清算引受資産・負債については、金額を相殺する強制可能な法的権利を現在有しており、かつ純額で決済するか又は資産を実現すると同時に負債を決済する意図を有している場合には相殺し、純額で連結財政状態計算書に計上しております。

また、清算引受資産・負債は、同額で認識されるため、公正価値の変動から発生する損益も同額となります。そのため、当該損益は消去され、連結損益計算書には計上されません。

(6) 有形固定資産

有形固定資産の測定については原価モデルを採用し、当初認識後、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用が含まれております。

各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上しております。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりです。

- ・建物 2 - 50年
- ・情報システム設備 5年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、少なくとも各連結会計年度末日には見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

有形固定資産は、処分時又は継続的な使用若しくは処分から将来の経済的便益が期待されなくなったときに認識を中止しております。有形固定資産項目の認識の中止から生じる利得又は損失は、当該資産項目の認識中止時に純損益として認識しております。

(7) のれん及び無形資産

のれん

当初認識時におけるのれんの測定については、注記「3.重要な会計方針(2)企業結合」に記載しております。当初認識後においては、のれんは取得原価から減損損失累計額を控除して測定しております。のれんの償却は行わず、各連結会計年度末日又は減損の兆候がある場合に減損テストを実施し、該当する場合は減損損失を計上しております。なお、のれんの減損損失の戻入は行いません。

無形資産

無形資産の測定については原価モデルを採用し、当初認識後、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。

開発局面における支出については、当社グループが、当該支出を信頼性を持って測定できる能力、無形資産を完成させるための技術上の実行可能性、無形資産を使用又は売却する意図、無形資産を使用又は売却する能力、将来の経済的便益を創出する高い蓋然性及び無形資産の使用又は売却のために必要となる適切な資源の利用可能性をすべて有している場合に、無形資産として認識しております。

各資産の償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上しております。主要な資産項目であるソフトウェアの見積耐用年数は5年です。

なお、見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、少なくとも各連結会計年度末日には見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

(8) 使用権資産

借手としてのリース取引について、リース開始日に、使用権資産を取得原価で、リース負債を未払リース料総額の現在価値として測定しております。

使用権資産は、見積耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたって、定額法で減価償却を行っております。リース料は、金融費用とリース負債の返済額に配分して認識しております。

短期リース(リース期間12ヶ月以内)及び原資産が少額のリースに係るリース料は、リース料総額をリース期間にわたって、定額法により認識しております。

(9) 非金融資産の減損

当社グループは各連結会計年度末日に、各資産の減損の兆候の有無を評価しております。何らかの兆候が存在する場合又は毎連結会計年度において減損テストが要求されている場合、その資産の回収可能価額を見積っております。個別の資産について回収可能価額を見積ることができない場合には、その資産の属する資金生成単位ごとに回収可能価額を見積っております。回収可能価額は、資産又は資金生成単位の売却費用控除後の公正価値とその使用価値のうち、いずれか高い方の金額で算定しております。資産又は資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を超える場合は、その資産について減損損失を認識し、回収可能価額まで評価減しております。また、使用価値の評価における見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間価値に関する現在の市場評価及び当該資産に固有のリスク等を反映した税引前割引率を使用して、現在価値まで割引いております。売却費用控除後の公正価値の算定にあたっては、利用可能な公正価値指標に裏付けられた適切な評価モデルを使用しております。

のれん以外の資産に関しては、各連結会計年度末日において過年度に計上した減損損失について、当該損失の減少又は消滅の可能性を示す兆候の有無について評価しております。そのような兆候が存在する場合は、当該資産又は資金生成単位の回収可能価額の見積りを再度実施し、その回収可能価額が、資産又は資金生成単位の帳簿価額を超える場合、算定した回収可能価額と過年度において減損損失を計上しなかった場合の減価償却控除後の帳簿価額とのいずれか低い方の金額を上限として、減損損失を戻し入れております。

のれんについては、注記「14.のれん及び無形資産(4)のれんの減損テスト」に記載しております。

(10) 従業員退職後給付

当社及び当社の一部の子会社は、確定給付型の制度として規約型の確定給付企業年金制度及び退職一時金制度、並びに確定拠出年金制度を導入しております。

確定給付制度

確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用を、予測単位積増方式を使用して制度ごとに個別に算定しております。割引率は、各制度における給付支払見込日までの期間に応じた連結会計年度末日時点の優良社債の市場利回りに基づき算定しております。

確定給付負債（資産）は、確定給付制度債務の現在価値から、制度資産の公正価値（必要な場合には、確定給付資産の上限、最低積立要件への調整を含む）を控除して算定しております。また、確定給付負債（資産）の純額に係る利息純額は、営業費用として認識しております。

確定給付制度の再測定は、発生した期においてその他の包括利益として一括認識しており、直ちに利益剰余金に振り替えております。また、過去勤務費用は、発生した期の純損益として認識しております。

なお、確定給付制度の積立超過を他の制度の債務を決済するために使用できる法的権限を有している場合を除いて、制度間の資産と負債は相殺しておりません。

確定拠出年金制度

退職給付に係る費用は、拠出した時点で費用として認識しております。

(11) 収益

顧客との契約から生じる収益

当社グループは、顧客との契約について、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

- ステップ1：顧客との契約を識別する
- ステップ2：契約における履行義務を識別する
- ステップ3：取引価格を算定する
- ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する
- ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社グループは、主として金融商品取引所事業を行っており、収益は主に役務の提供に該当する取引関連収益、清算関連収益等から構成されております。当該役務を顧客に提供し、当社グループの履行義務が充足されると判断される一定の期間又は一時点において収益を認識しております。

配当金

支払いを受ける株主の権利が確定したときに認識しております。

(12) 法人所得税

法人所得税は、当期税金及び繰延税金で構成されており、企業結合から生じる項目、その他の包括利益として認識される項目及び資本で直接認識される項目を除き、純損益として認識しております。

当期税金は、連結会計年度末日において制定されているか、実質的に制定されている税率を使用した、当連結会計年度の課税所得に対する納税見込額あるいは還付見込額に過年度の納税調整額を加味したものです。

繰延税金は、資産負債法により、会計上の資産及び負債の帳簿価額と税務上の資産及び負債の金額との差額である一時差異に対して認識しております。なお、以下の一時差異に対しては、繰延税金を認識しておりません。

- ・のれんの当初認識から生じる場合
- ・子会社及び関連会社への投資に係る将来減算一時差異で、予見可能な将来において一時差異が解消されない可能性が高い場合
- ・子会社及び関連会社に対する投資に係る将来加算一時差異で、一時差異の解消の時点をコントロールすることができ、予測可能な将来に当該一時差異が解消しない可能性が高い場合

繰延税金は、連結会計年度末日に制定又は実質的に制定されている法律に基づいて、一時差異が解消されると予測される期の税率を用いて測定しております。

繰延税金資産及び負債は、当期税金資産及び負債を相殺する法律上強制力のある権利を有しており、かつ法人所得税が同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合に相殺しております。

繰延税金資産は、税務上の繰越欠損金、欠損金の繰戻還付及び将来減算一時差異に対して利用できる十分な課税所得が発生すると見込まれる範囲内で計上しております。また、税務上の恩恵が受けられない可能性が高くなった繰延税金資産は減額しております。

(13) 自己株式

自己株式は取得原価で測定し、資本から控除しております。自己株式の取得、売却又は消却において利得又は損失は認識しておりません。なお、帳簿価額と売却時の対価との差額は資本として認識しております。

(14) 偶発負債

連結会計年度末日現在において発生可能性のある債務を有しているが、それが連結会計年度末日現在の債務であるか否か確認ができないもの、又は引当金の認識基準（過去の事象の結果として現在の債務（法的債務又は推定的債務）を有しており、債務の決済を要求される可能性が高く、かつ当該債務の金額について信頼できる見積りが可能）を満たさないものについては、偶発負債として注記しております。

4. 会計方針の変更

当社グループは、当連結会計年度よりIFRS第16号「リース」（2016年1月公表）（以下、「IFRS第16号」）を適用しております。IFRS第16号の適用にあたっては、経過措置として認められている、本基準の適用による累積的影響を適用開始日に認識する方法を採用しております。

IFRS第16号の適用に際し、契約にリースが含まれているか否かについては、IFRS第16号C3項の実務上の便法を選択し、IAS第17号「リース」（以下、「IAS第17号」）及びIFRIC第4号「契約にリースが含まれているか否かの判断」のもとでの判断を引き継いでおります。適用開始日以降は、IFRS第16号の規定に基づき判断しております。

過去にIAS第17号を適用してオペレーティング・リースに分類した借手としてのリースについては、適用開始日に、使用権資産及びリース負債を認識しております。リース負債は、残存リース料を適用開始日における借手の追加借入利率を用いて割り引いた現在価値で測定しております。当該割引率は0.27%です。使用権資産は、リース負債の当初測定額に基づいて測定しております。

前連結会計年度末においてIAS第17号を適用した解約不能のオペレーティング・リース契約と、適用開始日において連結財政状態計算書に認識したリース負債の調整表は、以下のとおりです。

	百万円
解約不能オペレーティング・リース契約（2019年3月31日）	-
ファイナンス・リース債務（2019年3月31日）	-
解約可能オペレーティング・リース契約等	6,082
2019年4月1日におけるリース負債	<u>6,082</u>

この結果、適用開始日において、連結財政状態計算書の有形固定資産、その他の流動負債及びその他の非流動負債がそれぞれ6,082百万円、3,090百万円、2,991百万円増加しています。

なお、当社グループは、IFRS第16号の適用に際し、以下の実務上の便法を使用しております。

- ・特性が合理的に類似したリースのポートフォリオに単一の割引率を適用

5. 重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断

IFRSに準拠した連結財務諸表の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を行うことが要求されております。実際の業績は、その性質上これらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されます。会計上の見積りの見直しによる影響は、見積りを見直した会計期間及びそれ以降の将来の会計期間において認識されます。

経営者が行った連結財務諸表の金額に重要な影響を与える判断及び見積りは以下のとおりです。

- ・有形固定資産及び無形資産の耐用年数の見積り（注記「3. 重要な会計方針（6）、（7）」）
- ・非金融資産の減損（注記「13. 有形固定資産」、「14. のれん及び無形資産」）
- ・使用権資産のリース期間（注記「30. リース」）
- ・繰延税金資産の回収可能性（注記「17. 法人所得税」）
- ・確定給付制度債務の測定（注記「15. 従業員給付」）
- ・金融商品の公正価値測定（注記「26. 金融商品」）

（会計上の見積りの変更）

株式会社東京証券取引所は、新システムの稼働に向けて、当連結会計年度において現行システムの耐用年数の見直しを行っております。

これにより、従来の方法に比べて、当連結会計年度の営業利益及び税引前利益はそれぞれ206百万円減少しております。

6. 未適用の新基準書

当社グループの連結財務諸表に重要な影響を与えるものではありません。

7. 事業セグメント

(1) 一般情報

当社グループは、金融商品取引所事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(2) 製品及びサービスに関する情報

注記「21. 営業収益」に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

(3) 地域に関する情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が連結損益計算書の営業収益の大半を占めるため、記載を省略しております。

非流動資産

本邦に所在している非流動資産の金額が連結財政状態計算書の非流動資産の金額の大半を占めるため、記載を省略しております。

(4) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、特定の顧客への営業収益であって、連結損益計算書の営業収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

8. 企業結合

(1) 企業結合の概要

被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称	株式会社東京商品取引所
事業の内容	商品先物取引法に基づき、商品又は商品指数に係る先物取引を行うために必要な市場の開設及び運営並びにこれに附帯する業務

企業結合を行った理由

総合取引所の実現により、株式会社東京商品取引所の信用力の強化及び日本のデリバティブ市場の活性化を図るため。

取得日

2019年10月1日

企業結合の法的形式

株式取得

取得した議決権比率

100.00%

(2) 取得対価

(単位：百万円)

現金	5,704
取得対価	5,704

なお、本企業結合に係る取得関連費用312百万円は「営業費用」として費用処理しています。

(3)企業結合日に取得した資産及び引き受けた負債の公正価値

(単位：百万円)

現金及び現金同等物	2,538
流動資産（現金及び現金同等物を除く）	81,033
非流動資産	22,704
資産合計	106,276
流動負債	98,262
非流動負債	1,634
負債合計	99,896
取得資産及び引受負債の公正価値（純額）	6,380

(4)発生した負ののれんの金額及び発生原因

発生した負ののれん
675百万円

発生原因

取得した資産及び引き受けた負債について、企業結合に伴い公正価値で測定し、取得対価と比較した結果、発生した負ののれんを「その他の収益」に計上しています。

(5)取得によるキャッシュ・フローの内訳

(単位：百万円)

取得により支出した現金及び現金同等物	5,704
取得時に被取得企業が保有していた現金及び現金同等物	2,538
子会社の取得による支出	3,165

(6)業績に与える影響

本企業結合の取得日から2020年3月31日までの損益情報及び本企業結合が当連結会計年度期首に実施されたと仮定した場合の損益情報は連結財務諸表に対する影響額に重要性がないため開示しておりません。

9.現金及び現金同等物

「現金及び現金同等物」の内訳は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
	百万円	百万円
現金及び現金同等物		
現金及び預金	63,891	71,883
合計	63,891	71,883

10. 営業債権及びその他の債権

「営業債権及びその他の債権」の内訳は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
	百万円	百万円
営業未収入金	11,360	16,655
その他	50	39
貸倒引当金	8	8
合計	11,402	16,686

(注) 連結財政状態計算書では、貸倒引当金控除後の金額で表示しております。

11. 金融商品取引の安全性確保のための諸制度に基づく資産・負債

清算参加者預託金は、清算参加者の決済不履行により株式会社日本証券クリアリング機構及び株式会社日本商品清算機構が被る損失に備えるため、同社が清算参加者に預託を求めている担保（清算基金等の清算預託金、取引証拠金、当初証拠金及び変動証拠金）です。

信認金は、取引参加者の債務不履行により有価証券売買等の委託者等が被る損失に備えるため、株式会社東京証券取引所、株式会社大阪取引所及び株式会社東京商品取引所が取引参加者に預託を求めている担保です。

取引参加者保証金は、取引参加者の債務不履行により株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪取引所が被る損失に備えるため、両社が取引参加者に預託を求めている担保です。

各担保は、金銭又は代用有価証券（各社の規則で認められたものに限る）で預託され、このうち金銭による預託については、連結財政状態計算書の資産・負債に両建てで計上しております。

一方、代用有価証券で預託された担保については、連結財政状態計算書に計上しておりません。なお、各担保の代用有価証券の公正価値は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
	百万円	百万円
清算参加者預託金代用有価証券	2,576,970	3,101,716
信認金代用有価証券	780	605
取引参加者保証金代用有価証券	2,528	1,709

また、違約損失積立金は、清算業務に関して株式会社日本証券クリアリング機構が被った損失を補填するための積立金です。

12. その他の金融資産

(1) 「その他の金融資産」の内訳は、以下のとおりです。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
	百万円	百万円
流動資産		
定期預金	113,100	117,400
合計	113,100	117,400
非流動資産		
株式	23,848	15,303
債券	2,502	2,501
その他	403	470
貸倒引当金	120	119
合計	26,634	18,156

(注1) 連結財政状態計算書では、貸倒引当金控除後の金額で表示しております。

(注2) 株式はその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産、定期預金及び債券は償却原価で測定される金融資産にそれぞれ分類しております。

(2) その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の主な銘柄及び公正価値等は、以下のとおりです。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
	百万円	百万円
シンガポール取引所株式	22,053	13,434

上記株式は政策投資目的で保有していたため、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産に指定しております。

なお、同社株式を3年程度かけて順次売却することを2018年3月30日に決定し、当連結会計年度において一部売却しております。

売却時の公正価値及び資本で認識されていたその他の包括利益の累計損益は、以下のとおりです。

前連結会計年度 (2019年3月31日)		当連結会計年度 (2020年3月31日)	
公正価値	資本で認識されていた その他の包括利益の 累積損益	公正価値	資本で認識されていた その他の包括利益の 累積損益
百万円	百万円	百万円	百万円
9,741	3,215	11,478	4,099

(注) 資本で認識されていたその他の包括利益の累積損益は、売却した場合及び公正価値が著しく下落した場合に利益剰余金に振り替えております。

13. 有形固定資産

(1) 増減表

「有形固定資産」の帳簿価額の増減及び取得原価、減価償却累計額及び減損損失累計額は以下のとおりです。

帳簿価額

	建物	情報システム 設備	土地	使用権 資産	その他	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2018年4月1日残高	702	2,996	-	-	1,510	5,209
個別取得	178	3,745	-	-	160	4,083
減価償却費	121	1,668	-	-	202	1,992
売却又は処分	-	-	-	-	7	7
2019年3月31日残高	759	5,073	-	-	1,460	7,293
会計方針の変更による累積的 影響額(注)	-	-	-	6,082	-	6,082
会計方針の変更を反映した 2019年4月1日残高	759	5,073	-	6,082	1,460	13,375
個別取得	234	2,737	-	318	117	3,407
企業結合による取得	1,251	38	1,910	-	5	3,206
減価償却費	170	1,687	-	3,129	190	5,177
売却又は処分	-	-	-	-	13	13
2020年3月31日残高	2,074	6,161	1,910	3,270	1,381	14,798

(注) IFRS第16号「リース」適用に伴う影響額であります。

取得原価

	建物	情報システム 設備	土地	使用権 資産	その他	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2018年4月1日残高	3,347	9,161	-	-	4,324	16,833
2019年3月31日残高	3,514	12,810	-	-	4,277	20,601
2020年3月31日残高	7,472	13,734	1,910	6,400	4,594	34,112

減価償却累計額及び減損損失累計額

	建物	情報システム 設備	土地	使用権 資産	その他	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2018年4月1日残高	2,644	6,165	-	-	2,813	11,623
2019年3月31日残高	2,754	7,736	-	-	2,816	13,308
2020年3月31日残高	5,398	7,573	-	3,129	3,213	19,314

(2) 減損損失

有形固定資産は、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位を基礎としてグルーピングを行っております。

前連結会計年度及び当連結会計年度において計上した減損損失はありません。

14. のれん及び無形資産

(1) 増減表

「のれん」及び「無形資産」の帳簿価額の増減及び取得原価、償却累計額及び減損損失累計額は以下のとおりです。

	帳簿価額			
	のれん	無形資産		
		ソフトウェア	その他	合計
百万円	百万円	百万円	百万円	
2018年4月1日残高	67,374	26,505	7,703	34,208
個別取得	-	8,681	749	9,430
償却費	-	10,089	114	10,203
売却又は処分	-	-	-	-
2019年3月31日残高	67,374	25,096	8,338	33,435
個別取得	-	15,254	2,822	12,432
企業結合による取得	-	409	89	498
償却費	-	11,186	134	11,321
2020年3月31日残高	67,374	29,574	5,471	35,045

(注1) 無形資産のその他の個別取得には、ソフトウェア仮勘定の取得額とソフトウェアへの振替額が含まれております。また、2020年3月31日残高には、ソフトウェア仮勘定4,564百万円が含まれております。

(注2) 無形資産の償却費は、連結損益計算書の「営業費用」に含まれております。

取得原価

	取得原価			
	のれん	無形資産		
		ソフトウェア	その他	合計
百万円	百万円	百万円	百万円	
2018年4月1日残高	67,374	83,754	8,268	92,023
2019年3月31日残高	67,374	92,141	8,925	101,066
2020年3月31日残高	67,374	107,246	6,230	113,476

償却累計額及び減損損失累計額

	償却累計額及び減損損失累計額			
	のれん	無形資産		
		ソフトウェア	その他	合計
百万円	百万円	百万円	百万円	
2018年4月1日残高	-	57,249	565	57,814
2019年3月31日残高	-	67,044	586	67,631
2020年3月31日残高	-	77,672	759	78,431

(2) 重要なのれん

連結財政状態計算書に計上されているのれんは、株式会社東京証券取引所グループと株式会社大阪証券取引所との経営統合に際して発生したものです。

(3) 減損損失

無形資産は、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位を基礎としてグルーピングを行っております。

前連結会計年度及び当連結会計年度において計上した減損損失はありません。

(4) のれんの減損テスト

当社グループは、のれんについて、各連結会計年度末日又は減損の兆候がある場合に、減損テストを実施しております。減損テストの回収可能価額は、使用価値に基づき算定しております。

使用価値は、経営計画等に基づくキャッシュ・フローの見積額を、当該資金生成単位の加重平均資本コストを基礎とした割引率により割引いて算定しており、経営計画の最終年度を超える期間におけるキャッシュ・フローについては、将来の不確実性を考慮し、最終年度と同水準で推移すると仮定しております。

なお、企業結合で生じたのれんは、当社グループ全体を一つの資金生成単位として減損テストをしております。

15. 従業員給付

(1) 従業員退職後給付

当社及び当社の一部の子会社は、確定給付型の制度として規約型の確定給付企業年金制度及び退職一時金制度、並びに確定拠出年金制度を導入しております。

確定給付制度債務の調整表

確定給付制度債務の増減は、以下のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
	百万円	百万円
期首残高	22,341	23,560
勤務費用	1,062	1,124
利息費用	124	103
再測定による増減		
数理計算上の差異-人口統計上の仮定の変更により生じた影響	-	17
数理計算上の差異-財務上の仮定の変更により生じた影響	168	292
数理計算上の差異-実績による修正	104	29
給付支払額	1,128	1,296
期末残高	22,672	23,212

制度資産の調整表

制度資産の増減は、以下のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
	百万円	百万円
期首残高	20,673	20,580
利息収益	124	102
再測定による増減		
制度資産に係る収益 (利息収益に含まれる金額を除く)	125	350
事業主からの拠出金	522	536
給付支払額	864	879
期末残高	20,580	19,988

確定給付制度債務及び制度資産の調整表

確定給付制度債務及び制度資産と連結財政状態計算書に計上された退職給付に係る負債及び資産との関係は、以下のとおりです。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
	百万円	百万円
積立型の確定給付制度債務	14,707	14,346
制度資産	20,580	19,988
小計	5,872	5,642
非積立型の確定給付制度債務	7,964	8,866
連結財政状態計算書に計上された負債と資産の純額	2,091	3,223
退職給付に係る負債	7,964	8,866
退職給付に係る資産	5,872	5,642
連結財政状態計算書に計上された負債と資産の純額	2,091	3,223

確定給付費用の内訳

確定給付費用の内訳は、以下のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
	百万円	百万円
勤務費用	1,062	1,124
利息費用	124	103
利息収益	124	102
合計	1,062	1,124

(注) 確定給付費用は「営業費用」に含めて表示しております。

制度資産の主な内訳

制度資産合計に対する主な分類ごとの内訳は以下のとおりです。

なお、制度資産の運用方針については、年金給付金及び一時金等の支払いを将来にわたり確実にを行うことを目的とし、許容されるリスクの範囲内で、必要とされる運用収益を長期的に確保することとしております。具体的には、将来にわたって健全な年金制度運営を維持するために必要な収益率として年金財政上の予定利率を上回るものを運用目標とし、また期待収益率の予測及び事業主の負担能力等を踏まえた許容されるリスクを考慮した上で、資産構成を採用することとしております。

一方、運用目標を達成するために採用した資産構成に即し、想定したリスクのもとでリターンを極大化するために、リスク管理にも十分配慮することとしております。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
	百万円	百万円
活発な市場における公表市場価格があるもの		
資本性金融商品	5,585	4,699
国内株式	2,686	2,394
外国株式	2,898	2,305
負債性金融商品	6,891	6,581
国内債券	2,141	2,082
外国債券	4,750	4,499
その他	2,264	2,841
小計	14,741	14,122
活発な市場における公表市場価格がないもの		
企業年金保険契約	5,838	5,866
小計	5,838	5,866
制度資産合計	20,580	19,988

2021年3月期において、約544百万円を掛金として制度資産へ拠出する予定です。

当連結会計年度末日における確定給付制度債務の加重平均デュレーションは15年です。

数理計算上の仮定に関する事項

数理計算の仮定の主要なものは、以下のとおりです。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
	%	%
3月31日現在の割引率	0.4~0.5	0.5

(注) 確定給付制度債務の評価は将来の不確定な事象への判断を含んでおります。割引率の変化が当連結会計年度における確定給付制度債務に与える感応度は以下のとおりです。この感応度は、その他の変数が一定との前提を置いておりますが、実際には独立して変化するとは限りません。なお、マイナスは確定給付制度債務の減少を、プラスは確定給付制度債務の増加を表しております。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
	百万円	百万円
0.5%の上昇	1,299	1,276
0.5%の低下	1,437	1,410

確定拠出制度

確定拠出制度に関して費用として認識した金額は、前連結会計年度が159百万円、当連結会計年度が163百万円です。

(2)短期従業員給付

前連結会計年度及び当連結会計年度において連結損益計算書に含まれる短期従業員給付の金額は、それぞれ16,275百万円及び17,066百万円です。

16. 持分法で会計処理されている投資

関連会社

当社グループの関連会社について、持分を合算した情報は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
	百万円	百万円
持分法による投資利益	2,279	2,457
持分法適用会社におけるその他の包 括利益に対する持分	0	0
包括利益の持分合計	2,279	2,457
当社グループの関連会社に対する 持分の帳簿価額合計	12,474	14,703

17. 法人所得税

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債

「繰延税金資産」及び「繰延税金負債」の発生の主な原因別の内訳及び増減は以下のとおりです。

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

	2018年4月1日	損益として認識	その他の包括利益 として認識	2019年3月31日
	百万円	百万円	百万円	百万円
繰延税金資産				
退職後給付	511	107	45	664
固定資産	284	138	-	146
未払事業税	770	127	-	642
未払費用	805	48	-	854
その他	2,595	73	-	2,522
小計	4,968	183	45	4,830
未認識の将来減算 一時差異	216	-	-	216
合計	4,752	183	45	4,613
繰延税金負債				
その他の包括利益を 通じて測定される金 融資産の公正価値	4,773	-	1,380	3,393
その他	617	2	-	615
合計	5,391	2	1,380	4,008

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

	2019年 4月1日	会計方針の 変更による 影響額 (注)	会計方針 の変更を 反映した 期首残高	損益として 認識	その他の 包括利益 として認識	企業結合	2020年 3月31日
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円		百万円
繰延税金資産							
退職後給付	664	-	664	80	21	240	1,007
リース負債	-	1,959	1,959	958	-	-	1,001
固定資産	146	-	146	64	-	1	83
未払事業税	642	-	642	2	-	2	647
未払費用	854	-	854	14	-	39	908
税務上の繰越欠損金	-	-	-	-	-	1,842	1,842
その他	2,522	-	2,522	337	-	37	2,222
小計	4,830	1,959	6,790	1,262	21	2,164	7,713
未認識の将来減算 一時差異	216	-	216	-	-	321	538
税務上の繰越欠損金	-	-	-	-	-	1,842	1,842
合計	4,613	1,959	6,573	1,262	21	-	5,332
繰延税金負債							
使用权資産	-	1,959	1,959	957	-	-	1,002
その他の包括利益を 通じて測定される金 融資産の公正価値	3,393	-	3,393	-	913	-	2,479
その他	615	-	615	5	-	573	1,194
合計	4,008	1,959	5,968	951	913	573	4,677

(注) IFRS第16号「リース」適用に伴う影響であります。

当社グループは、繰延税金資産の認識にあたり、将来減算一時差異が将来課税所得で控除できるかを考慮しております。

繰延税金資産を認識していない金額については、将来減算一時差異が、前連結会計年度707百万円、当連結会計年度1,757百万円であり、税務上の繰越欠損金が、当連結会計年度6,018百万円であります。なお、繰延税金負債を認識していない子会社及び持分法適用会社への投資に伴う重要な一時差異はありません。

(2) 法人所得税費用

「法人所得税費用」の内訳は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
	百万円	百万円
当期税金費用	21,072	20,469
繰延税金費用	181	311
合計	21,253	20,781

(3) 実効税率の調整

当社グループは、法人税、住民税及び事業税を課されており、これらを基礎として計算した法定実効税率は、主に前連結会計年度が30.6%、当連結会計年度が30.6%となっております。当該法定実効税率と、連結損益計算書における実際負担税率との差異要因は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
	%	%
法定実効税率	30.6	30.6
その他	0.6	0.5
実際負担税率	30.0	30.1

18. 営業債務及びその他の債務

「営業債務及びその他の債務」の内訳は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
	百万円	百万円
営業未払金	2,627	3,268
未払金	1,793	3,374
合計	4,421	6,643

19. 社債及び借入金

「社債及び借入金」の内訳は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)	平均利率 (注1)
	百万円	百万円	%
短期借入金	23,500	32,500	0.055
1年内返済予定の長期借入金	9,000	-	
社債	19,946	19,953	0.355
合計	52,446	52,453	
流動負債	32,500	32,500	
非流動負債	19,946	19,953	
合計	52,446	52,453	

(注1) 平均利率を算出する際の利率及び残高は、期末日の数値を使用しております。

(注2) 借入金に関し、当社グループの財務活動に重大な影響を及ぼす財務制限条項は付されておられません。

(注3) 社債の発行条件の要約は次のとおりであります。

発行会社	銘柄	発行年月日	当連結会計年度 (2020年3月31日)	利率	償還期限
			百万円		
㈱日本取引所グループ	第1回 無担保社債	2017年 3月16日	20,000	0.355	2027年 3月16日

20. 資本及びその他の資本項目

(1) 資本金及び自己株式

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
	株	株
授權株式	2,180,000,000	2,180,000,000
発行済株式	536,351,448	536,351,448
自己株式	718,620	904,476

(注1) 当社の発行する株式は、すべて権利内容に何ら限定のない無額面の普通株式です。

(注2) 自己株式は、株式付与型E S O P信託口及び役員に対する株式報酬制度に係る信託口が保有する当社株式であります。

(2) 剰余金

資本剰余金

会社法では、株式の発行に対しての払込みの2分の1以上を資本金に組み入れ、残りは資本剰余金に含まれる資本準備金に組み入れることが規定されております。資本準備金は株主総会の決議により、資本金に組み入れることができます。

利益剰余金

会社法では、剰余金の配当として支出する金額の10分の1を、資本剰余金に含まれる資本準備金及び利益剰余金に含まれる利益準備金の合計額が資本金の4分の1に達するまで、資本準備金又は利益準備金として積み立てることが規定されております。積み立てられた利益準備金は、欠損補填に充当できます。また、株主総会の決議をもって、利益準備金を取り崩すことができます。

その他の包括利益を通じて公正価値の変動を認識する区分に指定した株式投資の認識を中止した場合及び公正価値の著しい下落がある場合、売却差額及び評価差損を「その他の包括利益」から「利益剰余金」に振り替えております。

21. 営業収益

(1) 収益の分解

「営業収益」の内訳は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
	百万円	百万円
取引関連収益	48,660	48,589
清算関連収益	24,788	26,427
上場関連収益	14,025	14,322
情報関連収益	21,029	21,977
その他	12,630	12,371
合計	121,134	123,688

取引関連収益は、現物の売買代金及びデリバティブの取引高等に応じた「取引料」、取引参加者の取引資格に応じた「基本料」、注文件数に応じた「アクセス料」、利用する売買システム施設の種類に応じた「売買システム施設利用料」等から構成されます。

清算関連収益は、株式会社日本証券クリアリング機構が行う金融商品債務引受業及び株式会社日本商品清算機構が行う商品取引債務引受業に関する清算手数料等から構成されます。

上場関連収益は、新規上場や上場会社の新株券発行の際に発行額に応じて受領する料金等から構成される「新規・追加上場料」及び時価総額に応じて上場会社から受領する料金等から構成される「年間上場料」により構成されます。

情報関連収益は、情報ベンダー等への相場情報の提供に係る収益である相場情報料のほか、指数ビジネスに係る収益及びコーポレートアクション情報等の各種情報の提供に係る収益から構成されます。

上記収益は、役務の提供により履行義務が充足され、取引関連収益、清算関連収益及び情報関連収益は主として一時点において収益を認識し、上場関連収益は、一定の期間又は一時点において収益を認識しております。

(2) 契約残高

契約負債の残高は、次のとおりです。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
	百万円	百万円
前受収益	2,776	540

(3) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引を認識していないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報は開示しておりません。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

22. 営業費用

「営業費用」の内訳は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
	百万円	百万円
人件費	16,584	17,512
システム維持・運営費	11,898	12,071
減価償却費及び償却費	11,699	16,484
その他	13,928	12,464
合計	54,111	58,532

23. 金融収益及び金融費用

「金融収益」及び「金融費用」の内訳は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
	百万円	百万円
受取配当金	1,303	624
受取利息	30	41
金融収益計	1,333	665
支払利息		
償却原価で測定する金融負債	4	8
リース負債	-	16
社債利息	71	71
その他	6	6
金融費用計	82	103

24. 1株当たり利益

当連結会計年度の基本的1株当たり当期利益の計算は、親会社の所有者に帰属する当期利益47,609百万円（前連結会計年度：49,057百万円）及び加重平均普通株式数535,464千株（前連結会計年度：535,678千株）に基づき計算しております。希薄化後1株当たり当期利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

なお、株式付与型ESOP信託口及び役員に対する株式報酬制度に係る信託口が保有する当社株式は、自己株式として処理しております。

25. 財務活動から生じた負債の変動

財務活動から生じた負債の主な変動は、財務キャッシュ・フローによる変動であり、重要な非資金変動はありません。

26. 金融商品

(1) 金融資産及び負債の分類

金融資産及び負債の帳簿価額及び会計上の分類は以下のとおりです。

前連結会計年度(2019年3月31日)

金融資産	純損益を通じて公正価値 で測定される金融資産	その他の包括利益を通じ て公正価値で測定される 金融資産	償却原価で測定される 金融資産
	百万円	百万円	百万円
現金及び現金同等物	-	-	63,891
営業債権及びその他の債権	-	-	11,402
清算引受資産	49,886,377	-	-
清算参加者預託金特定資産	-	-	3,795,086
信認金特定資産	-	-	490
違約損失積立金特定資産	-	-	27,948
その他の金融資産	-	24,119	115,615
合計	49,886,377	24,119	4,014,434

金融負債

金融負債	純損益を通じて公正価値 で測定される金融負債	償却原価で測定される 金融負債
	百万円	百万円
営業債務及びその他の債務	-	4,421
社債及び借入金(流動)	-	32,500
清算引受負債	49,886,377	-
清算参加者預託金	-	3,795,086
信認金	-	490
取引参加者保証金	-	8,384
社債及び借入金(非流動)	-	19,946
合計	49,886,377	3,860,829

当連結会計年度(2020年3月31日)

金融資産	純損益を通じて公正価値 で測定される金融資産	その他の包括利益を通じ て公正価値で測定される 金融資産	償却原価で測定される 金融資産
	百万円	百万円	百万円
現金及び現金同等物	-	-	71,883
営業債権及びその他の債権	-	-	16,686
清算引受資産	60,329,672	-	-
清算参加者預託金特定資産	-	-	6,549,099
信認金特定資産	-	-	762
違約損失積立金特定資産	-	-	27,948
その他の金融資産	-	15,573	119,983
合計	60,329,672	15,573	6,786,363

金融負債

	純損益を通じて公正価値 で測定される金融負債	償却原価で測定される 金融負債
	百万円	百万円
営業債務及びその他の債務	-	6,643
社債及び借入金（流動）	-	32,500
清算引受負債	60,329,672	-
清算参加者預託金	-	6,549,099
信認金	-	762
取引参加者保証金	-	8,248
社債及び借入金（非流動）	-	19,953
合計	60,329,672	6,617,207

(2) 公正価値ヒエラルキー

IFRS第13号「公正価値測定」は、公正価値の測定に利用するインプットの重要性を反映させた公正価値のヒエラルキーを用いて、公正価値の測定を分類することを要求しております。

公正価値の測定に用いられる公正価値の階層（公正価値ヒエラルキー）の定義は次のとおりです。

- ・レベル1：同一の資産又は負債に関する活発な市場における無修正の相場価格
- ・レベル2：資産又は負債に関する直接又は間接に観察可能な、レベル1に含まれる相場価格以外のインプットを用いて算定された公正価値
- ・レベル3：資産又は負債に関する観察可能でないインプットを用いて算定された公正価値

金融商品の公正価値ヒエラルキーのレベルは、公正価値の測定の重要なインプットのうち、最も低いレベルにより決定されます。

上記の定義に基づき、連結財政状態計算書において経常的に公正価値で測定されている金融資産及び金融負債の公正価値ヒエラルキーは以下のとおりです。

前連結会計年度（2019年3月31日）

	レベル1	レベル2	レベル3
	百万円	百万円	百万円
清算引受資産	416,535	49,469,841	-
その他の金融資産	22,053	-	2,065
合計	438,589	49,469,841	2,065
清算引受負債	416,535	49,469,841	-
合計	416,535	49,469,841	-

当連結会計年度（2020年3月31日）

	レベル1	レベル2	レベル3
	百万円	百万円	百万円
清算引受資産	682,796	59,646,875	-
その他の金融資産	13,434	-	2,138
合計	696,231	59,646,875	2,138
清算引受負債	682,796	59,646,875	-
合計	682,796	59,646,875	-

連結財政状態計算書上、公正価値で測定されていない金融資産及び金融負債の帳簿価額、公正価値及び公正価値ヒエラルキーは以下のとおりです。

前連結会計年度（2019年3月31日）

	帳簿価額 百万円	公正価値	
		レベル1	レベル2
		百万円	百万円
その他の金融資産	115,615	113,626	1,996
合計	115,615	113,626	1,996
社債及び借入金（非流動）	19,946	-	20,198
合計	19,946	-	20,198

当連結会計年度（2020年3月31日）

	帳簿価額 百万円	公正価値	
		レベル1	レベル2
		百万円	百万円
その他の金融資産	119,983	117,990	1,983
合計	119,983	117,990	1,983
社債及び借入金（非流動）	19,953	-	20,077
合計	19,953	-	20,077

なお、連結財政状態計算書上、公正価値で測定されていない金融資産・金融負債のうち、下記の項目については、いずれも短期であり、帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっているため、公正価値を開示しておりません。

- ・現金及び現金同等物
- ・営業債権及びその他の債権
- ・清算参加者預託金特定資産
- ・信認金特定資産
- ・違約損失積立金特定資産
- ・営業債務及びその他の債務
- ・社債及び借入金（流動）
- ・清算参加者預託金
- ・信認金
- ・取引参加者保証金

(3) 公正価値の測定方法

金融資産及び金融負債の公正価値は、以下のとおりです。

清算引受資産・負債

以下の区分に従い、それぞれに掲げる方法によって公正価値を見積もっております。

- ・先物取引、オプション取引及び店頭デリバティブ取引については、期末日における清算値段により見積もっております。
- ・レポ取引については、取引決済日における受渡決済金額を割り引く方法により見積もっております。

その他の金融資産

市場性のある有価証券については市場価格等を用いて公正価値を見積もっております。

社債及び借入金

満期までの期間が長期であるものは、当社グループの信用力を反映した割引率を用いて、将来キャッシュ・フローを割り引く方法等により公正価値を見積もっております。

(4) 金融商品の相殺

当社グループは、認識された金額を相殺する強制可能な法的権利を現在有しており、かつ純額で決済するか又は資産を実現すると同時に負債を決済する意図を有している場合には相殺し、連結財政状態計算書において純額で計上しております。

連結財政状態計算書における清算引受資産・負債に対する相殺の影響額は、以下のとおりです。

前連結会計年度(2019年3月31日)

金融資産			
	認識された金融資産 の総額	連結財政状態計算書で 相殺された 金融資産の総額	連結財政状態 計算書残高
	百万円	百万円	百万円
レボ取引	88,883,785	39,437,209	49,446,575
上場オプション取引	1,647,009	1,262,922	384,086
その他	15,058,104	15,002,389	55,714
合計	105,588,899	55,702,521	49,886,377

金融負債			
	認識された金融負債 の総額	連結財政状態計算書で 相殺された 金融負債の総額	連結財政状態 計算書残高
	百万円	百万円	百万円
レボ取引	88,883,785	39,437,209	49,446,575
上場オプション取引	1,647,009	1,262,922	384,086
その他	15,058,104	15,002,389	55,714
合計	105,588,899	55,702,521	49,886,377

当連結会計年度(2020年3月31日)

金融資産			
	認識された金融資産 の総額	連結財政状態計算書で 相殺された 金融資産の総額	連結財政状態 計算書残高
	百万円	百万円	百万円
レボ取引	98,944,932	39,324,619	59,620,313
上場オプション取引	3,085,037	2,433,498	651,539
その他	13,845,590	13,787,770	57,819
合計	115,875,560	55,545,888	60,329,672

金融負債			
	認識された金融負債 の総額	連結財政状態計算書で 相殺された 金融負債の総額	連結財政状態 計算書残高
	百万円	百万円	百万円
レボ取引	98,944,932	39,324,619	59,620,313
上場オプション取引	3,085,037	2,433,498	651,539
その他	13,845,590	13,787,770	57,819
合計	115,875,560	55,545,888	60,329,672

連結財政状態計算書に計上している清算引受資産・負債の金額は、清算参加者の決済不履行等の状況が発生した場合、商品ごとに定められた所定の方法に従い、不履行清算参加者への引渡しを停止した有価証券及び金銭並びに清算参加者預託金の充当等により相殺されます。

27. 金融リスク管理

(1) 資本管理

当社グループは、我が国証券市場における公共インフラとしての使命を果たすため、事業を運営するための財務基盤の安全性を確保しつつ、持続的な成長及び企業価値の最大化を実現することを目的として、事業のリスクに見合った適正な資本水準並びに負債・資本構成を維持することを資本管理の基本方針としております。なお、資本は、「親会社の所有者に帰属する持分」です。

また、子会社である株式会社日本証券クリアリング機構及び株式会社日本商品清算機構の清算機関としての継続性及び決済履行保証スキームの機能確保の観点から、清算機関に対する指針等も踏まえ一定の剰余金を確保しております。

なお、金融商品取引所持株会社である当社株式については、金融商品取引法に基づき、取得及び所有に係る制限等が課されております。

(2) 金融商品から生じる財務上のリスク管理

当社グループは、事業活動を行う過程において、金融商品から生じる各種財務上のリスク（信用リスク・流動性リスク・市場リスク）に晒されておりますが、リスクを把握・分析し、適切な方法で統合的なリスク管理に取り組むことで、リスクの回避又は低減に努めております。

当社グループが認識している主要なリスクは、株式会社日本証券クリアリング機構の清算業務から発生する信用リスク及び流動性リスクです。以下、当社グループの清算業務に係るリスク管理及びそれ以外のリスク管理について、財務上のリスクごとに記載しております。

信用リスク管理

信用リスクとは、取引の相手先が契約内容を履行できなくなること等により、当社グループが財務的損失を被るリスクです。株式会社日本証券クリアリング機構及び株式会社日本商品清算機構は、市場参加者が行った取引の債務を負担することにより取得する債権である清算引受資産について、清算参加者の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに対しては、清算参加者に対する資格制度や担保制度等の体制を整備しております。なお、同社の決済履行制度の詳細については、「第2 事業の状況 - 2 事業等のリスク - 7. 決済履行確保の枠組みについて」を、また清算参加者預託金等の代用有価証券の公正価値については、注記「11. 金融商品取引の安全性確保のための諸制度に基づく資産・負債」をご参照ください。

また、清算参加者から担保として預託を受けた清算参加者預託金特定資産は、保管・資金運用先に対する信用リスクに晒されておりますが、原則として信用リスクのない決済用預金及び日本銀行当座預金に預け入れており、また資金運用をする場合においても、金融機関に対する日本国債を担保とした有担保によるコール資金の貸付又は一定の信用力を有する信託銀行への普通預金に限定することで、当該リスクの回避を図っております。

流動性リスク管理

流動性リスクとは、必要な資金が確保できなくなること等により、当社グループが財務的損失を被るリスクです。

株式会社日本証券クリアリング機構及び株式会社日本商品清算機構は、清算参加者に決済不履行が生じた場合であっても、自ら資金不足をカバーし、決済を完了する必要があることから、清算引受負債について流動性リスクに晒されておりますが、当該リスクに対しては、資金決済銀行との間で流動性供給に関する契約を締結すること等により、十分な流動性を確保する体制を整備しております。

また、同社が各清算参加者から担保として預託を受けた清算参加者預託金特定資産については、流動性の高い短期金融資産で保管・運用を行うことで、担保返戻時の流動性リスクの回避を図っております。

さらに、当社グループは借入金により資金を調達しており、債務の支払期日にその支払いをできなくなる流動性リスクに晒されておりますが、資金繰りの状況及び見通しの把握を行うとともに、当社グループ内で機動的に資金を融通し合うこと等により、当該リスクの回避を図っております。

当社グループの金融負債の期日別残高は、以下のとおりです。
前連結会計年度（2019年3月31日）

	帳簿残高	契約上の キャッシュ・ フロー	1年以内	1年超 2年以内	2年超
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
営業債務及びその他の債務	4,421	4,421	4,421	-	-
社債及び借入金（流動）	32,500	32,500	32,500	-	-
清算引受負債	49,886,377	49,886,377	49,886,377	-	-
清算参加者預託金	3,795,086	3,795,086	3,795,086	-	-
信認金	490	490	490	-	-
取引参加者保証金	8,384	8,384	8,384	-	-
社債及び借入金（非流動）	19,946	20,000	-	-	20,000
合計	53,747,207	53,747,260	53,727,260	-	20,000

当連結会計年度（2020年3月31日）

	帳簿残高	契約上の キャッシュ・ フロー	1年以内	1年超 2年以内	2年超
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
営業債務及びその他の債務	6,643	6,643	6,643	-	-
社債及び借入金（流動）	32,500	32,500	32,500	-	-
清算引受負債	60,329,672	60,329,672	60,329,672	-	-
清算参加者預託金	6,549,099	6,549,099	6,549,099	-	-
信認金	762	762	762	-	-
取引参加者保証金	8,248	8,248	8,248	-	-
社債及び借入金（非流動）	19,953	20,000	-	-	20,000
合計	66,946,879	66,946,926	66,926,926	-	20,000

市場リスク管理

（市場価格変動リスク及び為替リスク）

当社グループが保有しているシンガポール取引所株式の市場価格や為替の変動は、当社グループの資本や包括利益に影響を及ぼすため、同社株式の市場価格の変動等について定期的に取締役会に報告する等の継続的なモニタリングを行っております。

同社株式の公正価値が10%下落した場合の価格変動が連結財政状態計算書の資本に与える影響は以下のとおりです。なお、同社株式を3年程度かけて順次売却することを2018年3月30日に決定し、当連結会計年度において一部売却しております。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
	百万円	百万円
資本影響額	1,530	932

28. その他の包括利益

「その他の包括利益」に含まれている、各包括利益項目別の当期発生額及び税効果への影響は、以下のとおりです。

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

	当期発生額	税効果前	税効果	税効果後
	百万円	百万円	百万円	百万円
その他の包括利益を通じて測定する金融資産の公正価値の純変動	126	126	38	87
確定給付制度の再測定	147	147	45	102
持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分	0	0	0	0
合計	20	20	6	14

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

	当期発生額	税効果前	税効果	税効果後
	百万円	百万円	百万円	百万円
その他の包括利益を通じて測定する金融資産の公正価値の純変動	2,782	2,782	851	1,930
確定給付制度の再測定	71	71	21	49
持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分	0	0	0	0
合計	2,711	2,711	830	1,881

29. 配当金

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
		百万円	円		
2018年5月14日 取締役会	普通株式	23,063	(注1) 43.00	2018年 3月31日	2018年 5月28日
2018年10月29日 取締役会	普通株式	14,481	27.00	2018年 9月30日	2018年 12月3日
2019年5月14日 取締役会	普通株式	23,063	(注2) 43.00	2019年 3月31日	2019年 5月28日
2019年10月30日 取締役会	普通株式	12,872	24.00	2019年 9月30日	2019年 12月2日

(注1) 1株当たり配当額には、記念配当10円が含まれております。

(注2) 1株当たり配当額には、特別配当15円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
		百万円	円		
2020年5月14日 取締役会	普通株式	16,090	30.00	2020年 3月31日	2020年 5月27日

30. リース

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月1日）

当社グループは、解約可能オペレーティング・リースとして、オフィスビル等を賃借しております。これらの賃借料合計は、前連結会計年度において3,939百万円であります。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月1日）

当社グループは、借手として、不動産を原資産とする資産を賃借しており、当該リースに係る収益及び費用の内訳は、以下のとおりであります。

当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月1日)	
百万円	
使用権資産の減価償却費（注1）	
不動産を原資産とするもの	3,129
合計	3,129
リース負債に係る金利費用（注2）	16
短期リース費用（注3）	1,044
合計	1,061

（注1）使用権資産の減価償却費は、連結損益計算書の「営業費用」に含めております。

（注2）リース負債に係る金利費用は、連結損益計算書の「金融費用」に含めております。

（注3）短期リース費用は、連結損益計算書の「営業費用」に含めております。

当連結会計年度におけるリースに係るキャッシュ・アウトフローの合計額は、3,142百万円であります。

使用権資産の増加及び内訳については、注記「13. 有形固定資産」に記載しております。

当連結会計年度におけるリース負債の増加額は6,400百万円であり、主たる増加については、注記「4. 会計方針の変更」に記載しております。

当社グループのリース負債は、その他の流動負債及びその他の非流動負債に含めて表示しております。

リース負債の期日別残高は、以下のとおりであります。

	帳簿残高	契約上の キャッシュ・ フロー	1年以内	1年超 2年以内
	百万円	百万円	百万円	百万円
当連結会計年度末 (2020年3月31日)				
リース負債	3,275	3,284	3,142	142

31. 関連当事者

(1) 主な子会社及び関連会社

主要な子会社及び関連会社は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載のとおりです。

(2) 主要な経営幹部に対する報酬

区分	支給額
取締役（社外取締役を除く）	28百万円
執行役	451百万円
社外取締役	153百万円

32. 偶発事象

保証債務額

当社グループは、従業員の金融機関からの住宅取得借入に対して以下のとおり債務保証を行っております。

前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
百万円	百万円
1,266	1,192

33. 後発事象

当連結会計年度の有価証券報告書提出日である2020年6月16日現在において、記載すべき重要な後発事象はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	当連結会計年度
営業収益 (百万円)	29,069	57,936	87,433	123,688
税引前四半期 (当期) 利益 (百万円)	16,402	32,011	48,586	69,095
親会社の所有者に帰属する四半期 (当期) 利益 (百万円)	10,711	21,573	33,317	47,609
1 株当たり四半期 (当期) 利益 (円)	20.00	40.29	62.22	88.91

(会計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
1 株当たり四半期利益 (円)	20.00	20.29	21.93	26.69

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	82,312	82,696
営業未収入金	17	17
前払費用	90	108
その他	16,396	15,956
流動資産合計	88,806	88,770
固定資産		
有形固定資産		
建物	5	4
車両運搬具	35	32
工具、器具及び備品	3	2
有形固定資産合計	44	39
無形固定資産		
商標権	16	14
ソフトウェア	144	118
その他	0	-
無形固定資産合計	161	132
投資その他の資産		
投資有価証券	25,621	15,625
関係会社株式	118,498	124,510
関係会社出資金	3,000	3,000
長期前払費用	1	15
前払年金費用	23	29
違約損失積立金特定資産	310,580	310,580
その他	145	147
投資その他の資産合計	157,871	153,908
固定資産合計	158,077	154,079
資産合計	246,883	242,849

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
営業未払金	1,142	1,131
短期借入金	23,500	32,500
関係会社短期借入金	71,600	62,300
1年内返済予定の長期借入金	9,000	-
未払金	46	19
未払費用	1,241	1,250
預り金	85	129
前受収益	69	81
賞与引当金	494	565
役員賞与引当金	129	144
その他	106	150
流動負債合計	105,415	96,273
固定負債		
社債	20,000	20,000
退職給付引当金	22	36
株式給付引当金	386	830
繰延税金負債	2,968	1,555
その他	54	62
固定負債合計	23,432	22,484
負債合計	128,848	118,757
純資産の部		
株主資本		
資本金	11,500	11,500
資本剰余金		
資本準備金	3,000	3,000
その他資本剰余金	899	899
資本剰余金合計	3,899	3,899
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金	5,302	5,302
繰越利益剰余金	91,035	100,497
利益剰余金合計	96,338	105,799
自己株式	1,213	1,548
株主資本合計	110,523	119,650
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	7,511	4,441
評価・換算差額等合計	7,511	4,441
純資産合計	118,035	124,091
負債純資産合計	246,883	242,849

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業収益		
経営管理料	1 6,984	1 6,804
関係会社受取配当金	1 41,873	1 40,247
その他	1 74	1 6
営業収益合計	48,932	47,057
営業費用	1, 2 5,849	1, 2 5,914
営業利益	43,082	41,143
営業外収益		
受取利息	13	10
受取配当金	1 1,413	1 753
その他	58	89
営業外収益合計	1,485	854
営業外費用		
支払利息	1 5	1 9
社債利息	71	71
その他	5	10
営業外費用合計	81	91
経常利益	44,486	41,906
特別利益		
投資有価証券売却益	4,635	5,908
特別利益合計	4,635	5,908
税引前当期純利益	49,121	47,814
法人税、住民税及び事業税	2,405	2,475
法人税等調整額	89	58
法人税等合計	2,316	2,417
当期純利益	46,805	45,396

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計
				別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	11,500	3,000	899	3,899	5,302	81,775	87,077
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	-	-	-	37,544	37,544
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-
当期純利益	-	-	-	-	-	46,805	46,805
その他	-	-	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	9,260	9,260
当期末残高	11,500	3,000	899	3,899	5,302	91,035	96,338

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	953	101,523	10,446	10,446	111,970
当期変動額					
剰余金の配当	-	37,544	-	-	37,544
自己株式の取得	264	264	-	-	264
当期純利益	-	46,805	-	-	46,805
その他	4	4	-	-	4
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	2,934	2,934	2,934
当期変動額合計	260	9,000	2,934	2,934	6,065
当期末残高	1,213	110,523	7,511	7,511	118,035

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	11,500	3,000	899	3,899	5,302	91,035	96,338
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	-	-	-	35,935	35,935
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-
当期純利益	-	-	-	-	-	45,396	45,396
その他	-	-	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	9,461	9,461
当期末残高	11,500	3,000	899	3,899	5,302	100,497	105,799

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,213	110,523	7,511	7,511	118,035
当期変動額					
剰余金の配当	-	35,935	-	-	35,935
自己株式の取得	350	350	-	-	350
当期純利益	-	45,396	-	-	45,396
その他	15	15	-	-	15
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	3,070	3,070	3,070
当期変動額合計	334	9,126	3,070	3,070	6,056
当期末残高	1,548	119,650	4,441	4,441	124,091

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

(1)満期保有目的の債券：償却原価法（定額法）

(2)子会社株式及び関連会社株式：移動平均法による原価法

(3)その他有価証券

時価のあるもの：決算期末日前1ヶ月の市場価格の平均に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの：移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定額法を採用しております。

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1)賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

(2)役員賞与引当金

取締役及び執行役に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職給付の支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法によりそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

(4)株式給付引当金

株式交付規程に基づく従業員及び役員への当社株式の交付等に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1)外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場により円換算しております。なお、その他有価証券は決算期末日前1ヶ月の平均為替相場により円換算しております。

(2)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
短期金銭債権	19百万円	19百万円
短期金銭債務	124百万円	132百万円

2 保証債務

従業員の金融機関からの住宅取得借入に対する債務保証

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
従業員	1,266百万円	1,192百万円

3 損失補償等

当社は、清算業務に関して株式会社日本証券クリアリング機構が被った損失を補填するための積立金として、違約損失積立金特定資産を資産勘定に計上しております。

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業取引による取引高		
営業収益	48,857百万円	47,051百万円
営業費用	1,969百万円	1,733百万円
営業取引以外の取引による取引高	126百万円	122百万円

2 営業費用のうち主要な費目及び金額

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
給与	1,710百万円	1,787百万円
賞与引当金繰入額	494百万円	565百万円
役員賞与引当金繰入額	129百万円	144百万円
減価償却費	20百万円	26百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	前事業年度末 (2019年3月31日)	当事業年度末 (2020年3月31日)
子会社株式	116,156	122,172
関連会社株式	2,342	2,337
合計	118,498	124,510

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	151百万円	173百万円
未払事業税	109百万円	78百万円
子会社株式評価損	216百万円	216百万円
株式給付引当金繰入	57百万円	121百万円
その他	32百万円	38百万円
繰延税金資産小計	567百万円	628百万円
評価性引当額	216百万円	216百万円
繰延税金資産合計	351百万円	412百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	3,315百万円	1,960百万円
その他	4百万円	7百万円
繰延税金負債合計	3,319百万円	1,967百万円
繰延税金資産(負債)の純額	2,968百万円	1,555百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%	0.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	26.2%	25.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	4.7%	5.1%

(企業結合等関係)

「1. 連結財務諸表等 - (1) 連結財務諸表 - 連結財務諸表注記 - 8. 企業結合」に記載しているため、注記を省略しています。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	5	-	-	0	4	8
	車両運搬具	35	14	11	6	32	38
	工具、器具及び備品	3	1	-	3	2	25
	建設仮勘定	-	16	16	-	-	-
	計	44	32	27	10	39	71
無形固定資産	商標権	16	0	-	2	14	-
	ソフトウェア	144	33	0	59	118	-
	その他	0	33	34	-	-	-
	計	161	67	34	62	132	-

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
賞与引当金	494	565	494	565
役員賞与引当金	129	144	129	144
株式給付引当金	386	462	19	830

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 - 無料
公告掲載方法	公告方法は、電子公告とします。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載します。 なお、電子公告は当社のホームページに記載しており、そのアドレスは次のとおりであります。 https://www.jpx.co.jp/
株主に対する特典	株主優待制度 (1) 対象株主 毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された1単元(100株)以上保有の株主 (2) 優待券 継続保有期間1年未満：金券・カード類(1,000円相当) 継続保有期間1年以上2年未満：金券・カード類(2,000円相当) 継続保有期間2年以上3年未満：金券・カード類(3,000円相当) 継続保有期間3年以上：金券・カード類(4,000円相当) 継続保有期間とは、それぞれ、同じ株主番号で3月末及び9月末日時点の当社株主名簿に、以下の回数以上、連続で記載または記録されていることとします。 1年以上：3回、2年以上：5回、3年以上：7回 (3) 贈呈時期 毎年6月定時株主総会終了後

(注) 定款において単元未満株式についての権利に関する定めを行っております。当該規定により、単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することはできません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書 及びその添付書類、 有価証券報告書の 確認書	事業年度 (第18期)	自 2018年4月1日 至 2019年3月31日	2019年6月12日 関東財務局長に提出。
(2) 内部統制報告書及びその 添付書類	事業年度 (第18期)	自 2018年4月1日 至 2019年3月31日	2019年6月12日 関東財務局長に提出。
(3) 四半期報告書及び四半期 報告書の確認書	事業年度 (第19期第1四半期)	自 2019年4月1日 至 2019年6月30日	2019年8月9日 関東財務局長に提出。
	事業年度 (第19期第2四半期)	自 2019年7月1日 至 2019年9月30日	2019年11月13日 関東財務局長に提出。
	事業年度 (第19期第3四半期)	自 2019年10月1日 至 2019年12月31日	2020年2月13日 関東財務局長に提出。
(4) 臨時報告書	金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容 等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号 の2(株主総会における議決権行使の結果)の 規定に基づく臨時報告書		2019年6月21日 関東財務局長に提出。
	金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容 等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号 (特定子会社の異動)の規定に基づく臨時報告 書		2019年9月25日 関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年6月16日

株式会社 日本取引所グループ

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	北村 嘉章
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤本 貴子
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山本 道之
--------------------	-------	-------

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社日本取引所グループの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結財務諸表注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条により規定された国際会計基準に準拠して、株式会社日本取引所グループ及び連結子会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

1 収益認識に関するIT統制の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>連結財務諸表注記「21. 営業収益」に記載されているとおり、当連結会計年度の取引関連収益は48,589百万円、清算関連収益は26,427百万円であり、連結損益計算書における営業収益の60.7%を占めている。</p> <p>これらの営業収益は、日々の膨大な現物・先物等取引がITシステムにより処理され、売買・取引代金、取引数量、想定元本額等に一定の料率を乗じて算定・計上されるため、ITシステムへの依存度が非常に高い。会社のITシステムは、テクノロジーの発達による取引手法の多様化・高度化や新商品の上場などに適切かつ機動的に対応し、市場利用者のニーズを実現していくため定期的に更改されており、当連結会計年度においても株式売買システム「arrowhead」のバージョンアップや現物清算システムのリプレイスなどが実施されている。</p> <p>当監査法人は、営業収益が適切に連結財務諸表に反映されているかどうかを検討するにあたり、数値の直接的な検証の前提として、ITシステム群の安定稼働が必要不可欠な要素であると考へた。そのため、売買系システム、清算系システム等の一連のITシステムに内包された自動化された内部統制の有効性の評価を重視した。さらに、当連結会計年度に行われたarrowheadのバージョンアップや現物清算システムのリプレイスは、ITシステム群の安定稼働に特に重要な影響をもたらす可能性があると考えた。従って、そのような変化が生じている領域における開発管理やデータ移行等のための全般統制の有効性の評価について、慎重な検討が必要であると判断した。</p> <p>また、当監査法人は、これら営業収益取引に係る内部統制の有効性の評価を実施するためには、取引所ビジネス及びITシステムに関して相応の専門的な知識及び経験が必要不可欠であると判断した。</p> <p>以上より、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に相当する事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、IT専門家と連携して、取引開始から営業収益の計上に至るまでのITシステムにおける一連のデータフロー、処理プロセス及び自動化された内部統制を理解し、ITシステム群の安定稼働のために構築された内部統制の有効性を評価した。それに加えて、営業収益の計上根拠証憑との突合を中心とした実証手続を実施した。主として実施した監査手続は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ITシステム群のプログラム変更時における責任者の承認証跡の閲覧や、重要データ・ファイルへのアクセス権限付与・変更における責任者の承認やアクセス権限の定期的な点検証跡の閲覧等により全般統制の有効性を評価した。 ・ 一連のITシステムのデータインタフェース処理に関する業務処理統制の有効性を評価するために、ITシステム間における売買・取引代金、取引数量が整合するかどうかを検討した。 ・ 主要な売買系及び清算系システムにおける自動計算に関する業務処理統制の有効性を評価するために、取引料、アクセス料、清算手数料等の料金の再計算を実施し、ITシステムによる処理の正確性を検討した。 <p>さらに、当連結会計年度にバージョンアップやリプレイスが行われたarrowheadや現物清算システムに対しては、そのような変化が生じている領域に焦点を当てて内部統制の有効性を評価した。主として実施した監査手続は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ arrowheadや現物清算システムなどの開発管理やデータ移行等に係る全般統制の有効性を評価するために、以下について、システム管理者に質問するとともに関連文書等を閲覧した。 <ul style="list-style-type: none"> - ユーザー部門のシステム要件定義への参画及び承認 - ベンダーが開発したプログラムの受入テストによる品質評価 - リリース前の本番稼働判定における品質の最終確認等

2 ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定の評価	
監査上の主要な検討事項の 内容及び決定理由	監査上の対応
<p>連結財務諸表注記「14. のれん及び無形資産」に記載されているとおり、当連結会計年度末において、ソフトウェアが29,574百万円、ソフトウェア仮勘定が4,564百万円計上されている。</p> <p>「1 収益認識に関するIT統制の評価」にも記載のとおり、取引所ビジネスにおけるITシステムへの依存度は非常に高く、会社はテクノロジーの発達による取引手法の多様化・高度化や新商品の上場などに適切かつ機動的に対応し、市場利用者のニーズを実現していくため、その更改を定期的に行っている。そのような状況から、会社は当連結会計年度に更改したarrowheadや現物清算システムを含め、ITシステムに対して多額の設備投資を実施している。当監査法人は、会社が開発中の新システムの活用について方針転換を図った場合には、新システムが事業の用に供されない、又はその一部について投資回収が見込まれない可能性があるため、これらのシステムに関する減損の兆候について慎重な検討が必要と考えた。</p> <p>それに加えて、当監査法人は、新システムの開発に伴い現行システムの利用期間に変更が生じる場合があることから、連結財務諸表注記「5. 重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断」に記載されているとおり、会社が新システムの稼働に向けて、現行システムの耐用年数の見直しを行っていることについて、会計上の見積りの変更として併せて慎重な検討が必要と考えた。</p> <p>以上より、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に相当する事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、IT専門家と連携して、ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定の評価に係る内部統制の有効性を評価するとともに、当連結会計年度に更改したarrowhead及び現物清算システムを含む開発中の新システムについて、減損の兆候の有無を検討するため、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発中の新システムの活用及び開発方針について、計画時からの重要な変更が生じていないかどうかを検討するため、システム管理者に質問するとともに情報システム部門内における会議体議事録等を閲覧した。 <p>さらに、当監査法人は、現行システムの耐用年数の見直しが会社により適切に行われているかどうかを検討するため、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐用年数の見直しが必要となる現行システムが漏れなく識別され、その見直しが適切に実施されているかどうかを検討するため、稟議書及び情報システム部門における関連文書等を閲覧した。 ・現行システムの耐用年数の見直しによる減価償却計算が適切であるかどうかを検討するため、再計算を実施した。

3 株式会社東京商品取引所の連結子会社化	
監査上の主要な検討事項の 内容及び決定理由	監査上の対応
<p>連結財務諸表注記「8. 企業結合」に記載されているとおり、会社は2019年10月1日付で株式会社東京商品取引所の株式を取得し、その子会社と合わせて連結子会社とした（以下、株式会社東京商品取引所及びその子会社を合わせて「TOCOM」という。）。なお、会社が取得した資産合計は106,276百万円、負債合計は99,896百万円である。</p> <p>当監査法人は、TOCOMの連結子会社化が会社にとって通例ではない取引であるため、株式取得から連結財務諸表の作成に至るまでの一連の会計処理が適切に行われることに注意を払う必要があると考えた。具体的には、以下を重要な監査領域であると判断した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ソフトウェアの評価等の会計上の見積り項目をはじめとして、会社が取得した識別可能な資産及び引き受けた負債が適切に分類され、計上されていること ・連結グループ会計方針への原則的な統一を含め、国際財務報告基準が適切に適用されていること <p>以上より、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に相当する事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、TOCOMの連結子会社化に伴う会計処理が適切に連結財務諸表に反映されているかどうかを検討するため、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社が取得した識別可能な資産又は引き受けた負債について、契約書等の関連証憑を閲覧し、これらが契約等の内容に基づき実態を反映して適切に分類され、計上されているかどうかを検討した。特にソフトウェアについてはIT専門家と連携し、情報システム部門の責任者へ質問のうえ、会社が承認したシステム開発スケジュールと固定資産減価償却に関する資産別の内訳表を比較検討するなどにより、会社の連結グループにおける将来の利用可能性を含めてその評価が適切であるかどうかを検討した。 ・連結グループの会計方針とTOCOMの会計方針とを比較検討のうえ、その前提となる事象又は状況が同様の取引について、会計方針の統一を含め、国際財務報告基準の要求事項が適切に適用されているかどうかを検討した。

連結財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社日本取引所グループの2020年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社日本取引所グループが2020年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年6月16日

株式会社 日本取引所グループ

取締役 会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 北村 嘉章

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤本 貴子

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山本 道之

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社日本取引所グループの2019年4月1日から2020年3月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日本取引所グループの2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

関係会社株式及び関係会社出資金の評価	
監査上の主要な検討事項の 内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は純粋持株会社であり、当事業年度の貸借対照表に計上されている関係会社株式及び関係会社出資金（以下、「関係会社株式等」という。）の合計金額127,510百万円が総資産242,849百万円に占める割合は52.5%である。</p> <p>関係会社株式等の実質価額は過去から継続して著しく低下しておらず、当事業年度も状況に重要な変化はないため、関係会社株式等の回収可能性が問題となるような状況には至っていない。しかしながら、当監査法人は、会社が純粋持株会社であることを踏まえ、関係会社株式等の評価が相対的に最も重要な監査領域であると考えた。</p> <p>以上より、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に相当する事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、関係会社株式等の評価に係る内部統制の有効性を評価するとともに、会社による関係会社株式等の評価結果の妥当性を以下により検討した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係会社株式等の実質価額の算定基礎となる各社の財務情報について、実施した監査手続とその結果に基づき、当該財務情報の信頼性を確かめた。 ・ 会社による関係会社株式等の評価結果の妥当性を検討するため、各関係会社株式等の帳簿残高を各社の実質価額と比較検討した。

財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。